

令和8年度 第1回 山形県保健医療推進協議会

日 時：令和8年8月5日（水）10:00～12:00

場 所：オンライン会議（県庁 1201 会議室）

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 新任委員紹介

4 協 議

(1) 会長及び副会長の選任について

(2)各種計画における取組み状況について

- ・山形県保健医療計画 ≪資料1-1～2≫
- ・山形県医療費適正化計画 ≪資料2-1～2≫
- ・山形県アルコール健康障害対策推進計画 ≪資料3-1～3≫

(3)山形県保健医療計画「中間見直し」の進め方について

《資料4-1~3》

(4)新たな地域医療構想の策定の進め方について

《資料5-1~3》

5 その他

6 閉 会

令和8年度 第1回 山形県保健医療推進協議会 出席者名簿

《委員》

所属団体名・職名		氏 名		
委員	山形県医師会 会長	間 中 英 夫	出席	会場
委員	山形県歯科医師会 会長	土 門 宏 樹	出席	会場
委員	山形県町村会 会長	阿 部 誠	出席	W e b
委員	山形県食生活改善推進協議会 会長	伊 藤 浩 呉	出席	W e b
委員	山形県薬剤師会 会長	岡 寄 千賀子	出席	W e b
委員	山形県医師会 副会長	粕 川 俊 彦	出席	W e b
委員	山形県訪問看護ステーション連絡協議会 会長	カストロ 沙 織	欠席	—
委員	山形県立米沢栄養大学 准教授	金 谷 由 希	出席	W e b
委員	山形県消防長会 会長	斎 藤 純 一	出席	W e b
委員	山形県市長会 会長	佐 藤 孝 弘	欠席	—
委員	山形県病院協議会 理事長	鈴 木 克 典	出席	W e b
委員	山形県立保健医療大学保健医療学部 助教	高 畑 未 樹	出席	W e b
委員	山形県保険者協議会 副会長	丹 野 晴 彦	出席	W e b
委員	認定特定非営利活動法人やまがた育児サークルランド	土 屋 清 美	出席	W e b
委員	山形県地域包括支援センター等協議会 副理事長	長 岡 芳 美	出席	W e b
委員	山形大学医学部 医学部長	永 瀬 智	出席	W e b
委員	日本精神科病院協会山形県支部 支部長	中 村 成	出席	W e b
委員	山形県保健所長会 会長	藤 井 俊 司	出席	W e b
委員	山形県社会福祉協議会 会長	堀 井 洋 幸	出席	W e b
委員	山形大学大学院 教授	村 上 正 泰	出席	W e b
委員	山形県栄養士会 研究教育事業部員	矢 口 友 理	出席	W e b
委員	山形県看護協会 会長	若 月 裕 子	出席	W e b

《県》

所属名・職名		氏 名		
健康福祉部長		城戸口 一 子	出席	会場
医療統括監		森 野 一 真	出席	会場
みらい企画創造部 企画調整課 重要プロジェクト企画室 室長補佐		高 梨 芳 樹	出席	W e b
防災くらし安心部 消防救急課長		中 村 精	出席	W e b
しあわせ子育て応援部 こども家庭・母子保健課長		小 野 和 俊	出席	W e b
健康福祉部 健康福祉企画課長		渡 邊 圭 彦	出席	会場
健康福祉部 健康福祉企画課 薬務・感染症対策主幹		三 浦 敏 嗣	出席	会場
健康福祉部 医療政策課長		松 田 光 美	出席	会場
健康福祉部 西村山新病院整備推進室長		今 田 禎 幸	出席	会場
健康福祉部 地域福祉推進課長		布 宮 千 夏	出席	会場
健康福祉部 がん対策・健康長寿日本一推進課長		前 田 真由美	出席	会場
健康福祉部 高齢者支援課長		川 井 幸 樹	出席	会場
健康福祉部 障がい福祉課長（兼）障がい者活躍・賃金向上推進室長		菅 原 貴久磨	出席	会場
病院事業局 県立病院課長		小野田 隆 一	出席	W e b
教育局 学校体育保健課長		石 田 充	出席	W e b
村山総合支庁 保健福祉環境部 保健企画課長		村 上 朋 子	出席	W e b
最上総合支庁 保健福祉環境部 保健企画課長		西 村 妙 子	出席	W e b
置賜総合支庁 保健福祉環境部 保健企画課長		加 藤 嘉 明	出席	W e b
庄内総合支庁 保健福祉環境部 保健企画課長		岩 澤 信 治	出席	W e b

第 8 次山形県保健医療計画における取組みについて（概要）

1 趣旨

- 第 8 次山形県保健医療計画（R6 年度～R11 年度）は、毎年度、目標の達成度や事業の実施状況等について、点検・評価を行うこととしている。
- このたび、令和 7 年度の主な取組みをとりまとめたところであり、本協議会において協議いただき、今後の施策展開に向けた御意見を頂戴するもの。

2 令和 7 年度の主な取組み、評価及び今後の推進方向

主な項目は下記の通り。一覧は「資料 1－2」に掲載。

■疾病・事業ごとの医療連携体制の整備【第 2 章関係】

（1）がん

- ・ がんの予防対策として、県民一人ひとりの生活習慣の改善を図るため、5 月の禁煙週間を中心に、受動喫煙防止等に係る普及啓発を実施するとともに、年間を通して「食」と「運動」両面での取組み（減塩・ベジアッププロジェクト事業及びウォーキングプロジェクト事業等）を展開した。
- ・ 医療従事者向けに緩和ケア研修会を開催したほか、山形県がん診療連携指定病院が行う在宅医療や緩和ケア等の連携事業への支援を行った。
- ➡ 都道府県がん診療連携拠点病院を中核として、県内どこでも質の高いがん医療を受けることができる体制の充実に努めるとともに、切れ目のない緩和ケアを提供できる体制の充実を図る。

（2）脳卒中及び心筋梗塞等の心血管疾患

- ・ 患者・家族に対する包括的な支援を行うため、厚生労働省の採択を受け、山形大学医学部附属病院で「脳卒中・心臓病等総合支援センター事業」を引き続き実施した。
- ➡ 「脳卒中・心臓病等総合支援センター」が中心となって循環器病患者・家族に対する包括的な支援を行っていく。

(3) 精神疾患

- ・ 県内の9精神科病院を精神科救急医療施設に指定し、精神科救急患者の受入れ体制を整備した。
- ・ 山形県精神科救急情報センターにおいて、休日夜間の精神科救急に関する相談対応を実施した。
- ➡ 今後も引き続き、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、精神科救急患者の受け入れ態勢の整備を進めるとともに、関係者間の事例検討等を通して、救急搬送・受入業務の円滑な運用を図る。

(4) 災害時における医療

- ・ D M A T 指定病院と連携して、山形空港を会場に S C U（航空搬送拠点臨時医療施設）の設置・運営訓練を実施した。
- ・ D P A T 事務局主催の研修会に D P A T 統括者等を派遣したほか、D P A T 隊員の技能維持・向上のため山形 D P A T 研修会を開催した。
- ➡ 病院における B C P（事業継続計画）の策定について、全体の2／3が策定し、災害拠点病院においては策定率100%となっている。今後も、災害拠点病院以外の病院への働きかけを継続し、災害時の医療提供体制の強化を図る。

(5) 新興感染症発生・まん延時における医療

- ・ 医療機関に対し医療措置協定の周知及び締結を実施した。
- ・ 協定締結医療機関の感染症対策に係る施設・設備整備事業への補助を実施した。
- ➡ 今後は、目標を達成していない発熱外来や医療人材確保を中心に協定締結の働きかけを継続する。

■在宅医療の推進関係【第3章関係】

- ・ 在宅医療提供体制を整備するため、在宅医療の担い手育成や多職種連携を図る研修会の開催をはじめ在宅医療の拡充に取り組む団体に対する支援を引き続き行った。
- ・ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けては、介護予防や生活支援、自立支援・重度化防止のため、介護・フレイル予防プログラムの普及や生活支援コーディネーターの資質向上を図る研修会に加え、市町村への専門職の派遣調整や自立支援型地域ケア会議の助言者のスキルアップ研修等

を実施した。

- ➡ 今後、医療機関における在宅医療の取組みを促すため、在宅医療の拡充に取り組む団体への支援などを継続するとともに、医療機関における設備整備への助成や在宅医療への理解を深める取組みを強化していく。
- ➡ また、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、引き続き、介護予防や生活支援、自立支援・重度化防止に向け取り組む市町村や専門職を支援していく。

■医療従事者の確保関係【第5章関係】

（１）医師

- ・ 医師確保対策の具体的な実施に係る関係者間の協議・調整の場である「地域医療対策協議会」を開催し、医師修学資金貸与医師及び自治医科大学卒業医師の令和８年度勤務先の配置調整を行った（108名）。
- ➡ 「山形県医師確保計画」に掲げた目標値の達成に向けて、効果的な取組みを継続するとともに第８次後期山形県医師確保計画を策定する。

（２）薬剤師

- ・ 薬剤師不足施設に対する指導を継続して実施した。
- ・ 病院薬剤師奨学金返還支援事業により10名に貸与を開始したほか、令和８年度貸与予定者9名を決定した。
- ➡ 引き続き、薬科系大学訪問や就職セミナーなどを活用し、県内の薬局、病院・診療所への就業の働きかけを行う。また、病院薬剤師奨学金返還支援事業により、県薬剤師会、県病院薬剤師会と連携して、病院薬剤師の確保に取り組む。

（３）保健師・助産師・看護職員等

- ・ 看護職員修学資金の貸与を行ったほか、山形県ナースセンターによる就業斡旋及び潜在看護師等の掘り起こしを行った。
- ➡ 看護職員の従事者数は増加傾向にあるが、目標には到達していない。山形方式・看護師等生涯サポートプログラムにおける各施策の充実・強化を図り、看護職員確保に向けた取組みを推進していく。

第8次山形県保健医療計画における主な取組みについて

資料1-2

目標及び進捗状況							令和7年度の主な取組み、 評価及び今後の推進方向	
第2部 各論								
第1章 県民の視点に立った医療提供体制の整備								
第1節 保健医療圏における医療提供体制の整備								
■ 医療提供体制の体系的整備								
項 目	現 状 (計画策定時)	目標（上段）						
		実績（下段）						
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	
「かかりつけ医」の普及		※「かかりつけ医」に関する厚生労働省の検討状況等を踏まえながら、中間見直しにおいて具体的な指標とその目標値を設定します。						
「かかりつけ歯科医」の普及率	85.1% (R4)	—	—	—	—	88.0%	—	
		—						
【健康福祉企画課・医療政策課・がん対策・健康長寿日本一推進課】								
【令和7年度の主な取組み】								
・チラシやホームページ等により「かかりつけ医」及び「かかりつけ歯科医」の普及に向けた県民への啓発を実施 ・やまがた健康フェア 2025 で「かかりつけ歯科医」を持つことや定期的な歯科健診を受けることの重要性について啓発								
【取組みの評価及び今後の推進方向】								
・令和8年1月よりかかりつけ医機能報告が開始されており、「協議の場」において医療機関からの報告を分析するなどし、地域での議論を活発化させる。 ・かかりつけ歯科医の普及率を高められるよう、引き続き様々な広報媒体や機会を捉えた啓発を実施する。								

■ 地域医療連携の仕組みづくり							
項 目	現 状 (計画策定時)	目標（上段）					
		実績（下段）					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
地域医療情報ネットワークへの登録累計患者数の合計	156千人 (R4)	186千人	201千人	216千人	231千人	246千人	261千人
		189千人	226千人				
地域医療情報ネットワークを参照した件数（4地域のネットワークにおけるアクセス数の合計）	2,163千件 (R4)	2,437千件	2,577千件	2,717千件	2,857千件	2,997千件	3,137千件
		2,899千件	2,952千件				
【医療政策課】							
■ 地域医療支援病院の整備							
項 目	現 状 (計画策定時)	目標（上段）					
		実績（下段）					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
地域医療支援病院の数	7 (R4)	7以上	7以上	7以上	7以上	7以上	7以上
		7	7				
【医療政策課】							
【令和7年度の主な取組み】 ・地域医療支援病院に興味のある病院からの問合せに対し、助言等を実施							
【取組みの評価及び今後の推進方向】 ・地域医療支援病院を目指している病院からの問合せに対して、適切に対応した。 ・地域医療支援病院を目指す病院の支援及び県民への地域医療支援病院に関する情報提供を行うとともに、地域の医療機関との機能分化・連携を推進していく。							

第2節 地域医療構想の推進

項 目	現 状 (計画策定時)	目標（上段）					
		実績（下段）					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
地域医療構想調整会議で 合意した各医療機関の対 応方針の達成率	— (R5)	80%	100%	—	—	—	—
		80%	83.3%				

【医療政策課】

【令和7年度の主な取組み】

- ・二次保健医療圏ごとに設置した地域医療構想調整会議を開催し、関係者との連携を図りつつ、地域医療構想の実現に向けた協議を推進
- ・病床の機能分化、連携を推進するため、4施設に対して施設・設備の整備や建物・医療機器の処分に係る損失補償、地域医療連携推進法人設立のための経費を支援

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・地域医療構想調整会議において、病床の機能分化・連携の具体的計画について意見交換し、地域の関係者の合意を得た。
- ・引き続き、地域医療構想調整会議において、関係者との連携を図りつつ、地域医療構想の実現に向けた協議を進める。
- ・地域医療介護総合確保基金を活用し、病床の規模や機能の見直し及び診療機能の役割分担と連携の取組を促進する。

第3節 患者の視点に立った安心な医療の確保

■医療機関情報の提供

（1）医療機能情報提供制度による医療機関情報の提供

項 目	現 状 (計画策定時)	目標（上段）					
		実績（下段）					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
「かかりつけ医」の普及		※「かかりつけ医」に関する厚生労働省の検討状況等を踏まえながら、中間見直しにおいて具体的な指標とその目標値を設定します。					
「かかりつけ歯科医」 の普及率	85.1% (R4)	—	—	—	—	88.0%	—
		—					

【健康福祉企画課・医療政策課・がん対策・健康長寿日本一推進課】

【令和7年度の主な取組み】

- ・インターネットを活用し県民に医療機関情報を提供

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・引き続き、年1回の更新を行い、最新の情報を県民に提供していく。

（2）保健医療計画における地域の医療機能や連携の状況の明示

項 目	現 状 (計画策定時)	目標（上段）					
		実績（下段）					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
「第2章第2節 地域における医療連携体制」及び「第3章 在宅医療の推進」に記載した医療機関の更新	1回 (R5)	1回	1回	1回	1回	1回	1回
		1回	1回				

【健康福祉企画課】

【令和7年度の主な取組み】

- ・二次保健医療圏ごと、疾病・事業ごとの医療連携体制を構築する病院の表を更新するとともに、第8次山形県保健医療計画に掲載

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・引き続き、年1回の更新を行い、最新の情報を県民に提供していく。

■患者の安心に配慮したサービスの提供

項 目	現 状 (計画策定時)	目標（上段）					
		実績（下段）					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
医療安全相談窓口への相談者の満足度	92.2% (R2～4)	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上
		84.1%	90.1%				

【医療政策課】

【令和7年度の主な取組み】

- ・医療安全相談窓口に寄せられた相談状況について、関係機関に対し情報を提供
- ・医療法第25条第1項の規定に基づく、病院・診療所等に対する立入検査を実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・相談件数が増加傾向で様々な相談をいただく中、概ね満足度の高い相談対応を行った。
- ・引き続き、医療安全相談窓口を運営し、苦情・相談に対応するとともに、医療法に基づく立入検査を実施していく。

<

血液確保、血液製剤の適正使用の推進

項 目	現 状 (計画策定時)	目標 (上段)					
		実績 (下段)					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
献血者目標人数達成率	104.7% (R5)	100% 以上	100% 以上	100% 以上	100% 以上	100% 以上	100% 以上
		105.7%	102.4%				

【健康福祉企画課】

令和7年度の主な取組み

- ・主として高校生を対象に、献血セミナーを実施
- ・各種広報媒体を活用し、献血の普及啓発を実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・献血者数は目標を上回る水準で推移しており、取り組みに対する成果が表れている。
- ・引き続き、関係機関と連携し特に若年層への普及啓発を強化する。

第5節 医療に関する情報化の促進

医療機関における医療情報の電子化の促進と総合的なネットワーク化の推進

項 目	現 状 (計画策定時)	目標 (上段)					
		実績 (下段)					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
地域医療情報ネットワークへの登録累計患者数の合計	156 千人 (R4)	186 千人	201 千人	216 千人	231 千人	246 千人	261 千人
		189 千人	226 千人				
地域医療情報ネットワークを参照した件数（4地域のネットワークにおけるアクセス数の合計）	2,163 千件 (R4)	2,437 千件	2,577 千件	2,717 千件	2,857 千件	2,997 千件	3,137 千件
		2,899 千件	2,952 千件				

【医療政策課】

令和7年度の主な取組み

- ・参加医療機関や利用に同意する患者の増加を図るための、地域医療情報ネットワーク協議会の取組を支援
- ・県境を越えて秋田県内の医療機関と患者情報を共有する「秋田・山形つばさネット」の運用を令和2年4月より開始
- ・対象職種を拡大した地域もあるなど、地域医療情報ネットワークを中心とした、切れ目のない医療・介護提供体制の構築を推進

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・登録累計患者数、アクセス数とも目標を達成した。
- ・対象職種の更なる拡大なども見据えながら、引き続き、地域医療構想の実現に向けた地域医療連携の取組を推進していく。

第2章 疾病・事業ごとの医療連携体制の整備

第1節 医療機関相互の機能分担と連携

項 目	現 状 (計画策定時)	目標 (上段)					
		実績 (下段)					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
		「第2章第2節 地域における医療連携体制」及び「第3章 在宅医療の推進」に記載した医療機関の更新	1 回 (R5)	1 回	1 回	1 回	1 回
【健康福祉企画課】							

【令和7年度の主な取組み】

- ・二次保健医療圏ごと、疾病・事業ごとの医療連携体制を構築する病院の表を更新するとともに、第8次山形県保健医療計画に掲載

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・引き続き、年1回の更新を行い、最新の情報を県民に提供していく。

第2節 地域における医療連携体制

1 がん

(1) がんの予防、がんの早期発見

項 目	現 状 (計画策定時)	目標 (上段)					
		実績 (下段)					
がんの 75 歳未満年齢調整死亡率 (人口 10 万対)	男女計 65.6 (R3)	男女計 61.7	男女計 60.4	男女計 59.1	男女計 57.8	男女計 56.5	男女計 55
		64.2					
がんの年齢調整罹患率 (人口 10 万対)	男女計 375.9 (R1)	—	—	—	—	—	減少
		384.3 (R3)					
胃がん検診の受診率	63.5% (R4)	—	66.7%	—	—	70%	—
		—					
大腸がん検診の受診率	64.7% (R4)	—	67.3%	—	—	70%	—
		—					
肺がん検診の受診率	69.0% (R4)	—	69.5%	—	—	70%	—
		—					

【令和7年度の主な取組み】

- ・がんの予防対策として、県民一人ひとりの生活習慣の改善を図るため、5月の禁煙週間を中心に、受動喫煙防止等に係る普及啓発を実施するとともに、年間を通して「食」と「運動」両面での取組み（減塩・ベジアッププロジェクト事業及びウォーキングプロジェクト事業等）を展開
- ・禁煙に取り組む県民向けに「禁煙治療実施医療機関」の情報をホームページに掲載する等し提供（医療機関数 169 施設 [R8. 4. 1 現在]）
- ・事業者団体と連携して飲食店への個別訪問等を実施し、「原則屋内禁煙」に取り組むよう要請（飲食店等への禁煙標識交付 1,708 件 [R8. 3 月末現在]）
- ・がん検診受診率向上対策として、10 月の「がん検診推進強化月間」を中心に、教育局と連携して小学校のがん教育を活用し、家庭における検診受診の呼びかけを行うとともに、包括連携協定締結企業と連携し、県内事業所に対しても「がん検診受診」を広く周知
- ・特に、女性のがん検診受診機会の拡大のた

項 目	現 状 (計画策定時)	目標 (上段)					
		実績 (下段)					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
乳がん検診の受診率	61.7% (R4)	—	65.8%	—	—	70%	—
		—					
子宮頸がん検診の受診率	57.5% (R4)	—	63.7%	—	—	70%	—
		—					
がん検診の精密検査受診率※	77.6%～ 98.7% (R1)	80%	83%	86%	89%	92%	95%
		75.7～ 97.3 (R4)					

※ 現状値は各部位の精密検査受診率の最低～最高を記載。対象者は40（20、50）歳以上74歳以下。

【がん対策・健康長寿日本一推進課】

め、市町村や医師会等の協力を得て「女性の休日検診事業」を実施

- がん検診の事業評価及び精度管理に向け、生活習慣病検診等管理指導協議会の各がん部会（子宮、肺、消化器、乳がん部会を各1回）及び生活習慣病検診等従事者講習会（延 20回）を開催
- がん診療連携協議会がん登録部会を通じ、院内がん登録の精度向上を推進
- 院内がん登録全国集計（2023）のデータからがん診療連携拠点病院等の医療の実態を把握
- がん登録実務者の資質向上に向けた研修会を開催

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- 成人の喫煙率は、直近値（R4）で 17.2%と、H2 の調査開始以来最も低くなったが、目標には達していない。
- 受動喫煙防止対策をさらに推進するため、引き続き、各種イベント等様々な機会を捉え、「改正健康増進法」及び「山形県受動喫煙防止条例」の周知を図っていく。
- また、職場や家庭における受動喫煙防止に向け、市町村ははじめ関係機関と連携し働きかけを継続していく。
- 本県のがん検診受診率は、全国上位であるものの、目標値には達しておらず、引き続き市町村や関係機関とも連携しながら受診率向上に向けた取組みを進める。
- がん登録の届出率は、がん登録の精度の高さの国際的目安である 90%を超えており、更なる登録精度の維持向上に取り組む。

め、市町村や医師会等の協力を得て「女性の休日検診事業」を実施

- がん検診の事業評価及び精度管理に向け、生活習慣病検診等管理指導協議会の各がん部会（子宮、肺、消化器、乳がん部会を各1回）及び生活習慣病検診等従事者講習会（延20回）を開催
- がん診療連携協議会がん登録部会を通じ、院内がん登録の精度向上を推進
- 院内がん登録全国集計（2023）のデータからがん診療連携拠点病院等の医療の実態を把握
- がん登録実務者の資質向上に向けた研修会を開催

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- 成人の喫煙率は、直近値（R4）で17.2%と、H2の調査開始以来最も低くなったが、目標には達していない。
- 受動喫煙防止対策をさらに推進するため、引き続き、各種イベント等様々な機会を捉え、「改正健康増進法」及び「山形県受動喫煙防止条例」の周知を図っていく。
- また、職場や家庭における受動喫煙防止に向け、市町村はじめ関係機関と連携し働きかけを継続していく。
- 本県のがん検診受診率は、全国上位であるものの、目標値には達しておらず、引き続き市町村や関係機関とも連携しながら受診率向上に向けた取組みを進める。
- がん登録の届出率は、がん登録の精度の高さの国際的目標である90%を超えており、更なる登録精度の維持向上に取り組む。

(2) がん医療の充実		【令和7年度の主な取組み】					
項 目	現 状 (計画策定時)	目標 (上段)					
		実績 (下段)					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
がん検診率により 検診した年間症例数 (拠 点・指定病院)	1,585 件 (R4)	1,700 件	1,760 件	1,820 件	1,880 件	1,940 件	2,000 件
		1,448 件	1,434 件				
緩和ケア研修修了医師数 の累計	1,749 名 (R4)	1,825 名	1,860 名	1,895 名	1,930 名	1,965 名	2,000 名
		1,917 名	1,998 名				
緩和薬物療法認定薬剤師 を配置している拠点・指 定病院の割合	5/7 病院 (R4)	—	—	6/7 病院	—	—	7/7 病院
		4/7 病院	4/7 病院				
がん・生殖医療の意思決 定支援に関する人材育成 を実施している拠点・指 定病院の割合	4/7 病院 (R4)	—	5/7 病院	—	6/7 病院	—	7/7 病院
		7/7 病院	7/7 病院				
がんの5年生存率	64.7% (H26-27)	—	—	—	—	—	70%
		—					
		【がん対策・健康長寿日本一推進課】					

・医療従事者向け緩和ケア研修会を開催（累 計：医師1,998人、看護師等1,134人修了）
・がんの地域連携バス運用拡大・改善に向け、 県がん診療連携協議会地域連携バス部会を 開催。当部会でバスの運用状況と課題を把握 し、改善に向けて協議
・山形県がん診療連携指定病院が行う在宅療 養や緩和ケア等の連携事業への支援

【取組みの評価及び今後の推進方向】
・緩和ケアについて切れ目なく提供できる体 制の充実を図る。
・地域連携バスの運用件数や緩和ケア研修会 修了者の数は増加しており、参加者のさらなる 拡大を図っていく。
・地域連携バス部会を定期的に開催し、引き続 き、バスの運用改善に向けて協議する。
・都道府県がん診療連携拠点病院を中核として、 県内どこでも質の高いがん医療を受ける ことができる体制の充実に努める。

【令和7年度の主な取組み】

- 医療従事者向け緩和ケア研修会を開催（累計：医師1,998人、看護師等1,134人修了）
- がんの地域連携バス運用拡大・改善に向け、県がん診療連携協議会地域連携バス部会を開催。当部会でバスの運用状況と課題を把握し、改善に向けて協議
- 山形県がん診療連携指定病院が行う在宅療養や緩和ケア等の連携事業への支援

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- 緩和ケアについて切れ目なく提供できる体制の充実を図る。
- 地域連携バスの運用件数や緩和ケア研修会修了者の数は増加しており、参加者のさらなる拡大を図っていく。
- 地域連携バス部会を定期的に開催し、引き続き、バスの運用改善に向けて協議する。
- 都道府県がん診療連携拠点病院を中核として、県内どこでも質の高いがん医療を受けることができる体制の充実に努める。

（３）がんと共生

項 目	現 状 (計画策定時)	目標（上段）					
		実績（下段）					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
現在自分らしい日常を送れていると感じるがん患者の割合	70.3% (H30)	—	—	76.8%	—	—	80%
		86.7% (R5)					
がん相談窓口における相談受理件数	6,831 件 (R4)	7,000 件	7,080 件	7,160 件	7,240 件	7,320 件	7,400 件
		7,066 件					
がんと診断後も仕事を継続していたがん患者の割合	61.4% (H30)	—	—	63.8%	—	—	65%
		50.5% (R5)					

【がん対策・健康長寿日本一推進課】

【令和７年度の主な取組み】

- ・「山形県がん総合相談支援センター」では、病院外の相談窓口である点を活かし、様々な相談対応を実施
- ・「山形県がん総合相談支援センター」と各がん診療連携拠点病院の「がん相談支援センター」とが協力して相談窓口の周知を行ったほか、ピアサポーターによるがん患者サロンを開催
- ・山形労働局と連携し、「がん患者就労・生活支援関係機関連絡会議」を開催
- ・働きながら通院治療が可能とされる重粒子線治療を希望する県民が治療を受けやすくなるよう、公的保険の対象とならない治療を受ける際の費用を助成
- ・治療と就労の両立や療養生活の向上に向け、がん患者への医療用ウィッグや乳房補正具の購入費を助成
- ・がん等の治療により妊よう性の低下が予想される小児・ＡＹＡ世代の患者が妊よう性温存療法を受ける場合の費用を助成

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・がんに関する様々な悩みに、無料で相談できる窓口の存在は少しずつ認知度が上がってきているものの、まだ十分とは言えないため、今後も医療機関の診療部門と連携して周知に取り組んでいく。
- ・がん治療と仕事の両立のため、山形労働局など関係機関と情報を共有し、がん患者の必要とする支援につなげていく。

2 脳卒中

項 目	現 状 (計画策定時)	目標（上段）					
		実績（下段）					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
特定健康診査の受診率	66.3% (R3)	67.5%	68.0%	68.5%	69.0%	69.5%	70%
		69.9% (R5)					
特定保健指導の実施率 (終了率)	29.8% (R3)	35.5%	37.4%	39.3%	41.2%	43.1%	45%
		33.9% (R5)					
平成 20 年度と比べたメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率	18.9% の減少 (R3)	21% 以上の減少	21.8% 以上の減少	22.6% 以上の減少	23.4% 以上の減少	24.2% 以上の減少	25% 以上の減少
		22.2% の減少 (R5)					
脳梗塞発症後 4.5 時間以内来院者数の割合	28.5% (R3)	33.0%	34.4%	35.8%	37.2%	38.6%	40%
		28.5% (R5)					
脳卒中(脳血管疾患)による年齢調整死亡率（人口 10 万対）	男性 114.6 女性 71.4 (R2)	—	R2 より減少	—	—	—	—
		117.6					

【がん対策・健康長寿日本一推進課】

【令和７年度の主な取組み】

- ・「第２次循環器病対策推進計画（令和 6 年 3 月策定）」に基づき、死亡率低下のための各種取組みを推進（R4 作成「動画」及び「漫画」による普及啓発等）
- ・市町村はじめ医療機関等と連携し、「山形県糖尿病及び慢性腎臓病重症化予防事業」を実施
- ・特定保健指導従事者の資質向上のための研修会を開催
- ・患者実態を把握するため、脳卒中・心筋梗塞発症登録を実施
- ・患者・家族に対する包括的な支援を行うため、厚労省の採択を受け、山形大学医学部附属病院で「脳卒中・心臓病等総合支援センター事業」を実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・特定健康診査の受診率と特定保健指導の終了率は、改善傾向
- ・循環器病対策普及啓発「動画」及び「漫画」を活用し、多様な機会を捉えて、疾病予防の普及啓発を継続していく。
- ・「脳卒中・心臓病等総合支援センター」が中心となって循環器病患者・家族に対する包括的な支援を行っていく。
- ・引き続き、市町村や県医師会等と連携し、循環器病の発症予防に向け、生活習慣改善のため県民が自主的に健康づくりに取り組むことのできる環境整備を図る。

3 心筋梗塞等の心血管疾患

項 目	現 状 (計画策定時)	目標 (上段)					
		実績 (下段)					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
特定健康診査の受診率	66.3% (R3)	67.5%	68.0%	68.5%	69.0%	69.5%	70%
		69.9% (R5)					
特定保健指導の実施率 (終了率)	29.8% (R3)	35.5%	37.4%	39.3%	41.2%	43.1%	45%
		33.9% (R5)					
平成 20 年度と比べたメ タボリックシンドローム の該当者及び予備群の減 少率	18.9% の減少 (R3)	21% 以上の 減少	21.8% 以上の 減少	22.6% 以上の 減少	23.4% 以上の 減少	24.2% 以上の 減少	25% 以上の 減少
		22.2% の減少 (R5)					
心筋梗塞患者に占める病 院到着前死亡者の割合*	36.1% (R3)	34.0%	33.2%	32.4%	31.6%	30.8%	30%
		28.8%					
虚血性心疾患による年齢 調整死亡率 (人口 10 万 対)	男性 82.8 女性 35.4 (R2)	—	R2 より 減少	—	—	—	—
		—					

※ 「心筋梗塞患者に占める病院到着前死亡者の割合」は (確実例ー登録例) / 確実例の割合

登録例：登録票から登録された者

確実例：(登録例) + (死亡小票に心筋梗塞が明示してあるが、登録票により登録されていない者)

【がん対策・健康長寿日本一推進課】

【令和 7 年度の主な取組み】

- ・「第 2 次循環器病対策推進計画 (令和 6 年 3 月策定)」に基づき、死亡率低下のための各種取組みを推進 (救急現場から医療機関へ心電図を伝送する装置の導入経費の補助、R4 作成「動画」及び「漫画」による普及啓発等)
- ・市町村はじめ県医師会や糖尿病対策推進会議、保険者協議会等と連携し、「山形県糖尿病及び慢性腎臓病重症化予防事業」を実施
- ・特定保健指導従事者の資質向上のための研修会を実施
- ・患者実態を把握するため、脳卒中・心筋梗塞発症登録を実施
- ・患者・家族に対する包括的な支援を行うため、厚労省の採択を受け、山形大学医学部附属病院で「脳卒中・心臓病等総合支援センター事業」を実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・心筋梗塞患者に占める病院到着前死亡者の割合は改善傾向にある。
- ・引き続き、市町村や県医師会等と連携し、循環器病の発症予防に向け、生活習慣改善のため県民が自主的に健康づくりに取り組むことのできる環境整備を図る。
- ・循環器病対策普及啓発「動画」及び「漫画」を活用し、前兆や初期症状の早期発見、医療機関の早期受診、AED の使用を含めた救命処置の重要性を啓発していく。
- ・「脳卒中・心臓病等総合支援センター」が中心となって循環器病患者・家族に対する包括的な支援を行っていく。

4 糖尿病

項 目	現 状 (計画策定時)	目標 (上段)					
		実績 (下段)					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
特定健康診査の受診率	66.3% (R3)	67.5%	68.0%	68.5%	69.0%	69.5%	70%
		69.9% (R5)					
特定保健指導の実施率 (終了率)	29.8% (R3)	35%	37%	39%	41%	43%	45%
		33.9% (R5)					
平成 20 年度と比べたメ タボリックシンドロームの 該当者及び予備群の減 少率	18.9% の減少 (R3)	21% 以上の 減少	21.8% 以上の 減少	22.6% 以上の 減少	23.4% 以上の 減少	24.2% 以上の 減少	25% 以上の 減少
		22.2% の減少 (R5)					
「山形県糖尿病及び慢性 腎臓病重症化予防プロ グラム」に基づき医療機 関から保健指導の依頼 を受けた市町村数 (令和 3 年度以降の累計)	20 市町村 (R4)	23 市町村	24 市町村	26 市町村	27 市町村	29 市町村	30 市町村
		22	22				
糖尿病性腎症による年間 新規透析導入患者数	125 人 (R3)	124 人	123 人	123 人	122 人	122 人	121 人
		101 人					

【がん対策・健康長寿日本一推進課】

【令和 7 年度の主な取組み】

- ・人工透析への移行を防ぐため、県では特定健診等のデータを活用し「人工透析導入ハイリスク者リスト」を作成して市町村に提供するとともに、市町村では、このリストをもとに医療機関と連携して受診勧奨を実施
- ・市町村はじめ県医師会や糖尿病対策推進会議、保険者協議会等と連携し、「山形県糖尿病及び慢性腎臓病重症化予防事業」を展開 (糖尿病等対策検討会の開催、最上地域における糖尿病カードシステムを活用した糖尿病重症化予防モデル事業の展開、置賜地域糖尿病及び慢性腎臓病重症化予防に関する連絡会開催等)

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・「人工透析導入ハイリスクアプローチ事業」に取り組む市町村が年々増加している。
- ・県内各地域における医療機関と連携体制を構築するとともに、引き続き重症化予防、人工透析への移行防止のためのハイリスク者への受診勧奨等に取り組む。
- ・「糖尿病及び慢性腎臓病重症化予防プログラム事業」による普及啓発を継続する。

5

精神疾患

■多様な精神疾患に対応した精神科医療体制の構築

項 目		現 状 (計画策定時)	目 標 (上段)					
			実 績 (下段)					
			R6	R7	R8	R9	R10	R11
県が実施又は支援する精神疾患に関する研修会の参加者数		389 人 (R4)	500 人	520 人	540 人	560 人	580 人	600 人
精神保健に関する相談件数		1,366 件 (R4)	1,400 件	1,420 件	1,440 件	1,460 件	1,480 件	1,500 件
依存症専門医療機関数		6 機関 (R4)	6 機関	6 機関	7 機関	7 機関	8 機関	8 機関
認知症サポート医の養成数 (累計)		91 人 (R4)	—	118 人	118 人以上	—	—	—
精神疾患患者の救急搬送時における救急隊現場滞在時間		23.7 分 (R4)	22 分	22 分	21 分	21 分	20 分	20 分
精神科救急情報センターにおける相談件数		269 件 (R4)	300 件	310 件	320 件	330 件	340 件	350 件
精神病床における新規入院患者の平均在院日数		108.9 日 (R1)	107 日	106 日	105 日	104 日	103 日	102 日
精 神 病 床 お け る 入 院 後 3、 6、12 か 月 時 点 の 退 院 率	3 か月時点	63.1% (R1)	64%	66%	68.9%	68.9% 以上	68.9% 以上	68.9% 以上
			61.0% (R4)					
	6 か月時点	81.9% (R1)	83%	83.5%	84.5%	84.5% 以上	84.5% 以上	84.5% 以上
			79.2% (R4)					
	12 か月時点	89.4% (R1)	90%	90.5%	91.0%	91.0% 以上	91.0% 以上	91.0% 以上
			87.7% (R4)					

【令和7年度までの主な取組み】

- ・精神障がいに関する講演会や当事者家族を対象とした家族教室を開催
- ・県内の9精神科病院を精神科救急医療施設に指定し、精神科救急患者の受入体制を整備
- ・山形県精神科救急情報センターにて、休日夜間の精神科救急に関する相談対応を実施
- ・身近な人の変化に気づき、声をかけ、見守っていく「心のサポーター」の養成
- ・児童・生徒等に対するSOS教育事業を実施
- ・認知症サポート医養成研修受講を支援することにより、認知症サポート医7名を養成
- ・連携協力体制の構築のため県ギャンブル等依存症対策連携会議を開催
- ・精神保健福祉センターを依存症相談拠点として、相談対応と回復支援を実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・研修会等により各種相談業務に従事する職員の資質向上及び精神疾患に関する正しい知識の普及啓発等を行った。今後も引き続き研修会等の開催や相談窓口の周知に努め、相談受付体制の充実を図る。
- ・夜間・休日に精神科救急患者の受入れが可能な体制を整備することができた。
- ・今後も引き続き、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、精神科救急患者の受入れ体制の整備を進めるとともに、関係者間の事例検討等を通して、救急搬送・受入業務の円滑な運用を図る。
- ・認知症サポート医については、徐々に増加しており、引き続き養成に努める。
- ・関係機関におけるギャンブル等依存症対策の取組みについて情報の共有が図られた。

【高齢者支援課・障がい福祉課】

【令和7年度の主な取組み】

- ・精神障がいに関する講演会や当事者家族を対象とした家族教室を開催
- ・県内の9精神科病院を精神科救急医療施設に指定し、精神科救急患者の受入体制を整備
- ・山形県精神科救急情報センターにて、休日夜間の精神科救急に関する相談対応を実施
- ・身近な人の変化に気づき、声をかけ、見守っていく「心のサポーター」の養成
- ・児童・生徒等に対するSOS教育事業を実施
- ・認知症サポート医養成研修受講を支援することにより、認知症サポート医7名を養成
- ・連携協力体制の構築のため県ギャンブル等依存症対策連携会議を開催
- ・精神保健福祉センターを依存症相談拠点として、相談対応と回復支援を実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・研修会等により各種相談業務に従事する職員の資質向上及び精神疾患に関する正しい知識の普及啓発等を行った。今後も引き続き研修会等の開催や相談窓口の周知に努め、相談受付体制の充実を図る。
- ・夜間・休日に精神科救急患者の受入れが可能な体制を整備することができた。
- ・今後も引き続き、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、精神科救急患者の受入れ体制の整備を進めるとともに、関係者間の事例検討等を通して、救急搬送・受入業務の円滑な運用を図る。
- ・認知症サポート医については、徐々に増加しており、引き続き養成に努める。
- ・関係機関におけるギャンブル等依存症対策の取組みについて情報の共有が図られた。

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築									
項 目		現 状 (計画策定時)	目標 (上段)						
			実績 (下段)						
			R6	R7	R8	R9	R10	R11	
地域移行を推進するための医療・保健・福祉関係機関連携会議の設置地域数		4 地域 (R4)	4 地域	4 地域	4 地域	4 地域	4 地域	4 地域	
			4 地域	4 地域					
精神保健福祉に関する相談件数		1,366 件 (R4)	1,400 件	1,420 件	1,440 件	1,460 件	1,480 件	1,500 件	
			644 件	690 件					
県が実施又は支援する精神疾患に関する研修会の参加者数		389 人 (R4)	500 人	520 人	540 人	560 人	580 人	600 人	
			534 人	543 人					
精神病床における慢性期（1年以上）入院患者数		1,668 人 (R4)	1,566 人	1,464 人	1,361 人	1,361 人以下	1,361 人以下	1,361 人以下	
			1,569 人	1,568 人					
精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数		322.8 日 (R1)	323 日	324 日	325.3 日	325.3 日以上	325.3 日以上	325.3 日以上	
			326.0 日 (R4)						
【障がい福祉課】									

- ・依存症対策について、精神保健福祉センターが中心となり、引き続き医療機関相互の連携を推進し、患者状況に合わせて適切な医療を提供できる体制の構築を図る。

【令和7年度の主な取組み】

- ・村山地域、最上地域、置賜地域、庄内地域において、精神障がい者の地域移行推進のための関係機関連携会議を開催
- ・精神障がい者の相談体制を強化するため、専門の相談員による出張相談会を実施
- ・相談支援事業所等の担当者を対象に精神障がい者の対応に特化した研修会を開催

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・圏域ごとに保健、医療、福祉関係者の協議の場が設置された。引き続き長期入院者の退院の促進と地域生活への移行に向けた具体的な取組みの検討を進めていく。
- ・相談支援事業所等の対応力の向上を図ることができた。今後も精神障がい者への対応技法などを支援者研修に取り入れていく。

6 小児救急を含む小児医療

項 目	現 状 (計画策定時)	目標 (上段)					
		実績 (下段)					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
小児救急電話相談回線数	1 回線 (R5)	1 回線	1 回線	1 回線	1 回線	1 回線	1 回線
		1 回線	1 回線				
小児科標榜診療所の小児 科医師数 (小児10万対)	48.2 人 (R2)	48.2 人 以上	—	48.2 人 以上	—	48.2 人 以上	—
		47.4 人	—				
小児科標榜病院の小児科 医師数 (小児 10 万対)	68.2 人 (R2)	68.2 人 以上	—	68.2 人 以上	—	68.2 人 以上	—
		72.1 人	—				
N I C U ・ G C U *1 長 期入院児数 (人口10万 対)	0.3 人 (R3)	0.3 人 以下	0.3 人 以下	0.3 人 以下	0.3 人 以下	0.3 人 以下	0.3 人 以下
		0.3 人					
災害時小児周産期リエゾ ン※2 委嘱者数	28人 (R5)	33 人	38 人	38 人	38 人	38 人	38 人
		31 人	36 人				
小児 (15歳未満) 死亡率 (小児人口千対)	0.2 (全国 0.2)	全国の過去 3年の平均 以下	全国の過去 3年の平均 以下	全国の過去 3年の平均 以下	全国の過去 3年の平均 以下	全国の過去 3年の平均 以下	全国の過去 3年の平均 以下
		0.2					
乳幼児 (5歳未満) 死亡 率(乳幼児人口千対)	0.5 (全国 0.4)	全国の過去 3年の平均 以下	全国の過去 3年の平均 以下	全国の過去 3年の平均 以下	全国の過去 3年の平均 以下	全国の過去 3年の平均 以下	全国の過去 3年の平均 以下
		0.5					
乳児 (1歳未満) 死亡率 (出生千対)	2.0 (全国 1.8)	全国の過去 3年の平均 以下	全国の過去 3年の平均 以下	全国の過去 3年の平均 以下	全国の過去 3年の平均 以下	全国の過去 3年の平均 以下	全国の過去 3年の平均 以下
		2.3					

※1 GCU : 新生児回復期治療室
※2 リエゾン : 「連絡」「連携」の意であり、災害時小児周産期リエゾンは、災害対策本部において災害医療統括
コーディネーターと県内の小児周産期ネットワーク体制を「連携」する役割を果たす
※3 死亡率については、年度ごとのばらつきが大きいため、前3年間の平均値で評価

【令和7年度の主な取組み】

- ・初期救急医療に従事する小児科医以外の医師等に対する研修会を開催 (天童市東村山郡医師会、新庄市最上郡医師会、米沢市医師会、北村山地区医師会)
- ・県民の不安解消や二次・三次救急医療機関の負担軽減を図るため、救急電話相談事業 (小児・大人) を実施
- ・保護者に対し小児救急に関するガイドブックを配布するとともに、講習会を開催
- ・NICU長期入院児の退院後の在宅療養支援のため日中一時受入を実施する医療機関へ経費を助成

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・初期救急医療に従事する小児科以外の医師への研修会の実施等により、小児救急医療体制の充実が図られるとともに、電話相談の実施やガイドブックの配布により、保護者の不安解消及び適正受診が促進された。
- ・小児救急電話相談については、利用実態や関係者の意見を踏まえ、更なる普及啓発を行っていく。
- ・引き続き、NICU長期入院児の退院後の在宅療養を支援するため、一時的に受入れを行う医療機関の運営を支援していく。

(※) 令和元年7月から民間委託によるコールセンターへ移行

【医療政策課】

7 周産期医療							
項 目	現 状 (計画策定時)	目標 (上段)					
		実績 (下段)					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
NICU 病床数 (人口 10 万 対)	2.7 床 (R2)	—	—	2.7 床 以上	—	—	2.7 床 以上
		2.9 床	2.9 床				
産科医及び産婦人科医の 数	95 人 (R2)	95 人 以上	—	95 人 以上	—	95 人 以上	—
		96 人	—				
新生児専門医数	8 人 (R5)	8 人 以上	9 人 以上	9 人 以上	10 人 以上	10 人 以上	11 人 以上
		7 人					
母体・新生児県外搬送率	2.3 % (R4)	2.3 % 以下	2.3 % 以下	2.3 % 以下	2.3 % 以下	2.3 % 以下	2.3 % 以下
		4.0 %					
NICU・GCU 長期入院児数 (人口 10 万対)	0.3 人 (R3)	0.3 人 以下	0.3 人 以下	0.3 人 以下	0.3 人 以下	0.3 人 以下	0.3 人 以下
		0.3 人					
災害時小児周産期リエゾン 委嘱者数	28 人 (R5)	33 人	38 人	38 人	38 人	38 人	38 人
		31 人	36 人				
新生児死亡率 (出生千対)	1.2 (全国 0.8)	全国の過去 3 年間の平 均値以下	全国の過去 3 年間の平 均値以下	全国の過去 3 年間の平 均値以下	全国の過去 3 年間の平 均値以下	全国の過去 3 年間の平 均値以下	全国の過去 3 年間の平 均値以下
		1.7					
周産期死亡率 (出生千対)	3.8 (全国 3.3)	全国の過去 3 年間の平 均値以下	全国の過去 3 年間の平 均値以下	全国の過去 3 年間の平 均値以下	全国の過去 3 年間の平 均値以下	全国の過去 3 年間の平 均値以下	全国の過去 3 年間の平 均値以下
		3.6					
妊産婦死亡率 (出生 10 万 対)	0.0 (全国 3.1)	全国の過去 3 年間の平 均値以下	全国の過去 3 年間の平 均値以下	全国の過去 3 年間の平 均値以下	全国の過去 3 年間の平 均値以下	全国の過去 3 年間の平 均値以下	全国の過去 3 年間の平 均値以下
		0.0					

【令和 7 年度の主な取組み】

- ・県の周産期医療体制について協議するため、周産期医療協議会を 1 回開催
- ・周産期医療従事者等を対象とした症例検討会を開催
- ・総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターへの運営費を助成
- ・NICU 長期入院児の退院後の在宅療養支援のため日中一時受入を実施する医療機関へ経費を助成
- ・災害発生時における妊産婦や小児に係る医療提供体制の確保に向けた調整役として災害時小児周産期リエゾンを新たに委嘱

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・産科セミオープンシステム事業の実施により、病院・診療所の施設間連携が図られた。
- ・引き続き、高度周産期医療体制の充実強化、産科医や小児科医 (新生児医療専門医) 確保に向けた取組を継続していく。
- ・NICU 長期入院児の退院後の在宅療養を支援するため、一時的に受入れを行う医療機関の運営を支援していく。
- ・災害時における周産期医療提供体制の充実強化に向けて、災害医療コーディネーターと連携し、災害時小児周産期リエゾンの具体的な運用について検討・整備を進めていく。

【医療政策課】

8 救急医療

■救急医療体制の体系的な整備

項 目	現 状 (計画策定時)	目標 (上段)					
		実績 (下段)					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
二次・三次救急医療機関を受診する軽症患者数の割合	79.0% (R4)	78.4%	78.1%	77.8%	77.5%	77.2%	76.9%
		78.0%					
救急医療機関、かかりつけ医、介護施設等の関係機関が参加したメディカルコントロール (MC) 協議会等 (県及び各地域) の開催回数 (もしくは地域数) 【MC 協議会数】 県 1、地域 4	0 回 (R4)	1 回 (県)	5 回 (県及び 4 地域)	5 回 (県及び 4 地域)	5 回 (県及び 4 地域)	5 回 (県及び 4 地域)	5 回 (県及び 4 地域)
		0 回	0 回				

【医療政策課・消防救急課】

【令和 7 年度の主な取組み】

・県民の不安解消や二次・三次医療機関の負担軽減を図るため、救急電話相談事業 (小児・大人) を実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・引き続き、関係機関と連携した取組みを実施し、適正受診の普及啓発を推進していく。

・高齢者救急における救命期後の円滑な療養の場への移行を推進するため、医療・介護関係者が参画する地域全体での協議体制の構築に向け、引き続き検討していく。

■病院前救護体制の整備

項 目	現 状 (計画策定時)	目標（上段）					
		実績（下段）					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
救急救命士のうち薬剤投与認定者の割合	99.7% (R4)	100%	100%	100%	100%	100%	100%
		99.7%	99.7%				
脳卒中病院前救護(PSLS)コース講習を受講した救急救命士の延人数	299人 (R4)	336人	368人	384人	400人	416人	432人
		352人	381人				
指導救命士数	38人 (R4)	44人	44人	47人	47人	50人	50人
		40人	48人				
救急要請（入電）から医療機関収容までの平均所要時間	44.7分 (R4)	41.3分	41.3分	41.3分	39.3分	39.3分	38.8分
		42.0分	43.0分				
一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者に対し一般市民により除細動（AED）が実施された割合	3.4% (R4)	4.8%	4.8%	4.8%	5.7%	5.7%	5.7%
		5.4%	6.5%				
一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者の1か月後の生存率（直近5か年平均）	10.9% (H30～R4)	—	—	12.3%	—	12.8%	—
一般市民が目撃した心原性心肺機能停止疾病者の1か月後の社会復帰率（直近5か年平均）	7.38% (H30～R4)	—	—	8.1%	—	8.9%	—

【消防救急課】

【令和7年度の主な取組み】

- ・（一財）救急振興財団に財政援助を行うことで県内の薬剤投与認定救急救命士及び指導救命士の計画的養成に対する支援を実施
- ・救急救命士を対象にP S L Sコース講習を県内2箇所で開催
- ・消防本部等と連携し、応急手当講習会受講推進キャンペーンを9月に実施するとともに、応急手当の普及に取組む事業所及び団体に応急手当講習受講優良証を交付する等応急手当普及啓発活動を展開
- ・通信指令員が通報者に対して行う心肺蘇生法などの口頭指導の対応強化を図るため、県MCで作成した教育テキストを活用した教育研修会、実際の口頭指導の録音データ利用した口頭指導内容検証会を実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・救急救命士の養成・継続教育の実施、一般市民に向けた応急手当の普及啓発活動の展開により、病院前救護体制の充実強化が図られた。
- ・引き続き、県MC、消防機関、医療機関と連携し、さらなる救急業務の高度化を推進していく。

9 災害時における医療 ■災害時における医療提供体制の整備							
項 目	現 状 (計画策定時)	目標（上段）					
		実績（下段）					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
DMA Tチーム数	29 チーム (R5)	29 チーム以上 30 チーム	29 チーム以上 34 チーム	29 チーム以上	29 チーム以上	29 チーム以上	29 チーム以上
新興感染症研修に受講したDMA T隊員数	6 人 (R5)	7 人 6 人	8 人 6 人	9 人	10 人	11 人	12 人
D P A T隊員登録者数	124 人 (R5)	134 人 139 人	134 人 139 人	144 人	144 人	154 人	154 人
病院におけるB C P策 定率	45% (R5)	50% 63.64%	60% 66.67%	70%	80%	90%	100%
地域災害医療コーディネーター数	26 人 (R5)	28 人 26 人	30 人 30 人	32 人	34 人	36 人	38 人
災害時小児周産期リ エゾン委嘱者数	28 人 (R5)	33 人 31 人	38 人 36 人	38 人	38 人	38 人	38 人
【医療政策課、障がい福祉課】							

- 【令和7年度の主な取組み】
- ・大規模災害発生時に備え、政府総合防災訓練に県内DMA Tが参加
 - ・山形空港を会場に、S C U設置運営訓練を実施
 - ・DMA T新規養成研修に県内病院の医師等を派遣するとともに、DMA T技能維持研修に県内DMA Tの隊員を派遣
 - ・災害時における医療提供体制構築のため、県地域災害医療コーディネーター等を対象とした研修会を開催
 - ・D P A T事務局主催の研修会にD P A T統括者等を派遣
 - ・山形D P A T研修会（技能維持・向上研修会）を開催

- 【取組みの評価及び今後の推進方向】
- ・DMA T新規養成研修に県内病院の医師等を派遣し養成に努めるとともに、関係機関に対し各研修・訓練への参加を促し、災害時の医療提供体制の強化を図った。
 - ・B C Pについて、災害拠点病院においては策定率100%となっている。今後は、災害拠点病院以外の病院への働きかけを継続し、災害時の医療提供体制の強化を図る。
 - ・県D P A T研修会を開催したことによりD P A T隊員の実践的な知識及び技術の維持・向上を図ることができた。
 - ・引き続きD P A Tの隊員の養成及び技能向上を推進するとともに、先遣隊研修等の専門研修への隊員派遣などにより災害対応力の強化を図る。

■災害時医薬品等の供給体制の整備							
項 目	現 状 (計画策定時)	目標（上段）					
		実績（下段）					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
市町村からの医薬品等の供給要請に対する供給率（災害時医薬品等供給業務訓練時に確認）	100% (R5)	100% 100%	100% 100%	100%	100%	100%	100%
【健康福祉企画課】							

10 へき地の医療							
項 目	現 状 (計画策定時)	目標（上段）					
		実績（下段）					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
へき地医療拠点病院からの代診医派遣先数	11 か所 (R5)	12 か所以上 11 か所	12 か所以上 10 か所	12 か所以上	12 か所以上	12 か所以上	12 か所以上
へき地医療拠点病院の中で主要3事業の年間実績が合算で12回以上の医療機関の割合	100% (R5)	100% 100%	100% 100%	100%	100%	100%	100%
へき地医療拠点病院の中でへき地医療拠点病院の必須事業の実施回数が年間1回以上の医療機関の割合	100% (R5)	100% 100%	100% 100%	100%	100%	100%	100%
【医療政策課】							

- 【令和7年度の主な取組み】
- ・災害時医薬品等の供給訓練を実施
県内6卸売販売業者が参加し、村山地域（尾花沢市、大石田町）で実施

- 【取組みの評価及び今後の推進方向】
- ・引き続き、災害時の医療提供体制の充実強化に向けた取組みを実施していく。
 - ・手順等の適正化を図りながら、災害時医薬品等の供給訓練を実施する。

- 【令和7年度の主な取組み】
- ・地域医療支援機構において、へき地医療拠点病院からの代診医派遣を実施した（49人）。
 - ・へき地診療所等の運営費（飛鳥）や設備整備（新庄病院、金山）を支援した。
 - ・新たに、県医師会と連携し、診療所の承継希望医師と後継者不在の開業医師とのマッチング等を行う「医業承継」を支援した。

- 【取組みの評価及び今後の推進方向】
- ・自治医科大学卒業医師等の派遣により、へき地診療所等の診療体制を確保した。
 - ・引き続き、へき地医療拠点病院等と連携した医師派遣や、県内診療所の「医業承継」支援を実施するとともに、診療所の承継又は開業の初期費用等を支援することで、へき地診療を支援する体制の充実に取り組む。

11 新興感染症発生・まん延時における医療							
項 目	現 状 (計画策定時)	目標（上段）					
		実績（下段）					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
協定締結医療機関（入院） の確保病床数（新興感染症発生・まん延時に対応する確保病床数）	—	【流行初期 ^{※1} 】：150 床					
		【流行初期以降 ^{※2} 】：294 床					
		209 床 314 床	209 床 314 床				
協定締結医療機関（発熱 外来）の数（新興感染症 発生・まん延時に対応する 発熱外来数）	—	【流行初期 ^{※1} 】：200 機関					
		【流行初期以降 ^{※2} 】：457 機関					
		303 機関 341 機関	311 機関 353 機関				
協定締結医療機関（自宅・ 宿泊施設・高齢者施設等 での療養者等への医療の 提供）の数（新興感染症 発生・まん延時に対応する 自宅療養者等へ医療を 提供する医療機関数）	—	580 機関					
		799 機関	824 機関				
うち医療機関・診療所	—	219 機関					
		286 機関	297 機関				
うち薬局	—	350 機関					
		496 機関	510 機関				
うち訪問看護事業所	—	11 機関					
		17 機関	17 機関				
協定締結医療機関（後方 支援）の数（新興感染症 発生・まん延時に対応する 後方支援医療機関数）	—	17 機関					
		41 機関	41 機関				

- 【令和 7 年度の主な取組み】
- ・医療機関に対し医療措置協定の周知及び締結を実施
 - ・協定締結医療機関の感染症対策に係る設備整備事業（申請 14 機関）への補助を実施
- 【取組みの評価及び今後の推進方向】
- ・医療措置協定について関係団体を通じて医療機関へ説明や締結の働きかけ等を行ったこと、協定締結医療機関への補助事業を実施したことによりおおむね目標を達成し、感染症流行時の医療提供体制が充実した。
 - ・今後も、目標を達成していない発熱外来や医療人材確保を中心に協定締結の働きかけを継続する。

項 目	現 状 (計画策定時)	目標（上段）					
		実績（下段）					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
協定締結医療機関（医療 人材）の確保人数（新興 感染症発生・まん延時 に対応する医療人材の確保 数）	—	52 人					
		28 人	33 人				
うち医師数	—	6 人					
		6 人	9 人				
うち看護師数	—	46 人					
		16 人	18 人				

※ 1 新興感染症の発生公表後 3 か月程度
※ 2 新興感染症の発生公表後 3 か月から 6 か月程度

【健康福祉企画課】

第3章 在宅医療の推進

第1節 在宅医療提供体制の整備

項 目	現 状 (計画策定時)	目標 (上段)					
		実績 (下段)					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
訪問診療の実施件数（訪問診療を受けている患者数）	9,009 件/月 (R2)	—	—	10,546 件/月	—	—	—
		—※	—				
	108,108 件/年 (R2)	—	—	126,552 件/年	—	—	—
		—※	—				
訪問診療を実施する診療所・病院数	221 (R2)	—	—	221	—	—	—
		—※	—				
在宅診療支援歯科診療所の数	97 (R4)	97	98	99	—	—	—
		98	99				
訪問歯科診療件数 (月平均)	961 件/月 (R4)	1,150 件 /月	1,250 件 /月	1,350 件 /月	—	—	—
		1,087 件 /月	1,136 件 /月				

【医療政策課・がん対策・健康長寿日本一推進課】

※「医療施設調査」が3年に一度の調査であるため。

なお、R5年度実績については

訪問診療の実施件数（訪問診療を受けている患者数）：11,056 件/月

訪問診療を実施する診療所・病院数：212

【令和7年度の主な取組み】

- ・在宅医療の担い手育成や多職種連携を図る研修会の開催をはじめ在宅医療の拡充に取り組む団体に対する支援
- ・地域における退院調整ルールの策定や看取りの普及啓発など、在宅医療の拡充に向けた取組みの実施
- ・二次保健医療圏単位で在宅医療専門部会・健康長寿安心やまがた推進本部地域協議会を開催し、医療・介護関係者及び市町村による協議の実施
- ・在宅医療の充実に取り組む医療機関の設備整備に対する支援

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・在宅医療の担い手育成や多職種連携、住民の理解促進への取組みを進めていく。
- ・医療機関における在宅医療の取組みを促すため、在宅医療の拡充に取り組む団体への支援などを継続するとともに、医療機関における設備整備への助成や在宅医療への理解を深める取組みを強化する。

第2節 地域包括ケアシステムの深化・推進

項 目	現 状 (計画策定時)	目標 (上段)					
		実績 (下段)					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
自立支援型地域ケア会議の開催回数	337 回 (R4)	—	420 回	420 回 以上	—	—	—
		348 回	328 回				
介護職員数	20,856 人 (R4)	—	—	21,394 人	—	—	—
		19,712 人					

【高齢者支援課】

【令和7年度の主な取組み】

- (地域ケア会議分)
- ・自立支援型地域ケア会議の普及・定着のため、市町村への専門職の派遣調整、助言者のスキルアップ研修等を実施
 - ・住民主体の通いの場の更なる充実を図るため、専門職団体と連携して作成した介護・フレイル予防プログラムの普及
 - ・高齢者への生活支援サービスの充実を図るため、生活支援コーディネーターの資質向上を図る研修会の開催
 - ・在宅医療介護連携推進事業の効果的な実施に向け、老人福祉園ごとで意見交換会等を開催

(介護職員数分)

- ・県、関係機関等による介護人材を確保に向けた協議を行う「介護職員サポートプログラム推進会議」の開催
- ・介護事業者の職場環境改善の取組みを評価する「やまがた介護事業者認証評価制度」を実施
- ・介護人材の確保のため、介護福祉士を目指す学生等に対して修学資金を貸付
- ・元気なシニア世代・子育て世代・高校生等の介護未経験者を対象に介護の入門的研修を実施し、介護職への参入を促進
- ・「山形県外国人介護人材支援センター」を設置し、外国人介護人材の定着に向けた相談窓口、巡回相談、事業者向け説明会、介護福祉士国家試験対策講座や居住環境整備など外国人を受け入れる介護施設等の取組みを支援

	・介護関係団体が海外現地において、県内介護施設と就労希望者とのマッチングを実施する取組みを支援 ・介護職員の負担軽減のため、介護施設等への介護テクノロジー（ＩＣＴや介護ロボット）の導入を支援 ・「山形県介護生産性向上総合支援センター」を設置し、介護現場の生産性向上に係る相談支援を行ったほか、４事業所への伴走支援や各種セミナー・研修会、介護テクノロジーの出張展示等を実施 ・介護の魅力を発信するため、お仕事体験イベント「キッズタウンやまがた」における介護ブース出展及び広報事業の実施、中学生向け冊子の作成・配布や現役介護職員を講師とした出前講座を実施 【取組みの評価及び今後の推進方向】 （地域ケア会議分） ・市町村への専門職派遣や関係団体が行う資質向上に係る研修開催の支援により、市町村における定期的な開催につながっているため、引き続き、市町村への専門職派遣や関係団体が行う資質向上に係る研修開催の支援を実施する。 ・専門職団体と連携して作成した介護・フレイル予防プログラムの普及により、通いの場が効果的に開催されていることから、引き続き、市町村が開催する通いの場代表者研修会等に専門職派遣を実施する。 ・生活支援コーディネーターの資質向上を図る研修会の開催により、生活支援サービスの充実に向け効果的な活動につながっていることから、引き続き、生活支援コーディネー
--	---

	ター向けに研修会を実施する。 ・85 歳以上の医療・介護ニーズを抱える者等の増加が見込まれる中、更なる在宅医療介護連携推進事業の効果的な実施が求められることから、引き続き、意見交換会等を開催する。 （介護職員数分） ・県内介護職員の R6 離職率は 7.5%（前年比 ▲0.1%）と、全国 12.4%よりも低いものの、今後も少子高齢化に伴う介護職員の不足が見込まれるため、引き続き、介護職員の確保・定着に向けた各種施策に取り組んでいく。 ・R7 外国人介護職員数は 390 人と、R4 と比較して 3 倍超まで増加しているが、在留期限前の離職が一定程度あることから、引き続き外国人介護人材支援センターによる相談対応や外国人受入施設への支援の実施により、外国人介護人材の定着を図っていく。 ・介護現場の生産性向上の取組みは、比較的規模の大きな、社会福祉法人が運営する入所施設において先行しているため、今後は居宅系の中小の事業所にも取組みを波及させていく。
--	--

第4章 その他の医療機能の整備

第1節 臓器移植等の特殊医療対策等の推進

1 臓器・骨髄移植の推進

項 目	現 状 (計画策定時)	目標 (上段)					
		実績 (下段)					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
骨髄バンクドナー登録者数	8,157 人 (R4)	8,157 人以上	8,157 人以上	8,157 人以上	8,157 人以上	8,157 人以上	8,157 人以上
		8,553 人	8,587 人				

【医療政策課】

【令和7年度の主な取組み】

- ・10月の臓器移植・骨髄バンク普及推進月間を中心に移植医療に関する啓発活動を実施
- ・医療機関における臓器提供体制の整備に向けた院内研修会等の開催を支援
- ・献血併行型骨髄ドナー登録会を開催
- ・骨髄ドナーの負担軽減のため、市町村と連携した骨髄提供者への助成事業を実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・医療機関からの情報の収集等、相談対応を適切に行い、医療機関との連携強化を図っているが、臓器提供件数は少数に止まっている。
- ・臓器提供件数の増に向け、引き続き県民の理解促進を図るとともに、院内体制整備支援などを通じて医療機関との連携を深めていく。
- ・骨髄移植については、市町村と連携し、助成制度の活用促進を図るとともに、引き続き事業所へのドナー休暇制度導入等の普及啓発を行っていく。

2 難病患者への支援

項 目	現 状 (計画策定時)	目標 (上段)					
		実績 (下段)					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
難病医療協力医療機関	136 (R5)	152	154	156	158	160	162
		151	151				

【がん対策・健康長寿日本一推進課】

【令和7年度の主な取組み】

- ・国とともに、指定難病患者の医療費の公費負担を継続
- ・在宅重症難病患者の一時入院に対する支援及び受入先病院の調整を実施
- ・山形県難病相談支援センターにおいて、難病患者及びその家族からの療養や介護等に関する相談対応や患者交流事業、研修会等を開催
- ・難病医療等連絡協議会を開催し、県の難病医療提供体制について評価と協議を実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・上記の事業を実施し、難病患者の療養生活環境の整備を図った。
- ・難病は、多様かつ希少であるため、他者からの理解が得にくいほか、療養が長期に渡ること等により、生活上の不安が大きいことから、難病相談支援センターにおける療養相談や患者交流事業、研修会等を継続。
- ・難病医療等連絡協議会を開催し、県の難病医療提供体制について評価と協議を行っていく。

第2節 歯科保健医療提供体制の充実

■ 歯科医療提供体制及び連携体制の充実

項 目	現 状 (計画策定時)	目標 (上段)					
		実績 (下段)					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
「かかりつけ歯科医」の普及率	85.1% (R4)	—	—	—	—	88.0%	—
		—					
在宅療養支援歯科診療所の数	97 (R4)	97	98	99	—	—	—
		98	99				
訪問歯科診療件数 (月平均)	961 件/月 (R4)	1,150 件/月	1,250 件/月	1,350 件/月	—	—	—
		1,087 件/月	1,136 件/月				

【がん対策・健康長寿日本一推進課】

【令和7年度の主な取組み】

- ・かかりつけ歯科医を持ち定期的に歯科健診を受診することの重要性に関する普及啓発を実施
- ・山形県在宅歯科医療連携室の設置・運営を支援
- ・在宅歯科医師等養成研修会を開催
- ・在宅歯科診療を実施に必要な医療機器の初期設備の整備に係る経費の補助

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・かかりつけ歯科医の普及率を高められるよう、今後もかかりつけ歯科医を持つことや定期的な歯科健診を受けることの重要性についての啓発を実施する。
- ・在宅療養支援歯科診療所の数は、令和5年度95 から令和7年度 99 と着実に増加している。
- ・訪問歯科診療件数は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時期大きく減少し、コロナ禍前の水準に戻ってきたが、目標達成に向けてさらに件数を増やしていく必要がある。
- ・今後も各関係機関と連携して取組みを継続し、訪問歯科診療を行う歯科医院や歯科医師を支援する。

■ 歯と口腔の健康づくりの推進

項 目	現 状 (計画策定時)	目標 (上段)					
		実績 (下段)					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
3 歳児で4 本以上のむし歯を有する者の割合	2.7% (R3)	2.0%	1.7%	1.5%	1.2%	1.0%	0.7%
		2.7%	—				
12 歳児でむし歯のない者の割合	78.0% (R4)	80.4%	81.6%	82.8%	84.0%	85.2%	86.4%
		78.6%	80.4%				
8020 運動達成者割合	57.2% (R4)	—	—	—	—	73.8%	—
		—					
過去1 年間に歯科健診を受けた者の割合	56.3% (R4)	—	—	—	—	79.4%	—
		—					

【がん対策・健康長寿日本一推進課】

【令和7年度の主な取組み】

- ・「山形県口腔保健支援センター」を中心に歯科口腔の健康づくり対策を総合的かつ計画的に実施
- ・特別支援学校において「フッ化物塗布」を実施(16 校)
- ・市町村が実施する歯周疾患検診への助成

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・12 歳児でむし歯のない者の割合は、着実に増加しているものの、目標達成に向けてさらなる改善を図る必要がある。
- ・県歯科医師会などの関係機関と連携して8020 達成者表彰事業など、歯科口腔の健康づくりに継続して取り組む。
- ・今後も各関係機関と連携して、引き続き生涯を通じた切れ目ない歯科口腔保健施策を展開していく。

第3節 感染症対策の推進

■結核対策の推進

項 目	現 状 (計画策定時)	目標 (上段)					
		実績 (下段)					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
結核罹患率 (人口 10 万対)	4.6 (R4)	4 以下	4 以下	4 以下	4 以下	4 以下	4 以下
		4.1	5.1				

【健康福祉企画課】

【令和7年度の主な取組み】

- ・福祉施設や私立学校における結核定期健康診断に対する支援を実施
- ・保健所保健師が結核研究所の研修を受講

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・結核の罹患率は目標達成に至らないものの、全国と比べて低い状況を維持している。
- ・全体としては、高齢者結核の割合が多いが、技能実習生等の外国出生結核患者も増加している。
- ・そのため、高齢者や技能実習生の結核対策を強化する。

■肝炎対策の推進

項 目	現 状 (計画策定時)	目標 (上段)					
		実績 (下段)					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
肝炎治療費助成受給者数 (累計数)	4,061 人 (R4)	4,300 人	4,420 人	4,540 人	4,660 人	4,780 人	4,900 人
		4,251 人	4,317 人				

【健康福祉企画課】

【令和7年度の主な取組み】

- ・保健所及び委託医療機関において無料の肝炎ウイルス検査を実施
- ・肝炎ウイルス検査陽性者を対象に初回精密検査費用の助成を実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・無料の肝炎ウイルス検査を継続して実施し、肝炎患者・感染者の早期発見を促す。
- ・引き続き、検査で陽性となった者へのフォローアップ、検査費用及び治療費を助成することにより、早期治療を後押しする。

■エイズ対策の実施

項 目	現 状 (計画策定時)	目標 (上段)					
		実績 (下段)					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
各保健所における HIV 検査件数	139 件 (R4)	400 件	410 件	420 件	430 件	440 件	450 件
		490 件	404 件				

【健康福祉企画課】

【令和7年度の主な取組み】

- ・保健所における無料匿名の迅速検査を実施
- ・H I V 検査普及週間等における即日検査を実施
- ・エイズ治療中核拠点病院従事者を対象とした専門機関への研修派遣を実施
- ・イベント等における啓発資材の配布を実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・H I V 感染及びエイズに関する正しい知識の普及啓発を推進し、周囲からの偏見・差別の解消に努める。
- ・早期発見・治療の重要性を周知し、保健所における相談検査を継続する。

第5節 高齢化に伴い増加する疾患対策の推進

項 目	現 状 (計画策定時)	目標 (上段)					
		実績 (下段)					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日はほぼ毎日の高齢者(65歳以上)の割合	―※1	―	―	―	―	―	―
		―					
低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の割合	―※2	―	―	―	―	―	―
		―					
足腰に痛みのある高齢者(65歳以上)の人数(人口千人あたり)	218.2人 (R4)	―	216人	―	―	213人	―
社会活動(就労・就学を含む)を行っている高齢者(65歳以上)の割合	―※3	―	―	―	―	―	―

【がん対策・健康長寿日本一推進課・高齢者支援課】

※1《参考値》栄養バランスを考慮して食事をとっている高齢者の割合(65歳以上、R4)は77.5%。
「健康やまがた安心プラン」では、ベースライン値を令和10年に調査し、令和14年までの4年間で50%とすることを目標としている。

※2《参考値》低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の割合(65歳以上、R4)は、男性10.9%、女性19.3%(現状値(R4)は、男女合わせた割合は不明)。「健康やまがた安心プラン」では、令和14年までに男女合わせて13%以下とする目標を設定している。

※3《参考値》自治会・ボランティア・地区サークル活動などの社会活動(就労・就学を含まない)に参加している高齢者の割合(65歳以上、R4)は42.3%。「健康やまがた安心プラン」では、ベースライン値を令和10年に調査し、令和14年までの4年間でベースライン値より5%の増加を目指すこととしている。

【令和7年度の主な取組み】

- ・高齢者が体操・運動などの介護予防活動等を行う場としての「通いの場」等に係る支援を実施
- ・地域の支え合いの体制づくりに資する生活支援コーディネーターの資質向上を目的とした研修を開催

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・高齢者の生きがいづくりや生活支援サービスの充実を図るため、生活支援コーディネーターが行う担い手の養成、資質向上を図る研修会の開催を実施していく。
- ・引き続き介護予防プログラムの普及等を通じ、活動の活性化を支援していく。

- 【令和7年度の主な取組み】
- ・高齢者が体操・運動などの介護予防活動等を行う場としての「通いの場」等に係る支援を実施
 - ・地域の支え合いの体制づくりに資する生活支援コーディネーターの資質向上を目的とした研修を開催

- 【取組みの評価及び今後の推進方向】
- ・高齢者の生きがいづくりや生活支援サービスの充実を図るため、生活支援コーディネーターが行う担い手の養成、資質向上を図る研修会の開催を実施していく。
 - ・引き続き介護予防プログラムの普及等を通じ、活動の活性化を支援していく。

第5章 保健医療従事者の確保と資質の向上

1 医師

項 目	現 状 (計画策定時)	目標 (上段)					
		実績 (下段)					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
本県の医療施設従事医師数	2,448人(R2)	—	—	2,576人	—	—	※
		2,476					

※国が今後示す予定の目標医師数をもとに設定することを検討（R8見込み）。

【医療政策課】

- 【令和7年度の主な取組み】
- ・医師確保対策の具体的な実施に係る関係者間の協議・調整の場である「地域医療対策協議会」を開催し、医師修学資金貸与医師及び自治医科大学卒業医師の令和8年度勤務先の配置調整を行った（108名）。
 - ・研修医確保のため、各種ガイダンスを実施した。

- 【取組みの評価及び今後の推進方向】
- ・人口10万対医師数は着実に増加しているものの、依然として全国平均を下回っている。
 - ・「山形県医師確保計画」に掲げた目標値の達成に向けて、効果的な取組みを継続するとともに、第8次後期山形県医師確保計画を策定する。

2 歯科医師

項 目	現 状 (計画策定時)	目標 (上段)					
		実績 (下段)					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
本県の人口10万対歯科医師数	63.5(R2)	65.9	—	67.1	—	68.3	—
		66.0					
医療施設(病院)に従事する歯科医師数	45(R2)	46	—	46	—	47	—
		64.5					

【医療政策課・がん対策・健康長寿日本一推進課】

- 【令和7年度の主な取組み】
- ・在宅歯科医師等養成研修会や歯科医療安全管理体制に関する研修会、障がい者歯科保健研修会を開催

- 【取組みの評価及び今後の推進方向】
- ・ほとんどが歯科診療所勤務であり、地域により専門性の高い歯科医師の偏が見られる。
 - ・県歯科医師会と連携し、要介護高齢者や障がい児(者)など、専門性が高い分野に対応可能な歯科医師の人材確保と資質向上を図る。

3 薬剤師								
項 目		現 状 (計画策定時)	目 標（上段）					
			実 績（下段）					
			R6	R7	R8	R9	R10	R11
薬剤師偏在指標		0.82 (R5)	—	—	0.91	—	—	1.0
			—	—				
本県の病院・診療所に従事する薬剤師数		430 人 (R4)	450 人	—	470 人	—	490 人	—
			436 人	—				
二 次 保 健 医 療 圏	村山	241 人	251 人	—	261 人	—	271 人	—
			254 人	—				
	最上	22 人	23 人	—	24 人	—	25 人	—
			22 人	—				
	置賜	72 人	76 人	—	80 人	—	84 人	—
			67 人	—				
	庄内	95 人	100 人	—	105 人	—	110 人	—
			93 人	—				

【健康福祉企画課】

【令和7年度の主な取組み】

- ・ 薬剤師数不足施設に対する指導を継続実施
- ・ 薬剤師奨学金支援事業により 10 名に貸与開始
- ・ R 8 貸与予定者 9 名を決定
- ・ 本県出身者多数大学へ本県内への就職を働き掛け
- ・ 薬学系大学の就職支援セミナーに積極的に参加

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・ 取組の結果、県内の病院、薬局などで従事する薬剤師は、着実に増加している。
- ・ 引き続き、薬学系大学訪問や就職セミナーなどを活用し、県内の薬局、病院・診療所への就業の働きかけを行う。
- ・ 病院薬剤師奨学金返還支援事業により、県薬剤師会、県病院薬剤師会と連携して、特に病院薬剤師の確保に取り組む。

【令和7年度の主な取組み】

- ・薬剤師数不足施設に対する指導を継続実施
- ・薬剤師奨学金支援事業により10名に貸与開始
- ・R8貸与予定者9名を決定
- ・本県出身者多数大学へ本県内への就職を働き掛け
- ・薬学系大学の就職支援セミナーに積極的に参加

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・取組の結果、県内の病院、薬局などで従事する薬剤師は、着実に増加している。
- ・引き続き、薬学系大学訪問や就職セミナーなどを活用し、県内の薬局、病院・診療所への就業の働きかけを行う。
- ・病院薬剤師奨学金返還支援事業により、県薬剤師会、県病院薬剤師会と連携して、特に病院薬剤師の確保に取り組む。

4 保健師、助産師、看護師等							
項 目	現 状 (計画策定時)	目標（上段）					
		実績（下段）					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
看護職員の従事者数（実人数）	15,639 人 (R2)	—	—	—	—	—	16,658 人以上
		15,866 人					
特定行為研修修了者数	66 人 (R5.3)	—	—	—	—	—	200 人以上
		82 人	87 人				

【医療政策課】

【令和7年度の主な取組み】

- ・山形方式・看護師等生涯サポートプログラムによる関係機関との連携を強化
- ・看護職員修学資金を貸与（新規105人、継続168人）
- ・山形県ナースセンターによる就業斡旋及び潜在看護師等の掘り起こしを実施
- ・県内出身看護学生に対する看護関係情報の提供
- ・「山形県保健師活動指針」及び「山形県保健師人材育成ガイドライン」に基づき、研修会等を開催

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・看護職員の従事者数は増加傾向にあるが、目標には到達していない。
- ・山形方式・看護師等生涯サポートプログラムにおける各施策の充実・強化を図り、看護職員確保に向けた取組みを推進する。
- ・「山形県保健師人材育成ガイドライン」に基づき、自治体の標準的キャリアラダーに沿った人材育成体制を推進していく。

【令和7年度の主な取組み】

- ・山形方式・看護師等生涯サポートプログラムによる関係機関との連携を強化
- ・看護職員修学資金を貸与（新規105人、継続168人）
- ・山形県ナースセンターによる就業斡旋及び潜在看護師等の掘り起こしを実施
- ・県内出身看護学生に対する看護関係情報の提供
- ・「山形県保健師活動指針」及び「山形県保健師人材育成ガイドライン」に基づき、研修会等を開催

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・看護職員の従事者数は増加傾向にあるが、目標には到達していない。
- ・山形方式・看護師等生涯サポートプログラムにおける各施策の充実・強化を図り、看護職員確保に向けた取組みを推進する。
- ・「山形県保健師人材育成ガイドライン」に基づき、自治体の標準的キャリアラダーに沿った人材育成体制を推進していく。

5

管理栄養士、栄養士

項 目	現 状 (計画策定時)	目標（上段）					
		実績（下段）					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
管理栄養士又は栄養士を配置している特定給食施設(病院、介護老人保健施設、介護医療院を除く)の割合	75.3% (R4)	76.3%	76.7%	77.2%	77.7%	78.1%	78.6%
		74.1%	74.6%				

【がん対策・健康長寿日本一推進課】

6

歯科衛生士

項 目	現 状 (計画策定時)	目標（上段）					
		実績（下段）					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
就業歯科衛生士数	1,221人 (R4)	1,245人	—	1,275人	—	1,305人	—
		1,280人					

【医療政策課・がん対策・健康長寿日本一推進課】

7

理学療法士、作業療法士その他の保健医療従事者

項 目	現 状 (計画策定時)	目標（上段）					
		実績（下段）					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
県内の医療機関における理学療法士従事者数	715.5人 (R2)	—	—	880人	—	—	960人
		—	—				
県内の医療機関における作業療法士従事者数	581.3人 (R2)	—	—	700人	—	—	760人
		—	—				

【医療政策課】

【令和7年度の主な取組み】

- ・栄養指導員（保健所の管理栄養士）による特定給食施設等に対する指導・監督の実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・各保健所において、計画的に特定給食施設等を巡回指導し、各施設における適正な栄養管理の実施につなげることができた。

【令和7年度の主な取組み】

- ・歯科衛生士の復職支援のため研修会を開催

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・就業歯科衛生士数は目標を超えて増加傾向で推移している。
- ・出産や育児等様々な要因で臨床の現場を離れた歯科衛生士がスムーズに復職できるよう、ニーズに合った研修会の開催等により人材確保に取り組む。

【令和7年度の主な取組み】

- ・保健医療従事者団体が実施する研修会等への支援を実施
- ・県立保健医療大学において、県内の理学療法士、作業療法士を対象とした技術研修会を実施するとともに、大学院での社会人の受入を実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・患者ニーズの多様化に対応できる質の高い保健医療従事者の養成を推進し、卒業生の県内定着を促進する。

第7章 保健・医療・福祉の総合的な取組

第1節 健康づくりの推進

(1) 健康寿命の延伸

項 目	現 状 (計画策定時)	目標（上段）					
		実績（下段）					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加 (平均寿命と健康寿命の差の縮小)	男性 8.74年	—	差の縮小	—	—	—	差の縮小
	女性 11.71年 (R2)	—					

【がん対策・健康長寿日本一推進課】

【令和7年度の主な取組み】

- 健康寿命の延伸に向け、「食」と「運動」両面で健康づくりの取組みを展開
- 「ウォーキングプロジェクト」を実施し、県民の「歩く習慣」の定着を促進（健康長寿日本一ウォーキング Web 大会〔約8千人参加〕、デジタルウォーキングスタンプラリー〔挑戦回数838回〕、「働き盛り世代の健康UPサポート補助事業」により企業が従業員のウォーキングを促す取組みへの助成〔3事業所〕）
- 「やまがた健康づくり応援企業」や県立米沢栄養大学等と連携し「減塩・ベジアッププロジェクト」を展開し、広く県民に減塩や野菜摂取を呼びかけるキャンペーンを実施
- 「がん対策県民運動」や「糖尿病重症化予防事業」等を市町村はじめ医師会など関係機関と連携し展開

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- 県民の生活習慣改善意識は向上しつつあるが、県民が主体的に健康づくりに取り組むことができる環境の整備に引き続き取り組んでいく。

（２）望ましい食生活と運動習慣の定着

項 目	現 状 (計画策定時)	目標（上段）					
		実績（下段）					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
20～50 歳代男性の肥満者(BMI 25 以上)の割合	35.4% (R4)	—	—	—	—	31.0%	—
		—					
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合（20 歳以上）	—※	—	—	—	—	—	—
		—					
20 歳以上の運動習慣者の割合	男性 45.6% 女性 36.1% (R4)	—	—	—	—	男性 48.2% 女性 38.4%	—
		—					

※ 《参考値》栄養バランスを考えて食事をとっている者の割合（20歳以上、R4）は75.9%。
「健康やまがた安心プラン」では、ベースライン値を令和10年に調査し、令和14年までの4年間で50%とすることを目標としている。

【がん対策・健康長寿日本一推進課】

【令和7年度の主な取組み】

- ・「やまがた健康づくり応援企業」や県立米沢栄養大学等と連携し「減塩・ベジアッププロジェクト」を展開し、広く県民に減塩や野菜摂取を呼びかけるキャンペーンを実施
- ・保健所では、「栄養・食生活」をテーマにした出前講座や、県ホームページにおける健康レシピ掲載等の情報発信により、県民に「健康な食事の定着」を提案

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・今後も、「やまがた健康づくり応援企業」や県立米沢栄養大学と連携し、「望ましい食生活の定着」に向け、環境整備を進める。
- ・「県民健康・栄養調査（R4実施）」の結果を踏まえ、県内大学等と連携を図りながら、生活習慣の改善に資する施策を推進していく。

（３）生活習慣病の発病予防・早期発見、重症化予防

項 目	現 状 (計画策定時)	目標（上段）					
		実績（下段）					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
喫煙率（20 歳以上）	17.2% (R4)	—	—	—	—	14.0%	—
		—	—				
特定健康診査の受診率	66.3% (R3)	67.5%	68.0%	68.5%	69.0%	69.5%	70%
		69.9% (R5)					
特定保健指導の実施率（終了率）	29.8% (R3)	35.5	37.4%	39.3%	41.2%	43.1%	45%
		33.9% (R5)					
胃がん検診の受診率	63.5% (R4)	—	66.7%	—	—	70%	—
		—					
大腸がん検診の受診率	64.7% (R4)	—	67.3%	—	—	70%	—
		—					
肺がん検診の受診率	69.0% (R4)	—	69.5%	—	—	70%	—
		—					
乳がん検診の受診率	61.7% (R4)	—	65.8%	—	—	70%	—
		—					
子宮頸がん検診の受診率	57.5% (R4)	—	63.7%	—	—	70%	—
		—					
がん検診の精密検査受診率	77.6%～ 98.7% (R1)	80%	83%	86%	89%	92%	95%
		75.7～ 97.3 (R4)					

【がん対策・健康長寿日本一推進課】

【令和7年度の主な取組み】

- ・生活習慣病の予防対策として、県民一人ひとりの生活習慣の改善を図るため、5月の禁煙週間を中心に、受動喫煙防止等に係る普及啓発を実施するとともに、年間を通して「食」と「運動」両面での取組み（減塩ベジアッププロジェクト事業及びウォーキングプロジェクト事業等）を展開
- ・禁煙に取り組む県民向けに「禁煙治療実施医療機関」の情報をホームページに掲載する等し提供（医療機関数169施設[R8.4.1現在]）
- ・事業者団体と連携して飲食店への個別訪問等を実施し、「原則屋内禁煙」に取り組むよう要請（飲食店等への禁煙標識交付1,708件[R8.3月末現在]・がん検診受診率向上対策として、10月の「がん検診推進強化月間」を中心に、教育局と連携し小学校のがん教育を活用し、家庭における検診受診の呼びかけを行うとともに、包括連携協定締結企業と連携し、県内事業所に対しても「がん検診受診」を広く周知
- ・特に、女性のがん検診受診機会の拡大のため、市町村や医師会等の協力を得て「女性の休日検診事業」を実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・成人の喫煙率は、直近値（R4）で17.2%と、H2の調査開始以来最も低くなったが、目標には達していない。
- ・受動喫煙防止対策をさらに推進するため、引き続き、各種イベント等様々な機会を捉え、「改正健康増進法」及び「山形県受動喫煙防止条例」の周知を図っていく。
- ・また、家庭や職場における受動喫煙防止に向

		け、市町村はじめ関係機関と連携し働きかけを継続していく。 ・本県のがん検診受診率は、全国上位であるものの、目標値には達しておらず、引き続き市町村や関係機関とも連携しながら受診率向上に向けた取組みを進める。																																																					
（４）産業保健		【令和７年度の主な取組み】 ・事業者団体や医療保険者等と連携して、県内事業所における「健康経営」の実践を促進（セミナー開催周知等の各種情報提供） ・「働き盛り世代の健康ＵＰサポート補助事業」により、企業が従業員のウォーキングを促す取組みを支援（５事業所 実施） 【取組みの評価及び今後の推進方向】 ・「健康経営」に取り組む事業所は年々増加傾向にある。 ・令和８年度から県独自の健康経営優良事業所の認定事業を行いながら、事業者団体や医療保険者等と連携を図り、県内事業所における「健康経営」の実践を促進していく。																																																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">項 目</th><th rowspan="3">現 状 (計画策定時)</th><th colspan="6">目標（上段）</th></tr> <tr> <th colspan="6">実績（下段）</th></tr> <tr> <th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特定健康診査の受診率</td><td rowspan="2">66.3% (R3)</td><td>67.5%</td><td>68.0%</td><td>68.5%</td><td>69.0%</td><td>69.5%</td><td>70%</td></tr> <tr> <td>69.9% (R5)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">特定保健指導の実施率 (終了率)</td><td rowspan="2">29.8% (R3)</td><td>35.5</td><td>37.4%</td><td>39.3%</td><td>41.2%</td><td>43.1%</td><td>45%</td></tr> <tr> <td>33.9% (R5)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> 【がん対策・健康長寿日本一推進課】						項 目	現 状 (計画策定時)	目標（上段）						実績（下段）						R6	R7	R8	R9	R10	R11	特定健康診査の受診率	66.3% (R3)	67.5%	68.0%	68.5%	69.0%	69.5%	70%	69.9% (R5)						特定保健指導の実施率 (終了率)	29.8% (R3)	35.5	37.4%	39.3%	41.2%	43.1%	45%	33.9% (R5)					
項 目	現 状 (計画策定時)	目標（上段）																																																					
		実績（下段）																																																					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11																																																
特定健康診査の受診率	66.3% (R3)	67.5%	68.0%	68.5%	69.0%	69.5%	70%																																																
		69.9% (R5)																																																					
特定保健指導の実施率 (終了率)	29.8% (R3)	35.5	37.4%	39.3%	41.2%	43.1%	45%																																																
		33.9% (R5)																																																					

（５）児童生徒の健康づくり		【令和７年度の主な取組み】 ・学校保健の現況による児童生徒の健康状況のまとめと各学校への情報提供 ・養護教諭研修会において、本県の健康課題とその対応について説明 ・地域関係機関と連携した子どもの健康づくりを推進（専門医の派遣等） ・栄養教諭等を中心とし、家庭と協力した食育活動の実践 ・研修による栄養教諭等の資質向上 ・学校への食や栄養の専門家の派遣や、プロスポーツチームと連携した「応援給食」の実施による学校における食育の推進 【取組みの評価及び今後の推進方向】 ・全国学力・学習状況調査における令和７年度の朝食摂取率は、全国平均と比較すると高い水準を維持している。今後も学校を通じて、家庭・地域と連携を深め、食育を推進していく。 ・肥満傾向の児童生徒については引き続き、各校における保健管理や個別の保健指導の充実を図るとともに、積極的な成長曲線の活用を促し、取組みを推進する。 ・児童生徒の成長については、今後も肥満傾向だけでなく、やせ傾向も含め、注視していく。 ・学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が、自ら健康な生活を実践することができる力を育成していく。																																																																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">項 目</th><th rowspan="3">現 状 (計画策定時)</th><th colspan="6">目標（上段）</th></tr> <tr> <th colspan="6">実績（下段）</th></tr> <tr> <th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">児童・生徒の朝食欠食率</td><td rowspan="2">小学６年 14.6% (R5)</td><td>10%</td><td>10%</td><td>10%</td><td>10%</td><td>10%</td><td>10%</td></tr> <tr> <td>14.7%</td><td>14.9%</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">中学３年 18.2% (R5)</td><td>10%</td><td>10%</td><td>10%</td><td>10%</td><td>10%</td><td>10%</td></tr> <tr> <td>17.0%</td><td>18.2%</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="4">小学５年生における肥満 傾向出現率の割合</td><td rowspan="2">男子 16.16% (R4)</td><td>減少</td><td>減少</td><td>減少</td><td>減少</td><td>減少</td><td>減少</td></tr> <tr> <td>14.98%</td><td>15.96%</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">女子 13.95% (R4)</td><td>減少</td><td>減少</td><td>減少</td><td>減少</td><td>減少</td><td>減少</td></tr> <tr> <td>13.24%</td><td>12.93%</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> 【学校体育保健課】						項 目	現 状 (計画策定時)	目標（上段）						実績（下段）						R6	R7	R8	R9	R10	R11	児童・生徒の朝食欠食率	小学６年 14.6% (R5)	10%	10%	10%	10%	10%	10%	14.7%	14.9%					中学３年 18.2% (R5)	10%	10%	10%	10%	10%	10%	17.0%	18.2%					小学５年生における肥満 傾向出現率の割合	男子 16.16% (R4)	減少	減少	減少	減少	減少	減少	14.98%	15.96%					女子 13.95% (R4)	減少	減少	減少	減少	減少	減少	13.24%	12.93%				
項 目	現 状 (計画策定時)	目標（上段）																																																																															
		実績（下段）																																																																															
		R6	R7	R8	R9	R10	R11																																																																										
児童・生徒の朝食欠食率	小学６年 14.6% (R5)	10%	10%	10%	10%	10%	10%																																																																										
		14.7%	14.9%																																																																														
	中学３年 18.2% (R5)	10%	10%	10%	10%	10%	10%																																																																										
		17.0%	18.2%																																																																														
小学５年生における肥満 傾向出現率の割合	男子 16.16% (R4)	減少	減少	減少	減少	減少	減少																																																																										
		14.98%	15.96%																																																																														
	女子 13.95% (R4)	減少	減少	減少	減少	減少	減少																																																																										
		13.24%	12.93%																																																																														

第2節 高齢者保健医療福祉の推進

(1) 健全で円滑な介護保険事業の運営

項 目	現 状 (計画策定時)	目標 (上段)					
		実績 (下段)					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
要介護認定の適正化に取り組む市町村数	29 市町村 (R4)	35 市町村	35 市町村	35 市町村	35 市町村	35 市町村	35 市町村
		28	28				

【高齢者支援課】

【令和7年度の主な取組み】

- ・市町村の認定調査員及び介護認定審査会委員を対象とした研修会を実施
(認定調査員新規 134 人
審査会委員新規 98 人、現任 593 人)

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・引き続き、市町村を訪問して行う技術的助言等において個別の状況を確認するとともに、取組みを推進・支援していく。
- ・認定調査員、介護認定審査会委員への新規研修及び現任研修、主治医研修等の開催を通じて、今後も要介護認定に携わる人材を育成していく。
- ・厚生労働省の訪問による介護認定審査会に対する技術的助言の機会を活用しながら、市町村に対する支援を行っていく。

(2) 介護予防・生活支援・社会参加の推進

項 目	現 状 (計画策定時)	目標 (上段)					
		実績 (下段)					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
生活支援コーディネーター資質向上に向けた研修等受講者数 (累計：2016(H28)～)	681 人 (R4)	—	950 人	1,000 人	—	—	—
		926 人	1,070 人				

【高齢者支援課】

【令和7年度の主な取組み】

- ・市町村の生活支援コーディネーターの育成・支援のため、資質向上研修会や情報交換会を開催した。(初任者研修 42 人、専門研修延べ 94 人、フォローアップ研修 8 人受講)

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・生活支援コーディネーターの資質向上研修は令和元年度以降、目標数を上回った。引き続き研修会等の開催により、担い手養成やネットワーク構築の支援を行い、活動の活性化を進めていく。

(3) 高齢者虐待防止対策の充実

項 目	現 状 (計画策定時)	目標 (上段)					
		実績 (下段)					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
高齢者虐待対応窓口職員に対する研修の延受講者数 (累計)	519 人 (R4)	—	600 人	650 人	—	—	—
		630 人	685 人				

【高齢者支援課】

【令和7年度の主な取組み】

- ・弁護士、司法書士、警察、福祉関係団体等の関係者で構成される「高齢者・障がい者虐待防止会議」を1月に開催
- ・市町村職員高齢者虐待防止情報交換会を9月と2月に開催(計 55 人参加)
- ・介護施設職員等を対象とした高齢者虐待防止研修会を2月に開催(計 855 人参加)
- ・高齢者虐待防止パンフレットを作成し、介護施設、市町村等に配布(15,000 部)
- ・虐待事案の問題解決に向けた助言・指導を行うため、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士から構成される専門職チームを市町村に派遣

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・市町村職員同士の情報交換会の開催や対応困難事例に対する専門職チームの派遣等を通じ、第一義的に高齢者虐待の対応にあたる市町村を支援していく。
- ・全国的に介護施設での虐待事案が増加傾向にあるため、施設職員向けの研修会の開催や介護施設への運営指導等を通じて、高齢者虐待防止について指導を行っていく。
- ・高齢者虐待は、第三者からの相談・通報をきっかけに発見される場合が多いことから、今後も県民を対象とした啓発活動を行っていく。
- ・家族の介護負担を軽減させるため、市町村等と協力しながら介護サービスの利用促進を図っていく。

第3節 障がい者保健医療福祉の推進

(1) 障がい者保健医療福祉対策の推進

項 目	現 状 (計画策定時)	目標 (上段)					
		実績 (下段)					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
相談支援事業従事者の初任者研修及び現任者研修の受講者数	145 人 (R5)	145 人	144 人	144 人	144 人	144 人	144 人
		139 人	91 人				

【障がい福祉課】

【令和7年度の主な取組み】

- ・初任者研修、特別研修及び現任研修を実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・研修の実施により、相談支援従事者等の人材の育成及び資質の向上が図られ、障がい者の相談体制が強化された。
- ・人材の育成及び資質の向上のため、継続して研修を実施していく。

(2) 二次保健医療圏における障がい者支援施設等の配置

項 目	現 状 (計画策定時)	目標 (上段)					
		実績 (下段)					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
グループホーム（共同生活援助）の利用人数	1,541 人 (R4)	1,687 人	1,754 人	1,818 人	1,891 人	1,967 人	2,046 人
		1,668 人	調査中				

【障がい福祉課】

【令和7年度の主な取組み】

- ・社会福祉施設整備補助事業によりグループホームの整備を促進
- ・県自立支援協議会において、地域移行についての研修会や障害者支援施設の管理者等を参集したワーキンググループを実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・障がい者の地域生活のため、今後見込まれるサービスの利用量を踏まえ、市町村と連携しながら、グループホーム等の創設や改修を支援していく。

(3) 障がい児（者）療育の充実

項 目	現 状 (計画策定時)	目標 (上段)					
		実績 (下段)					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
児童発達支援センターの設置数（累計）	13 市町村 (R4)	全市町村に1か所以上設置	全市町村に1か所以上設置	全市町村に1か所以上設置	全市町村に1か所以上設置	全市町村に1か所以上設置	全市町村に1か所以上設置
		14	15				

【障がい福祉課】

【令和7年度の主な取組み】

- ・発達障がい児の早期発見・早期支援のため、各圏域で支援技術向上を図る研修会を開催するとともに、切れ目ない支援のため、やまがたサポートファイルの書き方講座を実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・児童発達支援センターの設置数で目標を達成できなかった。
- ・地域における中核的な支援機関とし、障害児通所支援等を実施する事業所との緊密な連携による重層的な障がい児支援体制を構築するため、各市町村に対し設置を促す。
- ・発達障がい児への早期かつ切れ目のない支援のため、引き続き支援者の技術向上を図るとともに、身近な地域で相談・支援ができる体制づくりに取り組んでいく。

(4) 障がい者差別解消及び虐待防止対策の推進

項 目	現 状 (計画策定時)	目標 (上段)					
		実績 (下段)					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
障がい者虐待防止・権利擁護研修の受講者数	251 人※ (R4)	165 人	165 人	165 人	165 人	165 人	165 人
		151 人	174 人				

※オンライン形式の開催であり、受講人数に制限なし。目標値は参集形式での開催を想定。

【障がい福祉課】

【令和7年度の主な取組み】

- ・障がい者虐待防止・権利擁護研修を実施
- ・障がい者虐待防止に関するパンフレットを作成し、関係機関等に配布
- ・公共交通機関に障がい者虐待防止啓発ポスターを掲示し、周知を図った。

【取組みの評価及び今後の推進方向】

- ・引き続き研修や会議等の実施による関係機関の連携強化を図る。

第4節 母子保健医療福祉の充実

項 目	現 状 (計画策定時)	目標（上段）					
		実績（下段）					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
こども家庭センターを設置する市町村数(R6.4.1設置努力義務)	0市町村 (R4)	10 市町村	20 市町村	30 市町村	35 市町村	35 市町村	35 市町村
		27	33				
新生児訪問時点での産後うつハイリスク者の割合※	12.4% (R4)	14%	13%	12%	11%	10%	9%
		13.0%					

※ 新生児訪問（概ね生後4か月未満児への初回訪問）における EPDS 等を活用し把握した要支援ケースの割合

【こども家庭・母子保健課】

【令和7年度の主な取り組み】

- ・市町村において妊産婦や子育て家庭等を対象に相談支援を行う拠点「こども家庭センター」に配置される母子保健コーディネーターが効果的な支援を実施できるよう、人材養成研修を行う等、センターの設置及び運営に係る支援を実施した

【取り組みの評価及び今後の推進方向】

- ・令和7年度に「こども家庭センター」を33市町村が設置した。県は母子保健コーディネーター人材養成研修を2回開催し、延べ82名が受講、支援技術を獲得した。
- ・母子保健コーディネーターの支援技術のスキルアップのための研修等を実施し、引き続き、妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援体制整備を促進する。

第4期山形県医療費適正化計画における取組みについて（概要）

1 趣旨

- 令和6年3月に策定した第4期山形県医療費適正化計画では、毎年度の目標の達成度や事業の実施状況等について、点検・評価を行うこととしている。
- 医療費適正化計画とは、住民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、今後医療費が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るため、高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項の規定に基づき策定しているものであり、第4期山形県医療費適正化計画（計画期間令和6年度～令和11年度）では、以下の目標を設定するとともに、これらの目標達成に向けて県が取り組む施策等を定めている。

《住民の健康の保持の推進に関する目標》

- ① 特定健康診査の受診率
- ② 特定保健指導の実施率
- ③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率
- ④ 糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数
- ⑤ 喫煙率（20歳以上）
- ⑥ MR（麻しん風しん）ワクチン接種率
- ⑦ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を行う市町村数
- ⑧ 骨粗鬆症検診の受診率

《医療の効率的な提供の推進に関する目標》

- ① 後発医薬品使用割合（新指標・数量ベース）
- ② 後発医薬品使用割合（金額ベース）
- ③ バイオ後続品に80%以上が置き換わった成分数の割合
- ④ 電子処方箋に対応している薬局の割合
- ⑤ 医療機関と抗菌薬の適正使用等について情報共有や意見交換を行うネットワークを構築している地域数
- ⑥ 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進

- このたび、令和7年度の主な取組み等を取りまとめたところであり、本協議会から当該内容について御意見を頂戴するもの。

2 令和7年度の主な取組み、評価及び今後の推進方向

⇒ 資料2-2のとおり。

第4期山形県医療費適正化計画における主な取組みについて
(※本計画は第8次山形県保健医療計画 第8章「医療費の適正化」に記載)

資料2-2

目標及び進捗状況								令和7年度の主な取組み、評価 及び今後の推進方向	
1 住民の健康の保持の推進								【令和7年度の主な取組み】 ・人工透析への移行を防ぐため、県では特定健診等のデータを活用し「人工透析導入ハイリスク者リスト」を作成して市町村に提供するとともに、市町村では、このリストをもとに医療機関と連携して受診勧奨を実施 ・市町村はじめ県医師会や糖尿病対策推進会議、保険者協議会等と連携し、「山形県糖尿病及び慢性腎臓病重症化予防事業」を展開（糖尿病等対策検討会の開催、最上地域における糖尿病カードシステムを活用した糖尿病重症化予防モデル事業の展開、置賜地域糖尿病及び慢性腎臓病重症化予防に関する連絡会開催等） ・市町村、職域保健関係機関、医療保険者及びその他の関係機関により構成する「地域保健・職域保健連携推進協議会」において効果的な健康づくり事業の進め方について情報交換 ・市町村、保健所、保険者等の保健師や管理栄養士を対象に、特定保健指導従事者研修会を開催 ・保健所から各企業等へ出向いて行う健康教室（出前講座）を実施	
① 生活習慣病等の発症予防・重症化予防									
② 特定健康診査及び特定保健指導									
③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少に向けた取組の推進									
項 目	現 状 (計画策定時)	目標（上段）							
		実績（下段）							
特定健康診査の受診率	66.3% (R3)	R6	R7	R8	R9	R10	R11		
		67.5%	68.0%	68.5%	69.0%	69.5%	70%		
特定保健指導の実施率	29.8% (R3)	69.9% (R5)							
		35%	37%	39%	41%	43%	45%		
平成20年度と比べたメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率	18.9%の減少 (R3)	33.9% (R5)							
		21% 以上の減少	21.8% 以上の減少	22.6% 以上の減少	23.4% 以上の減少	24.2% 以上の減少	25% 以上の減少		
糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数	125人 (R3)	22.2% の減少 (R5)							
		124 人	123 人	123 人	122 人	122 人	121 人		

目標及び進捗状況						令和7年度の主な取組み、評価及び今後の推進方向	
						【取組みの評価及び今後の推進方向】 ・人工透析導入ハイリスクアプローチ事業（受診勧奨）に取り組む市町村が年々増加している。 ・県内各地域における医療機関と地域との連携体制構築事業を推進していくとともに、引き続き重症化予防、人工透析への移行防止のためのハイリスク者への受診勧奨等に取り組む。 ・糖尿病及び慢性腎臓病重症化予防プログラムの普及を推進する。 ・特定健康診査の受診率（R5：69.9%）は全国第2位、特定保健指導の実施率（R5：33.9%）は全国第9位、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率（R5：22.2%）は全国第10位と、上位の水準となっている。 ・引き続き、特定健康診査や特定保健指導の実施率の向上に向けた取組みを実施していく。	

目標及び進捗状況								令和7年度の主な取組み、評価 及び今後の推進方向
④ たばこ対策の推進								【令和7年度の主な取組み】 ・広報媒体や各種イベント開催の機会を活用し、県民に対する普及啓発を実施 【取組みの評価及び今後の推進方向】 ・令和4年度における成人の喫煙率は 17.2% であり、目標には届いておらず、各種イベントや事業者団体等の会合、SNSなどを活用して引き続き周知啓発を実施していく。
項 目	現 状 (計画策定時)	目標（上段）						
		実績（下段）						
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	
喫煙率（20 歳以上）	17.2% (R4)	—	—	—	—	14.0%	—	
		—	—					
【がん対策・健康長寿日本一推進課】								
※資料：山形県「県民健康・栄養調査」（概ね5年に1度調査実施）								
⑤ 予防接種の推進								【令和7年度の主な取組み】 ・全市町村において予防接種広域実施体制を継続。 ・一部製品の出荷停止を受け、MR ワクチンの流通状況及び供給見通しについて、市町村及び県医師会へ情報提供。 【取組みの評価及び今後の推進方向】 ・令和7年度に供給不足により接種対象期間内に接種を受けられなかった者の特例措置について、市町村、医療機関に引き続き情報提供を行う。 ・国の予防接種対策に係る動向等を注視し、迅速な情報提供と正しい知識の普及啓発に努め、接種率の向上を図る。
項 目	現 状 (計画策定時)	目標（上段）						
		実績（下段）						
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	
MR（麻しん風しん）ワクチン接種率	1期96.0% 2期92.6% (R4)	1期2期 ともに 95%以上	1期2期 ともに 95%以上	1期2期 ともに 95%以上	1期2期 ともに 95%以上	1期2期 ともに 95%以上	1期2期 ともに 95%以上	
		1期 92.7% 2期 92.8%	集計中					
【健康福祉企画課】								

目標及び進捗状況								令和7年度の主な取組み、評価 及び今後の推進方向	
⑥ 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進								【令和7年度の主な取組み】 ・「通いの場プログラム集」の普及に係る専門職派遣 ・研修会等における「通いの場プログラム集」の周知	
項 目	現 状 (計画策定時)	目標（上段）							
		実績（下段）							
		R6	R7	R8	R9	R10	R11		
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を行う市町村数	26 市町村 (R5)	35 市町村	35 市町村	35 市町村	35 市町村	35 市町村	35 市町村	【取組みの評価及び今後の推進方向】 ・「通いの場プログラム集」を通いの場リーダー研修会への専門職の派遣を通して、普及を行うとともに、研修会等において周知した。 ・引き続き、「通いの場プログラム集」の普及を実施するとともに、フレイルの認知度向上の取組みを実施する。	
		35 市町村							
【がん対策・健康長寿日本一推進課、高齢者支援課】									

目標及び進捗状況								令和7年度の主な取組み、評価 及び今後の推進方向	
⑦ その他の予防・健康づくりの推進								【令和7年度の主な取組み】	
項 目	現 状 (計画策定時)	目標（上段）						・骨粗鬆症予防を呼び掛ける啓発動画を新たに制作し、骨粗鬆症検診の受診を促進 ・健康フェア 2025 の歯科ブースや県ホームページ等で、かかりつけ歯科医を持ち定期的に歯科健診を受診することの重要性に関する普及啓発を実施 ・企業における歯科検診の受診を促進するためのモデル事業を実施 ・県がん対策・健康長寿日本一推進課内に『山形県口腔保健支援センター』を設置（専任の非常勤歯科衛生士を配置） ・同センターを中心に歯科口腔の健康づくり対策を総合的かつ計画的に実施 ・健康づくりにインセンティブを設け健康づくり無関心層に働きかけるやまがた健康マイレージ事業を市町村と協働で実施 ・「ウォーキングプロジェクト」を実施し、県民の歩く習慣・運動習慣の定着を促進	
		実績（下段）							
		R6	R7	R8	R9	R10	R11		
骨粗鬆症検診の受診率	6.3% (R4)	8.1%	9.0%	9.8%	10.7%	11.5%	12.4%	【取組みの評価及び今後の推進方向】	
		6.9%	8.0%						
【がん対策・健康長寿日本一推進課】									

目標及び進捗状況								令和7年度の主な取組み、評価 及び今後の推進方向	
2 医療の効率的な提供の推進									
① 後発医薬品の使用促進									
項 目	現 状 (計画策定時)	目標（上段）						【令和7年度の主な取組み】 ・山形県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会を開催 ・後発医薬品及びバイオ後続品の採用に役立てるため、「汎用ジェネリック医薬品リスト」及び「バイオ後続品採用薬リスト」を作成、情報提供を実施 ・バイオ後続品の普及促進と、後発医薬品の供給不安解消に向けた後発医薬品業界の取り組みへの理解を深めるため、医療従事者（医師、歯科医師、薬剤師等）を対象とした講習会を開催 ・やまがた健康フェアにおいて後発医薬品使用促進の啓発活動及びアンケート調査を実施	
		実績（下段）							
		R6	R7	R8	R9	R10	R11		
後発医薬品使用割合（新指標・数量ベース）	86.7% (R5)	85%以上	85%以上	85%以上	85%以上	85%以上	85%以上		
		91.3%	93.3%						
後発医薬品使用割合（金額ベース）	58.8% (R4) ※1	—	—	—	—	—	65%以上		
		61.9%	71.3%						
バイオ後続品に80%以上が置き換わった成分数の割合	18.8% (R3)	—	—	—	—	—	60%以上※2		
		—	—						
【健康福祉企画課】									
※1：「都道府県別の後発医薬品割合について」（厚生労働省保険局調査課）									
※2：バイオ後続品が80%以上を占める成分数が全体の成分数の60%以上									
② 医薬品の適正使用の推進									
項 目	現 状 (計画策定時)	目標（上段）						【令和7年度の主な取組み】 ・薬局に対し、電子処方箋導入に係る補助金を交付	
		実績（下段）							
		R6	R7	R8	R9	R10	R11		
電子処方箋に対応している薬局の割合	11.6% (R5, 10)	20%	30%	45%	60%	75%	90%		
		84.2%	93.1%						
【健康福祉企画課】									

目標及び進捗状況								令和7年度の主な取組み、評価 及び今後の推進方向											
③ 医療資源の効果的・効率的な活用												【令和7年度の主な取組み】 ・3地域においてAMR（薬剤耐性）等対策ネットワーク会議を設置し、地域の薬剤耐性菌検出状況等について情報共有や意見交換を行い、抗菌薬の適正使用について周知。 【取組みの評価及び今後の推進方向】 ・ネットワークを構築できていない地域においても、ネットワーク構築に向け準備を進めている。 ・医療機関や医師会、薬剤師会等と連携し、全地域でネットワークを構築し、抗菌薬の適正使用について広く周知を図る。							
項 目		現 状 (計画策定時)		目標（上段）															
				実績（下段）															
				R6	R7	R8	R9	R10	R11										
医療機関と抗菌薬の適正使用等について情報共有や意見交換を行うネットワークを構築している地域数		3 (R5)		3	3	3	3	4	4										
				3	3														
												【健康福祉企画課】							
④ 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進																【令和7年度の主な取組み】 ・二次医療圏における在宅医療・介護連携に係る情報共有等の実施 【取組みの評価及び今後の推進方向】 ・二次医療圏において関係者間における情報共有を実施するとともに、更なる在宅医療・介護連携の推進に向け、他市町村の取組状況を各市町村に周知した。 ・引き続き、情報共有等により在宅医療・介護連携の推進を図っていく。			
項 目		現 状 (計画策定時)		目標（上段）															
				実績（下段）															
				R6	R7	R8	R9	R10	R11										
医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進		－		県内の二次医療圏における在宅医療・介護連携に係る情報共有や意見交換及び広域的な取組支援等を支援															
				－	－														
												【高齢者支援課】							

3 医療費の実績に関する評価						
単位：億円						
2023 年度 (計画の足元値：4,031)	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
医療費適正化に係る 取り組みを行わない場合 の推計医療費	3,897	3,956				
医療費適正化に係る 取り組みを行った場合 の推計医療費	3,866	3,924				
効果	32	32				
※それぞれの数値を端数処理している関係で計算が合わない場合があります。						
【健康福祉企画課】						

第 2 期山形県アルコール健康障害対策推進計画における 取組みについて（概要）

1 趣旨

- 本計画は、国が定める「第 2 期アルコール健康障害対策推進基本計画（令和 3 年 3 月策定）」を基本としつつ、県の第 1 期計画における取組みへの評価を踏まえ、本県におけるアルコール健康障害対策をさらに推進していくため、令和 6 年 3 月に策定したもの。

<計画概要>

- ・計画期間 令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間
- ・基本方針 「Ⅰ 発生の予防」「Ⅱ 進行の抑制」「Ⅲ 再発の防止」の各段階に応じて 4 つの基本方針を設定
- ・重点課題（各重点課題について数値目標を設定）
 - （1）飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、
将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防する
 - ① 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合
 - ② 妊娠中の女性の飲酒割合
 - （2）アルコール健康障害に関する予防・相談から治療、
回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備する
 - ① 県精神保健福祉センター、各保健所における
アルコール依存症に関する相談受付件数
 - ② 国等が実施する依存症専門研修等の受講者数
 - ③ 国の要綱によるアルコール依存症に対する
適切な医療を提供できる専門医療機関の選定
- ・基本的施策 「Ⅰ 発生の予防」「Ⅱ 進行の抑制」「Ⅲ 再発の防止」「Ⅳ 基盤整備」

- このたび、令和 7 年度の主な取組み等を取りまとめたところであり、本協議会から当該内容について御意見を頂戴するもの。

2 令和 7 年度の主な取組み、評価及び今後の推進方向

⇒ 資料 3 - 2、3 - 3 のとおり

第2期山形県アルコール健康障害対策推進計画 重点課題に対応する評価指標の進捗状況

資料3-2

項 目		計画策定時 現状値	年度	直近値	年度	目標値	年度	備考	担当課
1 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防する									
①生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合	男性	17.7%	R4	17.7%	R4	15.0%	R10		がん対策・健康長寿日本一推進課
	女性	10.8%	R4	10.8%	R4	8.2%	R10		
②妊娠中の女性の飲酒割合		0.5%	R3	0.5%	R5	0%	R10		こども家庭・母子保健課
2 アルコール健康障害に関する予防・相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備する									
①県精神保健福祉センター、各保健所におけるアルコール依存症に関する相談受付件数		455件	R4	505件	R7	700件	R10		障がい福祉課
②国等が実施する依存症専門研修等の受講者数		9人	R2～4平均	13名 (延べ22名)	R7 (R6～R7)	延50人 (R6～10)	R10		
③国の要綱によるアルコール依存症に対する適切な医療を提供できる専門医療機関の選定		6機関	R4	7機関	R7	8機関	R10		

第2期山形県アルコール健康障害対策推進計画 関連施策の取組状況

資料3-3

・基本的施策

(単位:千円)

施策の展開方向(主な取組み)	担当課	事業名	事業の内容	令和7年度末の取組状況及びその評価	改善事項及び今後の対応	令和7年度 決算額	令和8年度 予算額(当初)
I 発生の予防							
1 アルコール健康障害に関する啓発の推進							
(1)学校 学校教育における外部の専門的知識を有する人材を活用した講演や研修会等の実施 等							
①専門的立場である医師を学校に派遣し、講演や研修会等を実施することで、児童生徒が自分自身の健康課題解決のための学びを深める機会をつくる。また、学校と関係機関や保護者との連携を推進。	教育局 学校体育保健課	子どもの健康づくり連携事業費(生命をつなぐ教育関係)	①専門的立場である医師を学校に派遣し講演や研修会を実施することで、児童生徒が自分自身の健康課題解決のための学びを深める機会をつくる。また、学校と関係機関や保護者との連携を推進する。	①専門医を県内40校に派遣し、児童生徒が自分自身の健康課題解決のための学びを深める機会の創出を支援した。	①引き続き、医師や関係機関と連携し、学校教育における児童生徒の飲酒に係る適切な意思決定や行動選択ができる判断力と態度の育成を支援、推進していく。	①923 ②—	①910 ②—
②学校における飲酒に関する教育の充実を図るため、教職員等を対象とした指導者研修会を開催し、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の効果的な指導や取組を実施。また、国で作成する「飲酒ガイドライン」について、様々な場面での活用、周知を図る。			②本県における喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の効果的な指導方法等の検討・実施の取組みに対して支援を行い、薬物乱用防止教育等を推進する。	②教職員、警察、保健部局職員等を対象とした薬物乱用防止に係る研修会を、12月にオンラインで開催した。約60名が参加し、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育に関する教育の効果的な指導方法等について理解を深める場となった。	②引き続き、関係機関と連携し、学校における喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する教育の充実を図るため、教職員等を対象とした会議や研修会において、心身に及ぼす影響や相談窓口等について周知していく。		
飲酒に伴うリスクやアルコール依存症に関する出前講座を実施し、正しい知識の普及啓発を図る。	保健所	【村山】 ・村山地域サポート講座(職員出前講座)	・保健所が依頼を受けて学校等に出向き、飲酒に関する正しい知識を含む健康関連の普及啓発を行う。	・飲酒に伴うリスクやアルコール依存症に関する理解を促進するため、県内大学からの看護実習生に対しミニセミナーを実施し、正しい知識の普及啓発を図った。	・引き続き、飲酒に伴うリスクやアルコール依存症に関する理解を促進するため、保健所による出前講座のほか、県ホームページ等を活用し正しい知識の普及啓発を図る。	—	—
		【最上】 ・出前講座等	・保健所が依頼を受け大学・企業等に出向き、飲酒に関する正しい知識を含む健康関連の普及啓発を行う。	・20歳未満の者の飲酒に伴うリスク及び20歳以上の者に対する節度ある飲酒の理解について、出前講座により正しい知識の普及啓発を図った。	・引き続き、20歳未満の者の飲酒に伴うリスク及び20歳以上の者に対する節度ある飲酒の理解を促進するため、出前講座を行い、正しい知識の普及啓発を図る。	—	—
		【置賜】 ・出前講座	・保健所が依頼を受けて大学等に出向き、飲酒に関する正しい知識を含む健康関連の普及啓発を行う。	・出前講座に加え、置賜総合支庁と西置賜地域振興局にて、パンフレットやポスターの掲示、庁内放送、地域ラジオ、当所ホームページを活用し普及啓発をした。	・引き続き、出前講座等で県民に対し、飲酒に伴うリスクやアルコール依存症に関する正しい知識などの普及啓発を行い、予防や早期治療を推進していく。	—	—
		【庄内】 ・出前講座	・保健所が依頼を受けて地域や企業に出向き、飲酒に関する正しい知識を含む健康関連の普及啓発を行う。	・節度ある飲酒の理解を促進するため、保健所による出前講座を実施した。(5回 計132人)	・引き続き、20歳未満の者の飲酒に伴うリスク及び20歳以上の者に対する節度ある飲酒の理解を促進するため、出前講座等の取組を継続する。	64	160 の一部
(2)家庭 市町村、医療機関等の関係団体と連携し正しい知識の普及啓発を推進 等							
市町村、医療機関、その他関係団体等と連携し、広く県民に対する啓発に取り組む。ホームページ、パンフレット、広報誌等を活用し、また、研修会、出前講座等により、飲酒に伴うリスク、アルコール依存症に関する正しい知識のほか、本人や家族が相談しつながりやすいよう、専門医療機関・自助グループ・相談機関等の支援に向けた情報を発信。	がん対策・健康長寿日本一推進課	—	—	・過度な飲酒による生活習慣病の発症や重症化予防を促進するため、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図った。	・引き続き、過度な飲酒による生活習慣病の発症や重症化予防を促進するため、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図る。	—	—
	障がい福祉課	・依存症回復支援事業	・県民に対し、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進する。	・アルコール関連問題啓発週間に合わせ、依存症に関する講演とパネルディスカッションを行った。また、県ホームページやSNSでの周知のほか、パネル展示による普及啓発を図った。	・引き続き、県民に対して飲酒に伴うリスクやアルコール依存症に関する正しい知識の普及啓発を行い、予防や早期治療を推進していく。	788 の一部	1,647 の一部
	県精神保健福祉センター	・依存症患者回復支援事業	・県民に対し、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進する。	・依存症に関するリーフレットを作成、配布し、普及啓発を行った。	・引き続き、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進していく。	788 の一部	1,647 の一部

施策の展開方向(主な取組み)			担当課	事業名	事業の内容	令和7年度末の取組状況及びその評価	改善事項及び今後の対応	令和7年度 決算額	令和8年度 予算額(当初)	
		市町村、医療機関、その他関係団体等と連携し、広く県民に対する啓発に取り組む。ホームページ、パンフレット、広報誌等を活用し、また、研修会、出前講座等により、飲酒に伴うリスク、アルコール依存症に関する正しい知識のほか、本人や家族が相談につながりやすいよう、専門医療機関・自助グループ・相談機関等の支援に向けた情報を発信。	保健所	【村山】 依存症患者回復支援事業	県民に対し、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進する。	アルコール関連問題普及啓発週間に合わせ、村山保健所および村山総合支庁ロビーにて啓発パネル展示を行った。	引き続き、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進していく。	0	10	
				【最上】 ・依存症患者回復支援事業 ・出前講座等	・県民に対し、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進する。 ・保健所が依頼を受け大学・企業等に出向き、飲酒に関する正しい知識を含む健康関連の普及啓発を行う。	・アルコール関連問題啓発週間に合わせ、総合支庁ロビーや県立新庄病院において、アルコール依存症等に関する啓発パネルの展示やデジタルサイネージによる啓発を行った。 ・20歳未満の者の飲酒に伴うリスク及び20歳以上の者に対する節度ある飲酒の理解について、出前講座により正しい知識の普及啓発を図った。	・引き続き、県民に対し、飲酒に伴うリスクやアルコール依存症に関する正しい知識などの普及啓発を行い、予防や早期治療を推進していく。	—	—	
				【置賜】 ①出前講座 ②依存症患者回復支援事業	①保健所が依頼を受けて大学等に出向き、飲酒に関する正しい知識を含む健康関連の普及啓発を行う。 ②県民に対し、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進する。	①こころの健康づくりをテーマとした出前講座において、飲酒に関する正しい知識の普及啓発を図った。 ②置賜総合支庁、西置賜地域振興局にて、パンフレットやポスターの掲示、庁内放送、地域ラジオ、当所ホームページを活用し普及啓発をした。	・引き続き、県民に対し、飲酒に伴うリスクやアルコール依存症に関する正しい知識などの普及啓発を行い、予防や早期治療を推進していく。	①— ②50	①— ②10	
				【庄内】 ・出前講座	・保健所が依頼を受けて地域や企業に出向き、飲酒に関する正しい知識を含む健康関連の普及啓発を行う。	・節度ある飲酒の理解を促進するため、保健所による出前講座を実施した。(5回 計132人)	・引き続き、20歳未満の者の飲酒に伴うリスク及び20歳以上の者に対する節度ある飲酒の理解を促進するため、出前講座等の取組みを継続する。	64	160の一部	
		アルコール関連問題週間等において、飲酒に伴うリスクや適度な飲酒に関する正しい知識、アルコール健康障害等について、関係機関、自助グループ、民間支援団体と連携して普及啓発を図る。	障がい福祉課	・依存症回復支援事業	・県民に対し、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進する。	・アルコール関連問題啓発週間に合わせ、依存症に関する講演とパネルディスカッションを行った。また、県ホームページやSNSでの周知のほか、パネル展示による普及啓発を図った。	・引き続き、県民に対して飲酒に伴うリスクやアルコール依存症に関する正しい知識の普及啓発を行い、予防や早期治療を推進していく。	788の一部	1,647の一部	
		専門的立場である医師を学校に派遣し、講演や研修会等を実施することで、児童生徒が自分自身の健康課題解決のための学びを深める機会をつくる。また、学校と関係機関や保護者との連携を推進。	教育局学校体育保健課			再掲(Ⅰ-1-(1))				
		(3)職場 健康経営アドバイザーや医療保険団体等と連携した事業所への普及啓発の推進 等								
		県内の事業所に対し、アルコールによる健康障害に関する情報の普及啓発を行うとともに、健康経営アドバイザーや医療保険団体等と連携し、過度な飲酒による生活習慣病の発症や重症化の予防につなげる。	がん対策・健康長寿日本一推進課	・健康経営優良事業所認定事業等(R8～)	・健康経営の推進等	・従業員の健康づくりを経営上の戦略として実践する健康経営の普及のため、事業所内での自主的な健康セミナー開催等の取組みを支援した。 ・過度な飲酒による生活習慣病の発症や重症化予防を促進するため、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図った。	・県独自の健康経営優良事業所の認定事業により、従業員の飲酒を含む生活習慣の改善を促すとともに、事業所内での自主的な健康セミナー開催等の取組みを支援する。 ・引き続き、過度な飲酒による生活習慣病の発症や重症化予防を促進するため、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図る。	—	500	
		職場や家庭、地域から飲酒運転者を出さない呼びかけの徹底など県民総ぐるみによる飲酒運転撲滅運動を年間を通じて実施。	消費生活・地域安全課	・交通安全総合対策費	・県民総ぐるみによる交通安全運動の展開	・職場や家庭、地域から飲酒運転者を出さない呼びかけの徹底など、県民総ぐるみによる飲酒運転撲滅運動を年間を通じて実施した。また、12月11日～12月20日の10日間、飲酒運転撲滅・冬の交通安全県民運動を実施し、飲酒運転を「しない、させない、許さない」の徹底を図った。	・引き続き、県民総ぐるみによる飲酒運転撲滅運動を実施していく。	9,513	8,768	
		職場、家庭に対する飲酒運転防止の声掛けを実施。	県警察交通企画課	—	—	・交通安全講話の中で、職場、家庭において飲酒運転防止を呼びかけるように啓発を実施した。	・引き続き、交通安全講話を通じて、職場、家庭において飲酒運転防止を呼びかける。	—	—	
安全運転管理者講習会等において、車両運行前及び運行後のアルコールチェックの徹底を指導。	県警察交通企画課	—	—	・安全運転管理者講習会等において、車両運行前及び運行後のアルコールチェックの確実な実施を指導した。	・引き続き、安全運転管理者講習会等において、車両運行前及び運行後のアルコールチェックの確実な実施を指導していく。	—	—			
飲酒に伴うリスクやアルコール依存症に関する出前講座を実施し、正しい知識の普及啓発を図る。	保健所			再掲(Ⅰ-1-(1))						

施策の展開方向(主な取組み)		担当課	事業名	事業の内容	令和7年度末の取組状況及びその評価	改善事項及び今後の対応	令和7年度 決算額	令和8年度 予算額(当初)
(4) 地域・県民 関係機関が連携し、「飲酒ガイドライン」(国作成)等を活用して年齢・性別・体質等に応じた正しい知識の普及啓発を推進 等								
① 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及の推進								
女性特有のものを含めた飲酒に伴うリスク、アルコール依存症に関する正しい知識の普及啓発や、専門医療機関・自助グループ・相談機関等の支援に向けた情報の発信。また、年齢・性別・体質等に応じた「飲酒ガイドライン」(国で作成)を活用し、正しい知識の普及に努める。	がん対策・健康長寿日本一推進課	—		—	・過度な飲酒による生活習慣病の発症や重症化予防を促進するため、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図った。	・引き続き、過度な飲酒による生活習慣病の発症や重症化予防を促進するため、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図る。	—	—
		障がい福祉課	・依存症回復支援事業	・県民に対し、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進する。	・アルコール関連問題啓発週間に合わせ、依存症に関する講演とパネルディスカッションを行った。また、県ホームページやSNSでの周知のほか、パネル展示による普及啓発を図った。	・引き続き、県民に対して飲酒に伴うリスクやアルコール依存症に関する正しい知識の普及啓発を行い、予防や早期治療を推進していく。	788 の一部	1,647 の一部
		県精神保健福祉センター	・依存症患者回復支援事業	・県民に対し、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進する。	・依存症に関するリーフレットを作成、配布し、普及啓発を行った。	・引き続き、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進していく。	788 の一部	1,647の一部
	保健所	【村山】 村山地域サポート講座(職員出前講座)		保健所が依頼を受けて地域や企業に出向き、飲酒に関する正しい知識を含む健康関連の普及啓発を行う。	心の健康づくりをテーマとした出前講座において、アルコール依存症に関する正しい知識の普及啓発を図った。	飲酒における女性特有のリスクについても機会をとらえて啓発していく。	—	—
		【最上】 ・出前講座等 ・依存症患者回復支援事業		・保健所が依頼を受けて地域や企業に出向き、飲酒に関する意識啓発をはじめとした健康関連の普及啓発を行う。 ・県民に対し、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進する。	・女性特有のものを含めた飲酒に伴うリスクやアルコール依存症、専門医療機関・自助グループ・相談機関等に関する正しい知識について、出前講座により正しい知識の普及啓発を図った。 ・アルコール関連問題啓発週間に合わせ、総合支庁ロビーや県立新庄病院において、アルコール依存症等に関する啓発パネルの展示やデジタルサイネージによる啓発を行った。	・引き続き、県民に対し、飲酒に伴うリスクに関する知識や相談支援機関について、出前講座やパネル展示等により普及啓発を図っていく。	—	—
		【置賜】 ①出前講座 ②依存症患者回復支援事業		①保健所が依頼を受けて大学等に出向き、飲酒に関する正しい知識を含む健康関連の普及啓発を行う。 ②県民に対し、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進する。	①こころの健康づくりをテーマとした出前講座において、飲酒に関する正しい知識の普及啓発を図った。 ②置賜総合支庁、西置賜地域振興局にて、パンフレットやポスターの掲示、庁内放送、地域ラジオ、当所ホームページを活用し普及啓発をした。	・引き続き、県民に対し、飲酒に伴うリスクやアルコール依存症に関する正しい知識などの普及啓発を行い、予防や早期治療を推進していく。	①— ②50	①— ②10
		【庄内】 ・依存症患者回復支援事業 ・出前講座		・アルコール関連問題啓発週間等において、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進する。 ・保健所が依頼を受けて地域や企業に出向き、飲酒に関する正しい知識を含む健康関連の普及啓発を行う。	・庄内総合支庁1階ロビーでの展示、庄内総合支庁ニュースにより、県民に対して普及啓発を行った。 ・節度ある飲酒の理解を促進するため、保健所による出前講座を実施した。(5回 計132人)	・引き続き、20歳未満の者の飲酒に伴うリスク及び20歳以上の者に対する節度ある飲酒の理解を促進するため、アルコール関連問題啓発週間や出前講座等の取組みを継続する。	7 64	10 160の一部
	妊産婦から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援により妊娠中及び出産後の女性の飲酒に伴うリスクについて正しい知識の普及啓発。		こども家庭・母子保健課	・妊娠・出産・子育て安心生活応援事業	・母子保健コーディネーターの養成を図った。	・妊娠中及び出産後の女性の飲酒に伴うリスクの普及啓発に向け、母子保健コーディネーター人材養成研修等の機会を通じて、母子保健従事者の理解促進を図っていく。	674 の一部	1,022 の一部
	アルコール関連問題啓発週間に集中的な広報活動を実施し、アルコール関連問題やアルコール依存症に関する正しい知識の普及啓発を強化。	障がい福祉課	・依存症回復支援事業	・県民に対し、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進する。	・アルコール関連問題啓発週間に合わせ、依存症に関する講演とパネルディスカッションを行った。また、県ホームページやSNSでの周知のほか、パネル展示による普及啓発を図った。	・引き続き、県民に対して飲酒に伴うリスクやアルコール依存症に関する正しい知識の普及啓発を行い、予防や早期治療を推進していく。	788 の一部	1,647 の一部
		県精神保健福祉センター	・依存症患者回復支援事業	・県民に対し、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進する。	・アルコール関連問題啓発週間に合わせ、所内にアルコール依存症啓発ポスターの掲示した。	・引き続き、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進する。	788 の一部	1,647 の一部

施策の展開方向(主な取組み)				担当課	事業名	事業の内容	令和7年度末の取組状況及びその評価	改善事項及び今後の対応	令和7年度 決算額	令和8年度 予算額(当初)
			アルコール関連問題啓発週間に集中的な広報活動を実施し、アルコール関連問題やアルコール依存症に関する正しい知識の普及啓発を強化。	保健所	【村山】 ・依存症患者回復支援事業	県民に対し、アルコール関連問題やアルコール依存症に関する正しい知識などの普及啓発を行う。	アルコール関連問題啓発週間に合わせ、村山保健所及び村山総合支庁ロビーにおいて、啓発パネル展示を行った。	引き続き、県民に対し、アルコール関連問題やアルコール依存症に関する正しい知識などの普及啓発を図る。	0	10
					【最上】 ・依存症患者回復支援事業	・県民に対し、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進する。	・アルコール関連問題啓発週間に合わせ、総合支庁ロビーや県立新庄病院において、アルコール依存症等に関する啓発パネルの展示やデジタルサイネージによる啓発を行った。	・引き続き、県民に対し、飲酒に伴うリスクやアルコール依存症に関する正しい知識などの普及啓発を行い、予防や早期治療を推進していく。	—	—
					【置賜】 ・依存症患者回復支援事業	・アルコール関連問題啓発週間に合わせ、啓発活動を行い、地域住民のアルコール関連問題に対する理解を深め、節度ある飲酒への意識付けを強化する。	・置賜総合支庁、西置賜地域振興局にて、アルコール依存症に関するパンフレットやポスターの掲示、庁内放送、地域ラジオ、当所ホームページを活用し普及啓発をした。	・引き続き、県民に対し、飲酒に伴うリスクやアルコール依存症に関する正しい知識などの普及啓発を行い、予防や早期治療を推進していく。	50	10
					【庄内】 ・依存症患者回復支援事業	・アルコール関連問題啓発週間等において、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進する。	・庄内総合支庁1階ロビーでの展示、庄内総合支庁ニュースにより、県民に対して普及啓発を行った。	・引き続き、20歳未満の者の飲酒に伴うリスク及び20歳以上の者に対する節度ある飲酒の理解を促進するため、アルコール関連問題啓発週間の取組を継続する。	7	10
			職場や家庭、地域から飲酒運転者を出さない呼びかけの徹底など県民総ぐるみによる飲酒運転撲滅運動を年間を通じて実施。	消費生活・地域安全課	再掲(Ⅰ-1-(3))					
			関係機関・団体等と連携した飲酒運転撲滅啓発活動の実施。	消費生活・地域安全課	再掲(Ⅰ-1-(3))					
				県警察交通企画課	—	—	・飲食店やスーパーにおいて、飲酒運転防止の呼び掛けや利用客に対する飲酒運転防止に関する広報啓発物品(チラシ・ティッシュ)の配付を行い、飲酒運転の撲滅を図った。	・引き続き、関係機関・団体等と連携して広報啓発活動を行い、飲酒運転撲滅を図る。	—	—
			飲酒運転に係る刑罰・行政処分の広報を実施。	県警察交通企画課	—	—	・四半期毎にラジオ放送を活用して、飲酒運転の撲滅に向けた取組内容や飲酒運転に関する罰則、行政処分についての広報を実施した。	・飲酒運転の現状について、タイムリーな広報を実施する。	—	—
			②アルコール依存症に関する正しい知識・理解の啓発の推進							
			女性特有のものを含めた飲酒に伴うリスク、アルコール依存症に関する正しい知識の普及啓発や、専門医療機関・自助グループ・相談機関等の支援に向けた情報の発信。また、年齢・性別・体質等に応じた「飲酒ガイドライン」(国で作成)を活用し、正しい知識の普及に努める。	がん対策・健康長寿日本一推進課	再掲(Ⅰ-1-(4)-①)					
				障がい福祉課	再掲(Ⅰ-1-(4)-①)					
				県精神保健福祉センター	再掲(Ⅰ-1-(4)-①)					
				保健所	再掲(Ⅰ-1-(4)-①)					
			アルコール関連問題啓発週間に集中的な広報活動を実施し、アルコール関連問題やアルコール依存症に関する正しい知識の普及啓発を強化。	障がい福祉課	再掲(Ⅰ-1-(4)-①)					
				県精神保健福祉センター	再掲(Ⅰ-1-(4)-①)					
				保健所	再掲(Ⅰ-1-(4)-①)					

施策の展開方向(主な取組み)				担当課	事業名	事業の内容	令和7年度末の取組状況及びその評価	改善事項及び今後の対応	令和7年度 決算額	令和8年度 予算額(当初)
		③	地方公共団体、関係団体、事業者等との連携による社会全体での取組							
			自助グループ等の関係機関と連携しながらアルコール依存症に関する知識や理解を深める取組を行う。	県精神保健福祉センター	・依存症患者回復支援事業	・県民に対し、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進する。	・依存症に関するリーフレットを作成、配布し、普及啓発を行った。	・引き続き、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進する。	788 の一部	1,647 の一部
			アルコール関連問題啓発週間に集中的な広報活動を実施し、アルコール関連問題やアルコール依存症に関する正しい知識の普及啓発を強化。	障がい福祉課		再掲(Ⅰ-1-(4)-①、②)				
				県精神保健福祉センター		再掲(Ⅰ-1-(4)-①、②)				
				保健所		再掲(Ⅰ-1-(4)-①、②)				
	2 不適切な飲酒の誘引の防止 20歳未満の者への酒類販売・提供をなくすための事業者向けの啓発活動の強化 飲食業者に対する指導・取締りまの徹底、街頭補導活動の強化 等									
		20歳未満の者への酒類販売防止の徹底について、事業者向けの啓発活動を強化。	多様性・女性若者活躍課	・青少年健全育成活動推進事業費	・令和7年度「青少年のための環境づくり懇談会」の開催と「青少年のための環境づくり懇談会申し合わせ事項」の作成(山形県青少年育成県民会議事業・事務局:多様性・女性若者活躍課内)	・各業界の事業者や関係機関等が参集する「青少年のための環境づくり懇談会」を開催し、20歳未満の者への酒類販売等防止の徹底を申し合わせ、青少年を取り巻く社会環境の浄化に向けた「青少年のための環境づくり懇談会申し合わせ事項」を作成・配付し、関係事業者へ働きかけを行った。	・引き続き、各種会議等を通じて、関係事業者に購入者の年齢確認等を促すなど、20歳未満の者への種類販売・提供防止について協力を呼びかける。	8,174 の一部	8,212 の一部	
			県警察人身安全少年課	—	—	・健全育成のための懇談会に参加し、業界団体とともに年齢確認を徹底するなどの申し合わせ事項を確認した。	・引き続き、左記取組を推進する。	—	—	
			20歳未満の者の飲酒の誘引を防止する環境の整備するため、指導・取締りを徹底。	県警察生活安全企画課	—	—	・風俗営業管理者に対し、管理者講習を通じ、18歳未満の者の営業所への立入禁止と20歳未満の者への酒類提供の禁止について指導した。	・引き続き、風俗営業管理者に対し、管理者講習を通じて、18歳未満の者の営業所への立入禁止と20歳未満の者への酒類提供の禁止について指導していく。	—	—
				県警察人身安全少年課	—	—	・少年警察ボランティア等とともに店舗を巡回し、協力依頼した。	・引き続き、少年警察ボランティア等とともに店舗を巡回し、協力依頼するとともに、20歳未満の者に種類を販売した事業者に指導を徹底する。	—	—
			20歳未満の者の飲酒行為に対する街頭補導活動の強化。	県警察人身安全少年課	—	—	・令和7年中、飲酒で50名を補導した。	・引き続き、街頭補導活動により、少年の飲酒行為への指導を徹底する。	—	—

施策の展開方向(主な取組み)		担当課	事業名	事業の内容	令和7年度末の取組状況及びその評価	改善事項及び今後の対応	令和7年度 決算額	令和8年度 予算額(当初)
Ⅱ 進行の抑制								
1 健康診断等からの早期改善指導 「早期介入ガイドライン」(国作成)の周知 関係機関による連携体制づくりの推進 等								
健康診断や保健指導において、「生活習慣病のリスクを高める飲酒習慣がある者」に該当する場合には、飲酒状況の評価を行い、必要時減酒支援(ブリーフ・インターベンション)が行えるように、特定保健指導従事者に対し研修会等の場で情報提供を行う。また、早期介入の取組を促進するため、国で作成する早期介入に関するガイドラインの周知を図る。		がん対策・健康長寿日本一推進課	—	—	・特定健診の結果に基づき、適切な保健指導を実施できるよう、特定保健指導従事者研修会を開催した。	・引き続き、特定健診の結果に基づき、適切な保健指導を実施できるよう、特定保健指導従事者研修会を開催する。	—	—
アルコール依存症をはじめアルコール健康障害が疑われる者に対して、減酒や断酒に向けた支援を行うため、精神保健福祉センターや保健所、専門医療機関、自助グループ等の連携体制づくりを進める。		障がい福祉課	・依存症回復支援事業	・依存症からの回復を支援するため、医療、保健、民間団体などの関係機関による連携体制の構築を図る。	・令和2年2月に依存症専門医療機関(6医療機関)を選定し、令和2年4月に精神保健福祉センターに依存症相談拠点を設置した。さらに、令和8年3月に1医療機関を依存症専門医療機関に追加選定し、ホームページや各関係機関に周知を図るとともに、専門医療機関及相談拠点を中心に会議や研修会等により連携体制づくりを行った。	・引き続き、依存症専門医療機関や依存症相談拠点を中心に連携体制づくりを行う。	788 の一部	1,647 の一部
2 アルコール健康障害に係る医療の充実等 依存症専門医療機関の充実と依存症治療拠点機関選定の検討 一般医療機関に対するアルコール依存症や専門医療機関等についての情報提供と研修の実施 等								
依存症専門医療機関を充実し、すでに選定している医療機関については、医療従事者の養成、質の向上を図る。また、依存症治療拠点機関の選定について検討する。		障がい福祉課	・依存症回復支援事業	・県内における依存症治療・相談対応体制の強化を図る。	・依存症対策全国拠点機関が主催する指導者養成研修について医療機関に周知を行い、支援に携わる職員が受講した。	・引き続き、専門医療機関に対して専門研修への積極的な参加を促し、人材育成を図っていくとともに、新たな依存症専門医療機関や依存症治療拠点の選定について検討していく。	788 の一部	1,647 の一部
県内医療機関に対し、国等が実施するアルコール依存症に関する医療従事者向けの研修への積極的な参加を促し医療提供体制の充実を図る。		障がい福祉課	・依存症回復支援事業	・県内における依存症治療・相談対応体制の強化を図る。	・依存症対策全国拠点機関が主催する指導者養成研修について医療機関に周知を行い、支援に携わる職員が受講した。	・引き続き、関係機関に対して専門研修への積極的な参加を促し、人材育成を図っていく。	788 の一部	1,647 の一部
一般医療機関に対し、アルコール依存症や専門医療機関等に関する情報提供を行うほか、研修の実施を検討し、依存症当事者が早期治療につながるための連携体制の構築に努める。		障がい福祉課	・依存症回復支援事業	・県内における依存症治療・相談対応体制の強化を図る。	・令和2年2月に依存症専門医療機関(6医療機関)を選定し、令和2年4月に精神保健福祉センターに依存症相談拠点を設置した。さらに、令和8年3月に1医療機関を依存症専門医療機関に追加選定し、ホームページや各関係機関に周知を図るとともに、専門医療機関及相談拠点を中心に会議や研修会等により連携体制づくりを行った。	・引き続き、一般診療所等に対してアルコール依存症や専門医療機関等に関する情報提供を行っていく。	788 の一部	1,647 の一部
		県精神保健福祉センター	・依存症患者回復支援事業	・依存症からの回復を支援するため、医療、保健、民間団体などの関係機関による連携体制の構築を図る。	・連携体制構築のため、関係機関に対し研修を行い、依存症や専門医療機関等に関する情報提供をした。	・引き続き、連携体制構築のため、関係機関に対し研修を行い、依存症や専門医療機関等に関する情報提供していく。	788 の一部	1,647の一部

施策の展開方向(主な取組み)			担当課	事業名	事業の内容	令和7年度末の取組状況及びその評価	改善事項及び今後の対応	令和7年度 決算額	令和8年度 予算額(当初)
		アルコール依存症者やその家族が、早期に支援機関に繋がり、回復支援を受けられるよう、関係機関との連携の在り方やSBIRTS等の具体的手法等について、関係機関とともに検討し、より良い支援体制の構築に努める。	県精神保健福祉センター	・依存症患者回復支援事業	・依存症からの回復を支援するため、医療、保健、民間団体などの関係機関による連携体制の構築を図る。	・支援者向けの研修会でのグループワーク等で依存症者や家族が早期に支援機関に繋がり、回復支援を受けられるよう、関係機関と連携等について検討する機会を提供した。	・引き続き、連携体制構築のため、研修を行う。	788 の一部	1,647 の一部
			保健所	【村山】 —	—	・実施なし。	・関係機関との検討会や会議等の実施について検討していく。	—	—
				【最上】 ・実施なし	—	—	・個別相談に応じて関係機関と連携し、より良い支援体制構築に努める。	—	—
				【置賜】 —	—	・保健所で相談を受け、状況に応じて、専門医療機関や自助グループ等を紹介するなど、関係機関と連携しながら支援を行った。	・引き続き、住民からの相談に応じ、適切な助言や情報提供を行う。また、必要時関係機関とも連携しながら対応していく。	—	—
				【庄内】 ・心の健康づくり推進事業	・アルコール関連問題研修会を実施した。	・要支援者を早期に発見し、適切な治療や支援に繋げるため、依存症問題とその対応について、関係機関の支援者等を対象に、講演、情報提供を行った。	・引き続き、依存症に関する研修会を企画、実施する。	111	154
		専門医療機関、保健所を対象に研修会を開催し、各機関の取組状況の情報共有や事例検討等を行い、支援技術の向上や連携強化を図り、相談から切れ目なく適切な医療を受けることができる体制づくりを推進。	県精神保健福祉センター	・依存症患者回復支援事業	・依存症からの回復を支援するため、医療、保健、民間団体などの関係機関による連携体制の構築を図る。	・支援技術の向上や連携強化を図るため、専門医療機関や保健所等の関係機関を対象に研修会を開催し、各機関の取組状況の情報共有を行った。	・引き続き、支援技術の向上や連携強化を図るため、研修を行う。	788 の一部	1,647 の一部
		関係機関の支援者向け研修会や会議等において、患者・家族への理解と支援のための連携推進を図る。また、引き続き、アルコール関連問題で困っている相談者への相談支援を関係機関と連携して行う。	保健所	【村山】 —	—	・実施なし。	・関係機関の支援者向け研修会や会議等の実施について検討していく。	—	—
				【最上】 ・精神障がい者理解促進啓発事業	・精神保健福祉関係者や精神障がい者の家族を対象とした研修会等を行い、相談窓口や関係機関の受け皿機能の強化、支援者の能力向上を図る。	・令和8年2月17日に依存症に関する研修会を開催し、市町職員等15名が受講した。令和8年3月16日に個別相談会を開催し、市町村職員からのケース相談に対応した。	・引き続き個別相談会等を開催し、相談窓口や関係機関の受け皿機能の強化、支援者の能力向上を図り、相談支援体制の充実を推進していく。	60 の一部	92 の一部
				【置賜】 —	—	・保健所で相談を受け、状況に応じて、専門医療機関や自助グループ等を紹介するなど、関係機関と連携しながら支援を行った。	・引き続き、住民からの相談に応じ、適切な助言や情報提供を行う。また、必要時関係機関とも連携しながら対応していく。今後の研修会等の開催についても検討していく。	—	—
				【庄内】 心の健康づくり推進事業	・アルコール関連問題研修会	要支援者を早期に発見し、適切な治療や支援に繋げるため、依存症問題とその対応について、関係機関の支援者等を対象に、講演、情報提供を行った。	引き続き、依存症に関する研修会を企画、実施する。	111	154

施策の展開方向(主な取組み)		担当課	事業名	事業の内容	令和7年度末の取組状況及びその評価	改善事項及び今後の対応	令和7年度 決算額	令和8年度 予算額(当初)
3 アルコール健康障害に関連して飲酒運転をした者に対する対応等								
(1) 飲酒運転をした者に対する指導 運転免許取消処分者講習における再発防止指導に併せた相談窓口等に関する情報提供等								
アルコール依存症の相談窓口や専門医療機関に関する情報提供を行う等連携を強化していく。		県警察運転免許課	—	—	・県精神保健福祉センターが提供するリーフレット等(医療機関、支援団体が記載されたもの)を受講者に配布し、情報共有に努めた。	・引き続き同センターと連携し、最新のリーフレット等の提供を受けながら、講習受講者に対しそれらを配布し情報提供を行っていく。	—	—
飲酒運転をした者及びその家族から相談があった際には医療機関の受診勧奨や自助グループの紹介を行う等必要な支援を行う。また、飲酒運転を未然に防ぐために、必要に応じて、警察等と情報を共有するなど連携して対応する。		県精神保健福祉センター	—	—	・アルコールの問題を抱える本人及び家族からの相談に応じた。	・引き続き、アルコールの問題を抱える本人や家族の相談を受けていく。	—	—
		保健所	【村山】 —	—	電話等での個別相談に応じた。	引き続き、相談があった際は対応する。	—	—
			【最上】 ・精神保健福祉相談事業	・精神疾患に関する患者本人及び家族からの相談に応じる	・電話や来所による相談に応じ、専門医療機関や自助グループ、家族会等の情報を提供し、相談者の状況に応じて関係機関と連携して支援した。	・引き続き、相談を受け、関係機関と連携し対応していく。	—	—
			【置賜】 —	—	・保健所で随時相談に応じた。	・引き続き、保健所で相談を受けていく。	—	—
			【庄内】 ・実績なし	—	—	—	—	—
アルコール依存症をはじめアルコール健康障害が疑われる者に対して、減酒や断酒に向けた支援を行うため、精神保健福祉センターや保健所、専門医療機関、自助グループ等の連携体制づくりを進める。		障がい福祉課	再掲(Ⅱ-1)					

施策の展開方向(主な取組み)			担当課	事業名	事業の内容	令和7年度末の取組状況及びその評価	改善事項及び今後の対応	令和7年度 決算額	令和8年度 予算額(当初)	
		(2)暴力・虐待・自殺未遂をした者に対する対応 アルコール依存症が疑われる者による事案発生時の警察と県精神保健福祉センター・保健所の連携による対応 等								
		消防、市町村、医療機関等の関係機関との連携を強化し、早期支援につながるよう対応。	子ども家庭・母子保健課	—	—	・各児童相談所において、アルコール依存症等の虐待要因を抱える保護者について、市町村、保健所等と連携し対応した。	・引き続き、各児童相談所において保護者が抱える虐待要因に応じ関係機関と連携し対応していく。	—	—	
			県精神保健福祉センター	—	—	・アルコールの問題を抱える本人及び家族からの相談に応じた。	・引き続き、アルコールの問題を抱える本人や家族の相談を受けていく。	—	—	
			保健所	【村山】	—	—	・電話等での個別相談に応じた。	・引き続き、相談があった際は対応する。	—	—
				【最上】 ・精神保健福祉相談事業	—	・精神疾患に関する患者本人及び家族からの相談に応じる	・電話や来所による相談に応じ、専門医療機関や自助グループ、家族会等の情報を提供し、相談者の状況に応じて関係機関と連携して支援した。	・引き続き、相談を受け、関係機関と連携し対応していく。	—	—
				【置賜】	—	—	・保健所で随時相談に応じた。	・引き続き、保健所で相談を受けていく。	—	—
				【庄内】	—	—	・相談に応じた。	・引き続き、相談に応じる。	—	—
			県警察生活安全企画課	—	—	・泥酔又は酩酊状態で保護した者がアルコール依存症の疑いがある場合、本人や家族に対して、保健所等に相談するように助言指導を実施している。	・引き続き、アルコール依存者等の早期支援につながるような取組みを実施していく。	—	—	
		県警察人身安全少年課	—	—	・関係機関との良好な関係作りに努め、有事の際は連携しながら対処した。	・今後も継続して関係機関と連携しながら対処していく。	—	—		
		相談対応や事例検討など、医療、保健、福祉等の関係機関と連携した継続的な支援を実施。また、自殺予防週間や自殺対策強化月間において、多様な手段による相談窓口情報等の普及・啓発を行うほか、医療と地域が連携して支援できる県全体での体制整備の検討を進める。	地域福祉推進課	・地域自殺対策強化事業費	・地域における自殺対策の推進	・各保健所において、対面、訪問、電話による相談を実施し、必要に応じて事例検討を行い、継続的な支援を行った。 ・自殺予防週間や自殺対策強化月間において、県関係機関や市町村等が実施する相談窓口等の自殺予防の取組みを各種メディア(SNS、HP、広報誌等)で周知した。	・引き続き相談活動を実施する。 ・自殺未遂事案が発生した場合の警察、医療機関等との連携が十分とは言いたいため、関係機関との連携体制強化を検討する。 ・引き続き各種メディアや様々な機会を通して、効果的な広報活動を実施していく。	424	667	
自殺予防週間や自殺対策強化月間において、アルコール依存症と自殺の関連、相談窓口の周知を集中実施する。	県精神保健福祉センター	—	—	・パンフレットを配置し、相談窓口について普及啓発を行った。	・アルコールと自殺の関連についての啓発を強化していく。	—	—			
保健所	【村山】 ・自殺予防に関する相談窓口等の普及啓発事業	—	・県民に対し、自殺予防に関する知識や相談窓口の周知を図る。	・自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて、パンフレットの配置やパネル展示を行い、相談窓口について普及啓発を行った。	・アルコール依存症と自殺の関連、相談窓口の普及啓発を強化していく。	49	176			
	【最上】 ・地域自殺対策強化事業	—	・県民に対し、自殺予防に関する知識や相談窓口の周知を図る。	・自殺予防週間・自殺対策強化月間に合わせて、総合支庁ロビーや県立新庄病院でパンフレットの配置や資料展示等を行い、相談窓口について普及啓発を行った。	・アルコール依存症と自殺の関連についての知識及び相談窓口の啓発を強化していく。	—	—			
	【置賜】 ・普及啓発事業(自殺予防週間における普及啓発) ・若年層への普及啓発事業	—	・自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて啓発活動を行い、知識の普及啓発と自殺対策への意識付けの強化を図る。	・置賜総合支庁、西置賜地域振興局にて、アルコール依存症に関するパンフレットやポスターの掲示、庁内放送、地域ラジオでの広報、街頭での啓発活動等をした。	・引き続き、啓発活動を通して、アルコール依存症と自殺の関連、相談窓口の周知をしていく。	118	125			
	【庄内】 ・依存症患者回復支援事業	—	・アルコール関連問題啓発週間等において、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進する。	・庄内総合支庁1階ロビーでの展示、庄内総合支庁ニュースにより、県民に対して普及啓発を行った。	・引き続き、20歳未満の者の飲酒に伴うリスク及び20歳以上の者に対する節度ある飲酒の理解を促進するため、アルコール関連問題啓発週間の取組を継続する。	7	10			

施策の展開方向(主な取組み)		担当課	事業名	事業の内容	令和7年度末の取組状況及びその評価	改善事項及び今後の対応	令和7年度 決算額	令和8年度 予算額(当初)
4 相談支援等 身近で地域で相談できるよう関係機関や市町村との連携強化 関係機関が情報共有できる連携体制の構築 等								
	アルコール健康障害を抱える方やその家族が相談支援にアクセスしやすいよう県精神保健福祉センターを相談拠点、保健所を地域の相談窓口として広く周知。また、必要ときに身近な地域で相談できるよう、市町村の保健・福祉等の担当課や各地域の関係機関とも連携していく。	県精神保健福祉センター	—	—	・本人や家族からの相談を受け、状況に応じて、専門医療機関や自助グループ等を紹介するなど、関係機関と連携しながら支援を行った。	・引き続き、相談支援を行っていく。	—	—
		保健所	【村山】 ・依存症患者回復支援事業	・県民に対し、アルコール関連問題やアルコール依存症に関する正しい知識などの普及啓発を行う。	・アルコール関連問題啓発週間に合わせ、村山保健所及び村山総合支庁ロビーにおいて、啓発パネル展示を行った。	・引き続き、県民に対し、アルコール関連問題やアルコール依存症に関する正しい知識などの普及啓発を図る。	0	10
			【最上】 ・精神保健福祉相談事業	・精神疾患に関する患者本人及び家族からの相談に応じる	・電話や来所による相談に応じ、専門医療機関や自助グループ、家族会等の情報を提供し、相談者の状況に応じて関係機関と連携して支援した。	・引き続き、相談を受け、関係機関と連携し対応していく。	—	—
			【置賜】 —	—	・保健所で相談を受け、状況に応じて、専門医療機関や自助グループ等を紹介するなど、関係機関と連携しながら支援を行った。	・引き続き、住民からの相談に応じ、適切な助言や情報提供を行う。また、必要時関係機関とも連携しながら対応していく。	—	—
			【庄内】 ・依存症患者回復支援事業 ・心の健康づくり推進事業	・アルコール関連問題啓発週間等において、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進する。 ・アルコール関連問題研修会	・庄内総合支庁1階ロビーでの展示、庄内総合支庁ニュースにより、県民に対して普及啓発を行った。 ・要支援者を早期に発見し、適切な治療や支援に繋げるため、依存症問題とその対応について、関係機関の支援者等を対象に、講演、情報提供を行った。	・引き続き、20歳未満の者の飲酒に伴うリスク及び20歳以上の者に対する節度ある飲酒の理解を促進するため、アルコール関連問題啓発週間の取組を継続する。 ・引き続き、依存症に関する研修会を企画、実施していく。	7 111	10 154
	地域に身近な民生委員から相談につながるよう、民生委員対象の研修会等で相談窓口の周知を図る。	保健所	【村山】 ・村山地域サポート講座(職員出前講座)	・保健所が依頼を受けて地域に出向き、飲酒に関する正しい知識を含む健康関連の普及啓発を行う。	・実施なし。	・引き続き、飲酒に伴うリスクやアルコール依存症に関する理解を促進するため、保健所による出前講座のほか、県ホームページ等を活用し正しい知識の普及啓発を図る。	—	—
			【最上】 ・出前講座	・管内民生委員・児童委員に向けて自殺対策に関する知識や相談窓口の周知を図る。	・令和7年10月8日に実施。管内民生委員・児童委員計152名に対し、自殺対策に関する知識や地域住民への声掛けの工夫、相談窓口の周知を行った。	・引き続き、民生委員・児童委員に対し相談窓口の周知を図っていく。	—	—
			【置賜】 ・出前講座等	・保健所が依頼を受けて地域に出向き、飲酒に関する正しい知識を含む健康関連の普及啓発を行う。	・令和7年10月14日に民生委員や一般住民約20名を対象に実施。	・引き続き、出前講座等で、飲酒に伴うリスクやアルコール依存症に関する正しい知識などの普及啓発を図る。	—	—
			【庄内】 ・出前講座	保健所が依頼を受けて地域に出向き、飲酒に関する正しい知識を含む健康関連の普及啓発を行う。	・節度ある飲酒の理解を促進するため、保健所による出前講座を実施した。(5回 計132人)	引き続き、20歳未満の者の飲酒に伴うリスク及び20歳以上の者に対する節度ある飲酒の理解を促進するため、出前講座等の取組を継続する。	64	160 の一部
	相談拠点における関係機関との定期的な情報交換の活用などにより、各機関が相互に情報共有や協力体制を築くことで適切な相談や治療、回復支援までつなげる連携体制の構築を図る。	県精神保健福祉センター	・依存症患者回復支援事業	・依存症からの回復を支援するため、医療、保健、民間団体などの関係機関による連携体制の構築を図る。	・支援者向けの研修会でのグループワーク等で依存症者や家族が早期に支援機関に繋がり、回復支援を受けられるよう、関係機関と連携等について検討する機会を提供した。	・引き続き、連携体制構築のため、研修を行う。	788 の一部	1,647 の一部

施策の展開方向(主な取組み)		担当課	事業名	事業の内容	令和7年度末の取組状況及びその評価	改善事項及び今後の対応	令和7年度 決算額	令和8年度 予算額(当初)
	支援が必要なケースに応じて、相談から治療、回復支援まで円滑につなげることができるよう、地域における行政・医療機関・自助グループ等の関係機関における連携体制の構築に努める。	障がい福祉課	・依存症回復支援事業	・依存症からの回復を支援するため、医療、保健、民間団体などの関係機関による連携体制の構築を図る。	・令和2年2月に依存症専門医療機関(6医療機関)を選定し、令和2年4月に精神保健福祉センターに依存症相談拠点を設置した。さらに、令和8年3月に1医療機関を依存症専門医療機関に追加選定し、ホームページや各関係機関に周知を図るとともに、専門医療機関及相談拠点を中心に会議や研修会等により連携体制づくりを行った。	・引き続き、依存症専門医療機関や依存症相談拠点を中心に連携体制づくりを行う。	788 の一部	1,647 の一部
		県精神保健福祉センター	—	—	・依存症の相談を受け、状況に応じて、専門医療機関や自助グループ等を紹介するなど、関係機関と連携しながら支援を行った。	・引き続き、関係機関と連携しながら相談支援を行っていく。	—	—
		保健所	【村山】 —	—	・実施なし。	・関係機関との検討会や会議等の実施について検討していく。	—	—
			【最上】 ・精神保健福祉相談事業	・精神疾患に関する患者本人及び家族からの相談に応じる	・電話や来所による相談に応じ、専門医療機関や自助グループ、家族会等の情報を提供し、相談者の状況に応じて関係機関と連携して支援した。	・引き続き、相談を受け、関係機関と連携し対応していく。	—	—
			【置賜】 —	—	・保健所で相談を受け、状況に応じて、専門医療機関や自助グループ等を紹介するなど、関係機関と連携しながら支援を行った。	・引き続き、住民からの相談に応じ、適切な助言や情報提供を行う。また、必要時関係機関とも連携しながら対応していく。	—	—
			【庄内】 ・依存症患者回復支援事業	・自助グループとの連携	・断酒会をはじめとする自助グループと連携を行い、活動状況の報告を把握したり、活動に出席した。	・引き続き、自助グループとの連携を継続する。	7	10
	困難な問題を抱える女性への支援内容を記載したリーフレットにおいて、アルコール関連問題に関する相談窓口について記載し、広く県民に周知。	子ども家庭・母子保健課	・困難女性支援推進事業	・困難な問題を抱える女性への支援	・令和8年度配布用リーフレットへの記載内容検討の結果、当リーフレットで本来周知したい内容を優先する必要から、「アルコール関連問題に関する相談窓口について」の記載は行わなかった。	・リーフレット記載の予定はない。	—	—
	高齢者の総合的な相談窓口である地域包括支援センターが、支援が必要なケースに応じて適切な機関へつなぐことができるよう、地域包括支援センター現任職員研修の中で、アルコール関連問題に関する知識の普及・啓発を行う。	高齢者支援課	地域包括支援センター現任職員研修	地域包括支援センター職員のスキル向上や、地域包括支援センターの機能強化を図るため、知識及び技術の習得のための研修を開催する。	令和7年9月5日～10月8日までの間、動画配信による研修を実施し、104名が受講した。	引き続き、地域包括支援センター職員に対しての研修で、アルコール関連問題について知識の普及・啓発を行う。	1,121	1,158
	県精神保健センターや保健所において相談を受けた際は専門医療機関や自助グループ等を紹介する等回復に向けた支援を行う。	県精神保健福祉センター	—	—	・本人や家族からの相談を受け、状況に応じて、専門医療機関や自助グループ等を紹介するなど、関係機関と連携しながら支援を行った。	・引き続き、相談支援を行っていく。	—	—
		保健所	【村山】 —	—	相談者の状況に応じ、専門医療機関や自助グループについての情報提供等を行った。	引き続き、専門医療機関や自助グループについての情報提供を積極的に行っていく。	—	—
			【最上】 ・精神保健福祉相談事業	・精神疾患に関する患者本人及び家族からの相談に応じる	・電話や来所による相談に応じ、専門医療機関や自助グループ、家族会等の情報を提供し、相談者の状況に応じて関係機関と連携して支援した。	・引き続き、相談を受け、関係機関と連携し対応していく。	—	—
			【置賜】 —	—	・保健所で相談を受け、状況に応じて、専門医療機関や自助グループ等を紹介するなど、関係機関と連携しながら支援を行った。	・引き続き、住民からの相談に応じ、適切な助言や情報提供を行う。また、必要時関係機関とも連携しながら対応していく。	—	—
			【庄内】 ・依存症患者回復支援事業	・自助グループの紹介	・アルコール関連問題啓発週間における、自助グループに関する情報提供を実施した。 ・庄内地域の方が出席できる自助グループ一覧を県ホームページに掲載した。	・引き続き、自助グループとの連携、普及啓発を継続する。	7	10

施策の展開方向(主な取組み)			担当課	事業名	事業の内容	令和7年度末の取組状況及びその評価	改善事項及び今後の対応	令和7年度 決算額	令和8年度 予算額(当初)
		地域でアルコール関連問題に対応する市町村や関係機関の担当者の資質向上を図るため、精神科医師等による事例を基にした助言や関係者の情報交換等による技術的支援を行う。	県精神保健福祉センター	・依存症患者回復支援事業	・研修会等を開催し、依存症相談対応に係る関係機関の担当者の資質向上を図る。	・研修会を実施し、グループワークや取組み状況を情報交換する時間をも受け、関係機関に対し技術的支援を行った。	・引き続き、関係者に対し技術的支援を行っていく。	788 の一部	1,647 の一部
			保健所	【村山】 —	—	・実施なし。	・アルコール関連問題に関する専門的知識や対処法等に関する事例検討会の実施について検討していく。	—	—
				【最上】 ・精神障がい者理解促進啓発事業	・精神保健福祉関係者や精神障がい者の家族を対象とした研修会等を行い、相談窓口や関係機関の受け皿機能の強化、支援者の能力向上を図る。	・令和8年2月17日に依存症に関する研修会を開催し、市町職員等15名が受講した。令和8年3月16日に個別相談会を開催し、市町村職員からのケース相談に対応した。	・引き続き個別相談会等を開催し、相談窓口や関係機関の受け皿機能の強化、支援者の能力向上を図り、相談支援体制の充実を推進していく。	60 の一部	92 の一部
				【置賜】 ・精神障がい者理解促進啓発事業	・精神保健福祉関係者を対象とした研修会を行い、正しい知識の普及啓発及び精神障がい者の社会参加の促進を図る。	・令和7年度はアルコールに関しての研修は実施無し。	・アルコール関連問題に関する専門的知識や対処法等に関する研修会の実施について検討していく。	—	64
				【庄内】 ・心の健康づくり推進事業	・アルコール関連問題研修会	・要支援者を早期に発見し、適切な治療や支援に繋げるため、依存症問題とその対応について、関係機関の支援者等を対象に、講演、情報提供を行った。	・引き続き、依存症に関する研修会を企画、実施する。	111	154
		大規模自然災害、感染症流行等の健康危機に際しては、特別な環境が飲酒問題の状況悪化を引き起こす懸念があることから、関係機関と連携し相談支援体制の強化を図る。	障がい福祉課	—	—	・山形県災害時公衆衛生活動指針の中で、災害時におけるアルコール関連問題対策について記載した。	・災害発生前からの啓発的介入や、関係機関と連携した相談支援体制の整備を図る。	—	—
			県精神保健福祉センター	・依存症患者回復支援事業	・依存症からの回復を支援するため、医療、保健、民間団体などの関係機関による連携体制の構築を図る。	・関係機関と連携し相談支援体制の強化を図るため、研修会等を実施した。	・引き続き、連携体制構築のため、研修等を行う。	788 の一部	1,647 の一部
			保健所	【村山】 —	—	災害発生時に安否確認が必要な支援ケースの確認を行い、関係機関と連携し相談支援体制の強化を図った。	引き続き、災害発生時に安否確認が必要な支援ケースについて定期的に見直しを行い、関係機関と連携を行っていく。	—	—
				【最上】 ・精神保健福祉相談事業	・精神疾患に関する患者本人及び家族からの相談に応じる	・保健所で相談を受け、状況に応じて、専門医療機関等を紹介するなど、関係機関と連携しながら支援を行った。	・引き続き、相談を受け、関係機関と連携し対応していく。	—	—
				【置賜】 —	—	・保健所で相談を受け、状況に応じて、専門医療機関や自助グループ等を紹介するなど、関係機関と連携しながら支援を行った。	・引き続き、住民からの相談に応じ、適切な助言や情報提供を行う。また、必要時関係機関とも連携しながら対応していく。	—	—
				【庄内】 —	—	保健所で相談を受け、状況に応じて専門医療機関や自助グループ等を紹介、ケースカンファレンスを実施する等関係機関との連携強化を図った。	引き続き、関係機関と連携し対応していく。	—	—

施策の展開方向(主な取組み)		担当課	事業名	事業の内容	令和7年度末の取組状況及びその評価	改善事項及び今後の対応	令和7年度 決算額	令和8年度 予算額(当初)	
Ⅲ 再発の防止									
1 社会復帰の支援									
(1)アルコール依存症からの回復支援 自助グループ等との連携強化による回復支援体制の整備、依存症者やその家族を対象とした相談会等の開催 等									
県精神保健福祉センター、保健所において、アルコール依存症等の治療、回復支援に資する社会資源の情報を共有し、相談者が適切な支援につながるよう市町村、自助グループ等と連携して支援する。	県精神保健福祉センター	保健所	—	—	・本人や家族からの相談を受け、状況に応じて、専門医療機関や自助グループ等を紹介するなど、関係機関と連携しながら支援を行った。	・引き続き、相談支援を行っていく。	—	—	
			【村山】 —	—	精神保健福祉センターと、アルコール依存症等の治療、回復支援に資する社会資源の情報共有、市町村と連携しながら支援を行った。	引き続き相談者が、適切な支援につながるよう精神保健福祉センターと社会資源についての情報共有を行い、市町村と連携しながら支援を行っていく。	—	—	
			【最上】 ・精神保健福祉相談事業	・精神疾患に関する患者本人及び家族からの相談に応じる	・電話や来所による相談に応じ、専門医療機関や自助グループ、家族会等の情報を提供し、相談者の状況に応じて関係機関と連携して支援した。	・引き続き、相談を受け、関係機関と連携し対応していく。	—	—	
			【置賜】 —	—	・保健所で相談を受け、状況に応じて、専門医療機関や自助グループ等を紹介するなど、関係機関と連携しながら支援を行った。	・引き続き、住民からの相談に応じ、適切な助言や情報提供を行う。また、必要時関係機関とも連携しながら対応していく。	—	—	
			【庄内】 ・依存症患者回復支援事業 ・心の健康づくり推進事業	・自助グループとの連携 ・自助グループの紹介 ・アルコール関連問題研修会	・断酒会をはじめとする自助グループと連携を行い、活動状況の報告を把握したり、活動に出席した。 ・アルコール関連問題啓発週間における、自助グループに関する情報提供を実施した。 ・要支援者を早期に発見し、適切な治療や支援に繋げるため、依存症問題とその対応について、関係機関の支援者等を対象に、講演、情報提供を行った。 ・庄内地域の方が出席できる自助グループ一覧を県ホームページに掲載した。	・引き続き、自助グループとの連携を継続する。 ・引き続き、依存症に関する研修会を企画、実施する。	7 111	10 154	
	県精神保健福祉センター	保健所	アルコール家族ミーティング等を開催し、本人及びその家族を支援する。	・依存症患者回復支援事業	・患者家族に対し、依存症の知識と本人への援助方法の学習機会を提供することで本人・家族の回復を支援する。	・依存症相談会及びアルコール家族ミーティングを開催した。 (依存症相談会：6回、アルコール家族ミーティング：実施回数38回 延102名参加)	・引き続き、アルコール家族ミーティング等の開催による本人及び家族支援を行っていく。	788 の一部	1,647 の一部
			地域の相談支援に携わる職員に対し、精神科医師による助言や関係者の情報交換などの支援を行うと共に、研修会を開催し、支援スキルの向上に努める。	【村山】 —	—	・実施なし。	アルコール関連問題に関する専門的知識や対処法等に関する研修会の実施について検討していく。	—	—
				【最上】 ・精神障がい者理解促進啓発事業	・精神保健福祉関係者や精神障がい者の家族を対象とした研修会等を行い、相談窓口や関係機関の受け皿機能の強化、支援者の能力向上を図る。	・令和8年2月17日に依存症に関する研修会を開催し、市町職員等15名が受講した。令和8年3月16日個別相談会を開催し、市町村職員からのケース相談に対応した。	・引き続き個別相談会等を開催し、相談窓口や関係機関の受け皿機能の強化、支援者の能力向上を図り、相談支援体制の充実を推進していく。	60 の一部	92 の一部
				【置賜】 ・精神障がい者理解促進啓発事業	・精神保健福祉関係者を対象とした研修会を行い、正しい知識の普及啓発及び精神障がい者の社会参加の促進を図る。	・令和7年度はアルコールに関しての研修は実施無し。	・アルコール関連問題に関する専門的知識や対処法等に関する研修会の実施について検討していく。	—	64
				【庄内】 ・心の健康づくり推進事業	・アルコール関連問題研修会	・要支援者を早期に発見し、適切な治療や支援に繋げるため、依存症問題とその対応について、関係機関の支援者等を対象に、講演、情報提供を行った。	・引き続き、依存症に関する研修会を企画、実施する。	111	154
一般医療機関に対し、アルコール依存症や専門医療機関等に関する情報提供を行うほか、研修の実施を検討し、依存症当事者が早期治療につながるための連携体制の構築に努める。	障がい福祉課		再掲(Ⅱ-2)						
	県精神保健福祉センター		再掲(Ⅱ-2)						

施策の展開方向(主な取組み)		担当課	事業名	事業の内容	令和7年度末の取組状況及びその評価	改善事項及び今後の対応	令和7年度 決算額	令和8年度 予算額(当初)
	(2)就労及び復職の支援 就労支援機関との連携による社会復帰のための相談支援体制の整備							
	就労を含めた相談支援体制を整備する。	雇用・産業人材育成課	・離転職者職業訓練事業費	・離転職者の早期再就職や障がい者の就業を支援するための職業訓練の実施	・再就職を希望する離転職者及び障がい者の就業に向け、民間教育機関や事業所等に委託して職業訓練を実施。【訓練者数:421名(離転職者)、30名(障がい者)】	・アルコール健康障害のあった方を含む求職者が早期就職に結びくよう、ハローワーク等の関係機関と連携した職業訓練を実施していく。	116,291	184,056
	県精神保健福祉センター、保健所等において、アルコール依存症等の治療、回復支援に資する社会資源の情報を共有し、相談者が適切な支援につながるよう市町村、自助グループ等と連携して支援する。	県精神保健福祉センター	再掲(Ⅲ-1-(1))					
		保健所	再掲(Ⅲ-1-(1))					
2 民間支援団体の活動に対する支援 自助グループの役割や有効性の周知、自助グループの活動の活性化に向けた支援 等								
	県内の自助グループについて周知するとともに、回復者やその家族の体験談を発信すること等により、アルコール依存症の回復における自助グループの役割や有効性を啓発する。	県精神保健福祉センター	・依存症患者回復支援事業	・医療機関や自助グループ等関係機関と連携した、回復支援体制の整備を図る。	・支援機関向けの研修会等で、回復者やその家族等の体験談を発信した。	・引き続き、自助グループと連携し、有効性の周知を図っていく。	788の一部	1,647の一部
		保健所	【村山】 —	—	自助グループのパンフレット等を保健所内で共有を図り、相談があった際に活用した。	普及啓発の機会を捉えて自助グループに関して周知を図る。	—	—
			【最上】 ・精神保健福祉相談事業	・精神疾患に関する患者本人及び家族からの相談に応じる	・電話や来所による相談に応じ、専門医療機関や自助グループ、家族会等の情報を提供し、相談者の状況に応じて関係機関と連携して支援した。	・引き続き、相談を受け、関係機関と連携し対応していく。	—	—
			【置賜】 ・依存症患者回復支援事業	・医療機関や自助グループ等関係機関と連携した、回復支援体制の整備を図る。	・保健所ホームページで自助グループについて周知・啓発を行った。	・引き続き、自助グループと連携し、有効性の周知を図っていく。	50	10
			【庄内】 ・依存症患者回復支援事業	・自助グループとの連携 ・自助グループの紹介	・断酒会をはじめとする自助グループと連携を行い、活動状況の報告を把握したり、活動に出席した。 ・アルコール関連問題啓発週間における、自助グループに関する情報提供を実施した。	・引き続き、自助グループとの連携を継続する。	7	10
	アルコール依存症に関する相談を受けた場合に、本人及びその家族等を自助グループにつなげられるよう、自助グループに関する情報提供や橋渡しを行う。	県精神保健福祉センター	—	—	・相談者の状況に応じ、自助グループについての情報提供等を行った。	・引き続き、自助グループへの橋渡しを積極的に行っていく。	—	—
		保健所	【村山】 —	—	相談者の状況に応じ、自助グループについての情報提供等を行った。	引き続き、自助グループへの橋渡しを積極的に行っていく。	—	—
			【最上】 ・精神保健福祉相談事業	・精神疾患に関する患者本人及び家族からの相談に応じる	・電話や来所による相談に応じ、専門医療機関や自助グループ、家族会等の情報を提供し、相談者の状況に応じて関係機関と連携して支援した。	・引き続き、相談を受け、関係機関と連携し対応していく。	—	—
			【置賜】 —	—	・相談者の状況に応じ、自助グループについての情報提供等を行った。	・引き続き、自助グループへの橋渡しを積極的に行っていく。	—	—
			【庄内】 —	—	・相談に応じ、庄内地域の医療機関や自助グループの紹介を行った。	・引き続き、相談に応じる。	—	—
	アルコール関連問題に関する啓発等を推進するに当たって、より効果的な取組を推進するため、民間団体等との連携を進める。	障がい福祉課	・依存症回復支援事業	・県民に対し、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進する。	・アルコール関連問題啓発週間に合わせ、依存症に関する講演とパネルディスカッションを行った。また、県ホームページやSNSでの周知のほか、パネル展示による普及啓発を図った。	・引き続き、県民に対して飲酒に伴うリスクやアルコール依存症に関する正しい知識の普及啓発を行い、予防や早期治療を推進していく。	788の一部	1,647の一部

施策の展開方向(主な取組み)	担当課	事業名	事業の内容	令和7年度末の取組状況及びその評価	改善事項及び今後の対応	令和7年度 決算額	令和8年度 予算額(当初)
Ⅳ 基盤整備							
1 人材の育成・確保等 医療従事者や相談支援従事者等の養成や資質向上に対する支援 等							
健康診断や保健指導に関わる従事者が、アルコール健康障害の疑われる受診者に対して、飲酒状況の評価や減酒支援等が行えるように支援する。	がん対策・健康長寿日本一推進課	—	—	・特定健診の結果に基づき、適切な保健指導を実施できるよう、特定保健指導従事者研修会を開催した。	・引き続き、特定健診の結果に基づき、適切な保健指導を実施できるよう、特定保健指導従事者研修会を開催する。	—	—
医療従事者や相談支援従事者等の技術向上を目的とした国の「アルコール依存症臨床医等研修」等の各種研修に関する開催情報を提供し受講を呼びかける。	障がい福祉課	・依存症回復支援事業	・県内における依存症治療・相談対応体制の強化を図る。	・依存症対策全国拠点機関が主催する指導者養成研修について医療機関に周知を行い、支援に携わる職員が受講した。	・引き続き、関係機関に対して専門研修への積極的な参加を促し、人材育成を図っていく。	788 の一部	1,647 の一部
支援者の養成や地域の支援体制の構築のため、年1回以上研修会を開催する。	県精神保健福祉センター	・依存症患者回復支援事業	・研修会等を開催し、依存症相談対応に係る関係機関の担当者の資質向上を図る。	・支援者の養成や地域の支援体制の構築のため、関係機関の対象者に対し研修会を開催した。	・引き続き、支援者の養成や地域の支援体制の構築のため、研修会を行っていく。	788 の一部	1,647 の一部
①専門的立場である医師を学校に派遣し、講演や研修会等を実施することで、児童生徒が自分自身の健康課題解決のための学びを深める機会をつくる。また、学校と関係機関や保護者との連携を推進。 ②学校における飲酒に関する教育の充実を図るため、教職員等を対象とした指導者研修会を開催し、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の効果的な指導や取組を実施。	教育局 学校体育保健課	再掲(Ⅰ-1-(1))					
大学において、医学生や看護学生等を対象にアルコール健康障害やアルコール依存症に関する講義を実施。	—	—					
アルコール関連問題の背景にアルコール依存症の疑いがあることを念頭に対処できるよう、支援者を対象に、アルコール関連問題に関する専門的知識や対処法等に関する研修会等を開催し、支援者全体の資質向上を図る。	保健所	【村山】 —	—	・実施なし。	アルコール関連問題に関する専門的知識や対処法等に関する研修会の実施について検討していく。	—	—
		【最上】 ・精神障がい者理解促進啓発事業	・精神保健福祉関係者や精神障がい者の家族を対象とした研修会等を行い、相談窓口や関係機関の受け皿機能の強化、支援者の能力向上を図る。	・令和8年2月17日に依存症に関する研修会を開催し、市町職員等15名が受講した。令和8年3月16日に個別相談会を開催し、市町村職員からのケース相談に対応した。	・引き続き個別相談会等を開催し、相談窓口や関係機関の受け皿機能の強化、支援者の能力向上を図り、相談支援体制の充実を推進していく。	60 の一部	92 の一部
		【置賜】 ・精神障がい者理解促進啓発事業	・精神保健福祉関係者を対象とした研修会を行い、正しい知識の普及啓発及び精神障がい者の社会参加の促進を図る。	・令和7年度はアルコールに関しての研修は実施無し。	・アルコール関連問題に関する専門的知識や対処法等に関する研修会の実施について検討していく。	—	64
		【庄内】 ・心の健康づくり推進事業	・アルコール関連問題研修会	・要支援者を早期に発見し、適切な治療や支援に繋げるため、依存症問題とその対応について、関係機関の支援者等を対象に、講演、情報提供を行った。	・引き続き、依存症に関する研修会を企画、実施する。	111	154
地域でアルコール関連問題に対応する市町村や関係機関の担当者の資質向上を図るため、精神科医師等による事例を基にした助言や関係者の情報交換等による技術的支援を行う。	県精神保健福祉センター	再掲(Ⅱ-4)					
	保健所	再掲(Ⅱ-4)					
2 調査研究の推進等 アルコール関連問題の実態把握や各種取組の効果等の分析に向けた関連データの集積 等							
概ね5年ごと実施する県民健康・栄養調査において、飲酒の状況を把握し、課題解決に向けた有効な取組について検討する。	がん対策・健康長寿日本一推進課	・県民健康・栄養調査	・県民の生活習慣の実態調査を行い、健康づくり施策に活用	・調査結果に基づき、各種健康づくり施策を行った。	・引き続き、調査結果に基づき、各種健康づくり施策を行う。※次回調査(令和10年)	—	—
関係機関と連携し、アルコール健康障害に関する実態把握や各基本的施策に位置付けられた取組の効果等の分析に資するよう関連データの集積を進める。	健康福祉企画課	—	—	・実施しなかった。	・関係機関と連携し、実施について検討していく。	—	—
	障がい福祉課	—	—	・実施しなかった。	・関係機関と連携し、実施について検討していく。	—	—

第 8 次山形県保健医療計画の中間見直しの進め方

1 概要

県の医療計画は、3 年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は、中間見直しを行うよう法令の定めがある（医療法第 30 条の 6）。

これに基づき、令和 8 年度中に現行計画の中間見直しを行うもの。

2 山形県保健医療計画の位置付け 及び 計画期間

県の保健・医療に関する施策の基本指針（令和 6 年度～令和 11 年度）

3 中間見直しの方向性

（1）現行計画の主な記載事項

- 保健医療の現状（統計データ） ■ 基準病床数の算定
- 医療連携体制の整備
- ▶ 5 疾病・6 事業※及び在宅医療に係る目標

（※）5 疾病：①がん、②脳卒中、③心筋梗塞等の心血管疾患、④糖尿病、⑤精神疾患
 6 事業：①小児医療、②周産期医療、③救急医療、④災害時医療、⑤へき地医療、
 ⑥新興感染症発生・まん延時における医療

- その他の医療機能の整備（難病、感染症対策 等）
- 保健医従事者の確保と資質の向上
- 保健・医療・福祉の総合的な取組 ■ 医療費の適正化

（2）見直しの内容

- 国の通知に基づく内容
 - 「医療計画について」（一部改正）
 - 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（一部改正）
 - ・精神疾患の医療体制の構築に係る指針の見直し
 - ・在宅医療の体制構築に係る指針の見直し
 - 「第 8 次医療計画における精神病床に係る基準病床数について」（新規）
 - ・精神病床に係る基準病床数の算定方法見直し
 - 「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」（一部改正）
 - 「医師確保計画策定ガイドライン」（一部改正）
 - 「地域医療構想策定ガイドライン」及び関連通知（新規）
 - 「医療費適正化計画基本方針」（一部改正）
- その他、県の関連する計画の見直しに係る内容

4 主な検討内容及び体制

見直しに当たっては各分野の関係協議会、必要に応じて設置した部会等において意見聴取等を行い、計画全体については県保健医療推進協議会で協議を進める。その後、医療審議会に諮問した上で、計画を決定する。

(具体的な検討内容は別添資料のとおり)

5 今後のスケジュールについて

日程	協議会	部会、他協議会	地域協議会
6月		・見直し案検討	
7月			
8月	第1回協議会(8/5) ・中間見直しの進め方 ・検討体制(部会)の設置		・見直し案検討
9月			
10月	・委員への意見照会		
11月			
12月		・見直し案協議	・見直し案協議
	・見直し案とりまとめ		
1月	第2回協議会 ・中間見直しの策定 閉会中議会 ・常任委員会報告		
2月	・パブリックコメントの実施 ・関係団体・市町村の意見照会	・パブリックコメントの実施	
3月	医療審議会 ・諮問、答申 公示 ・県公報掲載 ・県HP掲載		

第8次山形県保健医療計画の中間見直しにおける検討事項

資料4－2

5 疾病・6 事業及び在宅医療

第2部[各論]			
第2章[疾病及び事業ごとの医療連携体制の整備]			
第2節[地域における医療連携体制]			
1 がん	○健康やまがた安心プラン[がん対策推進計画]<中間見直し>との整合性	<意見聴取> 健康長寿推進協議会	がん対策・健康長 寿日本一推進課
2 脳卒中	○健康やまがた安心プラン[循環器病対策推進計画]<中間見直し>との整合性	<協議・検討> 健康長寿推進協議会	
3 心筋梗塞等の心血管疾患			
4 糖尿病			
5 精神疾患	○山形県障がい福祉計画・山形県障がい児福祉計画<中間見直し>との整合性 ○国の医療計画作成指針等を踏まえた記載事項等の見直し	<意見聴取> 障がい者施策推進協議会	障がい福祉課
6 小児救急を含む小児医療	○国の医療計画作成指針等を踏まえた記載事項等の見直し	<意見聴取> 地域保健医療協議会 (各圏域)	医療政策課 消防救急課（救急 医療のうち救急隊 に関すること）
7 周産期医療			
8 救急医療			
9 災害時における医療			
10 へき地の医療			
11 新興感染症発生・ まん延時における医療			健康福祉企画課
第3章[在宅医療の推進]			
1 在宅医療提供体制の整備	○国の医療計画作成指針等を踏まえた記載事項等の見直し	<意見聴取> 地域保健医療協議会 (在宅医療専門部会)	医療政策課
2 地域包括ケアシステムの深化・推進	○やまがた長寿安心プラン<改定>との整合性	<意見聴取> 高齢者保健福祉推進委員 会	高齢者支援課

第8次山形県保健医療計画の中間見直しにおける検討事項

5 疾病・6 事業以外の項目

項 目	主な検討内容	検討体制	担当課
第1部[総論]			
第3章[保健医療圏の設定と基準病床数]			
2 基準病床数	○国の医療計画作成指針等を踏まえた記載事項等の見直し	(算定基準となる年度の更新)	健康福祉企画課 関係各課
第2部[各論]			
第1章[県民の視点に立った医療提供体制の整備]			
1 保健医療圏における医療提供体制の整備	○国の医療計画作成指針等を踏まえた記載事項等の見直し	<意見聴取> 地域医療構想部会 地域保健医療協議会 (在宅医療専門部会)	医療政策課
2 地域医療構想の推進	○国の医療計画作成指針等を踏まえた記載事項等の見直し		
3 患者の視点に立った安心な医療の確保	○国の医療計画作成指針等を踏まえた記載事項等の見直し		
6 外来医療提供体制の確保	○国の医療計画作成指針等を踏まえた記載事項等の見直し ○山形県外来医療計画<改定>との整合性		
第5章[保健医療従事者の確保と資質の向上]			
1 医師	○国の医療計画作成指針等を踏まえた記載事項等の見直し ○山形県医師確保計画<改定>との整合性	<意見聴取> 地域医療対策協議会	医療政策課
4 保健師、助産師、看護師等	○山形方式・看護師等生涯サポートプログラム<改定>を踏まえた数値目標及び記載事項の見直し	<意見聴取> 山形県看護師等確保推進会議	

項 目	主な検討内容	検討体制	担当課
第7章[保健・医療・福祉の総合的な取組]			
2 高齢者保健医療の推進	○やまがた長寿安心プラン<改定>との整合性	<意見聴取> 高齢者保健福祉推進委員会	高齢者支援課
3 障がい者保健医療福祉の推進	○山形県障がい者計画<中間見直し>との整合性	<意見聴取> 障がい者施策推進協議会	障がい福祉課
4 母子保健医療福祉の充実	○山形県こども・子育て笑顔プラン<改定>との整合性	<意見聴取> こども・子育て笑顔の山形県推進協議会	こども家庭・母子保健課
5 保健福祉施設の機能強化（うち児童相談所）			
第8章[医療費の適正化]			
2 医療の効率的な提供の推進	○国の「医療費適正化計画基本方針」の内容を反映（地域フォーミュラリ等）	<意見聴取> （調整中）	健康福祉企画課

「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」の改正の概要

資料4－3

5 疾病

項目	国の指標例の見直し内容	検討内容	
1 がん	○現行の指標例を継続して使用	計画で掲げる目標が現状に合っているかの確認	がん対策・健康長寿日本一推進課
2 脳卒中	○現行の指標例を継続して使用		
3 心筋梗塞等の心血管疾患	○現行の指標例を継続して使用		
4 糖尿病	○現行の指標例を継続して使用		
5 精神疾患	■地域における支援、危機介入 ○日本DPAT登録機関数（※名称変更） ○早期診療体制充実加算を算定した医療機関数（追加） ○療養生活継続支援加算を算定した医療機関数（追加） ○精神科入退院支援加算を算定した医療機関数（追加） ■診療機能 ○児童思春期支援指導加算を算定した医療機関数（追加） ○心理支援加算を算定した医療機関数（追加） ○非自発的入院の件数（措置入院・緊急措置入院・応急入院・医療保護入院毎の件数）（追加） ■拠点機能 ○高次脳機能障害者支援センター数（※名称変更）	計画に指標として追加するかの検討	障がい福祉課

「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」の改正の概要

6 事業及び在宅医療

項目	国の指標例の見直し内容	検討内容	
6 小児救急を含む小児医療	○現行の指標例を継続して使用	計画で掲げる目標が現状に合っているかの確認	医療政策課 消防救急課（救急医療のうち救急隊に関すること）
7 周産期医療	○現行の指標例を継続して使用		
8 救急医療	○現行の指標例を継続して使用		
9 災害時における医療	○現行の指標例を継続して使用		
10 へき地の医療	○現行の指標例を継続して使用		
11 新興感染症発生・まん延時における医療	○現行の指標例を継続して使用		健康福祉企画課
在宅医療提供体制の整備	■日常の療養支援 ○小児の訪問看護を実施している訪問看護事業所数（※名称変更）		医療政策課

山形県保健医療推進協議会 地域医療構想部会について

1 概要

◆名称：山形県保健医療協議会 地域医療構想部会

◆根拠：山形県保健医療推進協議会設置要綱第6条第1項

◆役割：新たな地域医療構想策定に必要な事項を専門的に調査審議し、県保健医療推進協議会へ報告

※地域医療構想調整会議との関係

当該部会：調整会議での協議に先立ち、県全体を俯瞰した方向性や必要な事項等について審議

地域医療構想調整会議：構想区域等ごとの協議の場

※新たな地域医療構想については、改正医療法第30条の3の3第8項の規定に基づき、山形県医療審議会、市町村及び保険者協議会の意見を聴取したうえで最終的に決定

◆就任期間（任期）：3年間

◆開催方式：オンライン会議方式 ※必要に応じ対面での会議開催も想定

2 部会の所掌事項

- (1) 地域医療構想の策定及び推進に関すること。
- (2) 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関すること。
- (3) その他部会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

3 令和8年度の予定

第1回構想部会 ＜ 夏頃開催 ＞	・ 新たな地域医療構想の策定趣旨・基本的方向性 ・ 医療提供体制の現状と将来見通し ・ 現行構想区域の確認・点検と新たな構想区域検討に向けた考え方 ・ 新たな構想区域における必要病床数の推計方法 ・ 今後の策定スケジュール 等
第2回構想部会 ＜ 年度末頃開催 ＞	・ 第1回構想部会、各地域医療構想調整会議を踏まえた協議 ・ 次年度以降の検討に向けた論点整理 等

※ 地域医療構想策定ガイドライン（7月3日公表）の記載内容を踏まえ協議事項を精査中

以上

計画全体の会議

山形県保健医療推進協議会

- 全体の協議の場
- 医療計画を所管する会議でもあり、一体的に議論が可能

地域医療構想部会

- 各構想区域における病床機能や医療機関機能の調整に対する助言や計画全体の方向性等の議論を行う

連携

二次医療圏・構想区域の会議

地域医療構想調整会議・地域保健医療協議会

座長：各地域医師会会長

- 地域全体の協議の場
- 地域医療構想の実現に向け、部会・WGの検討結果も踏まえ議論を行う。

在宅医療専門部会 座長：各保健所長

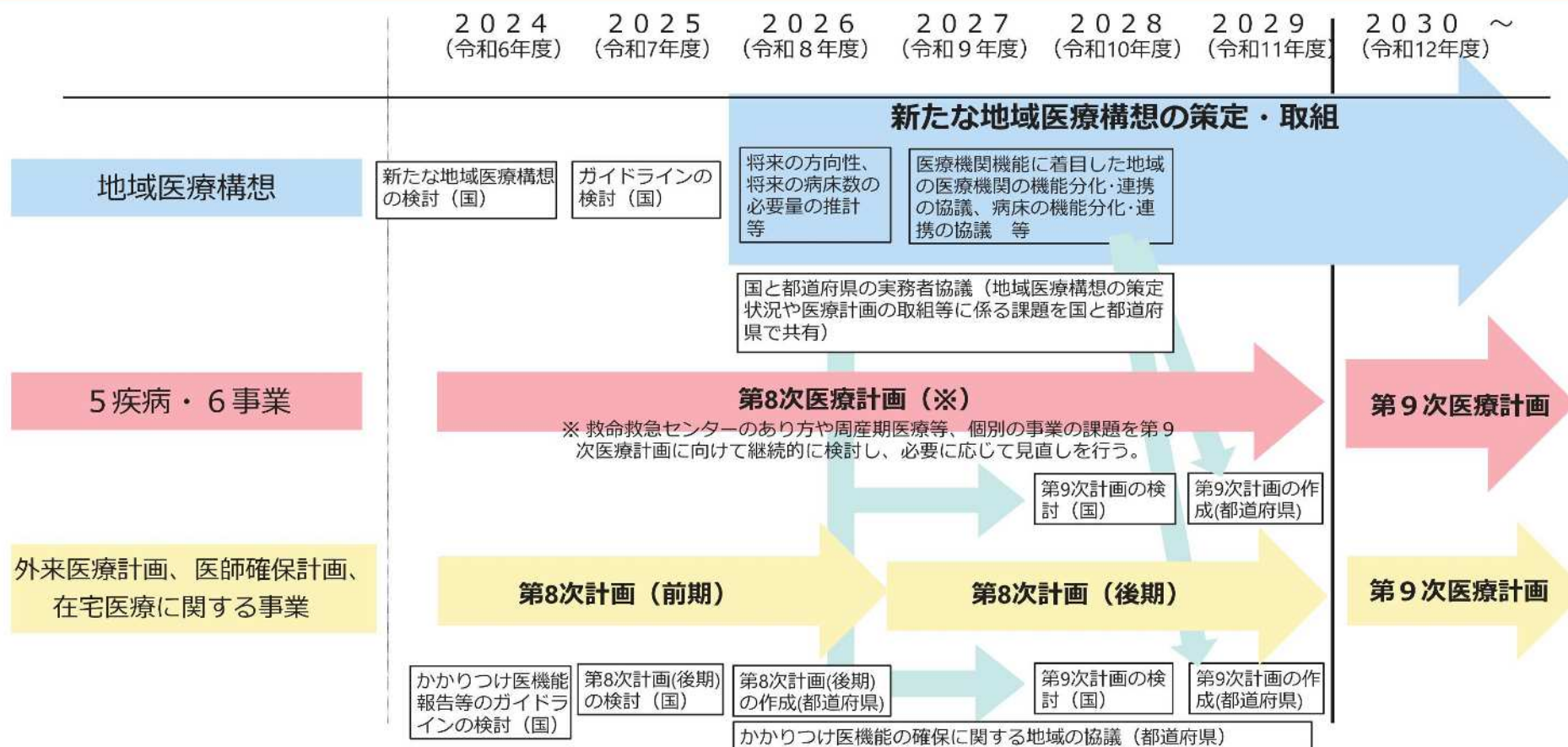
- 在宅医療に関する協議の場
- 在宅医療の拡充や介護との連携、かかりつけ医機能報告を受けた議論などを行う。

病床機能調整ワーキング 座長：各保健所長

- 各病院長が主な委員となるワーキング
- 病床機能の調整に関する議論を行う

新たな地域医療構想と医療計画の進め方

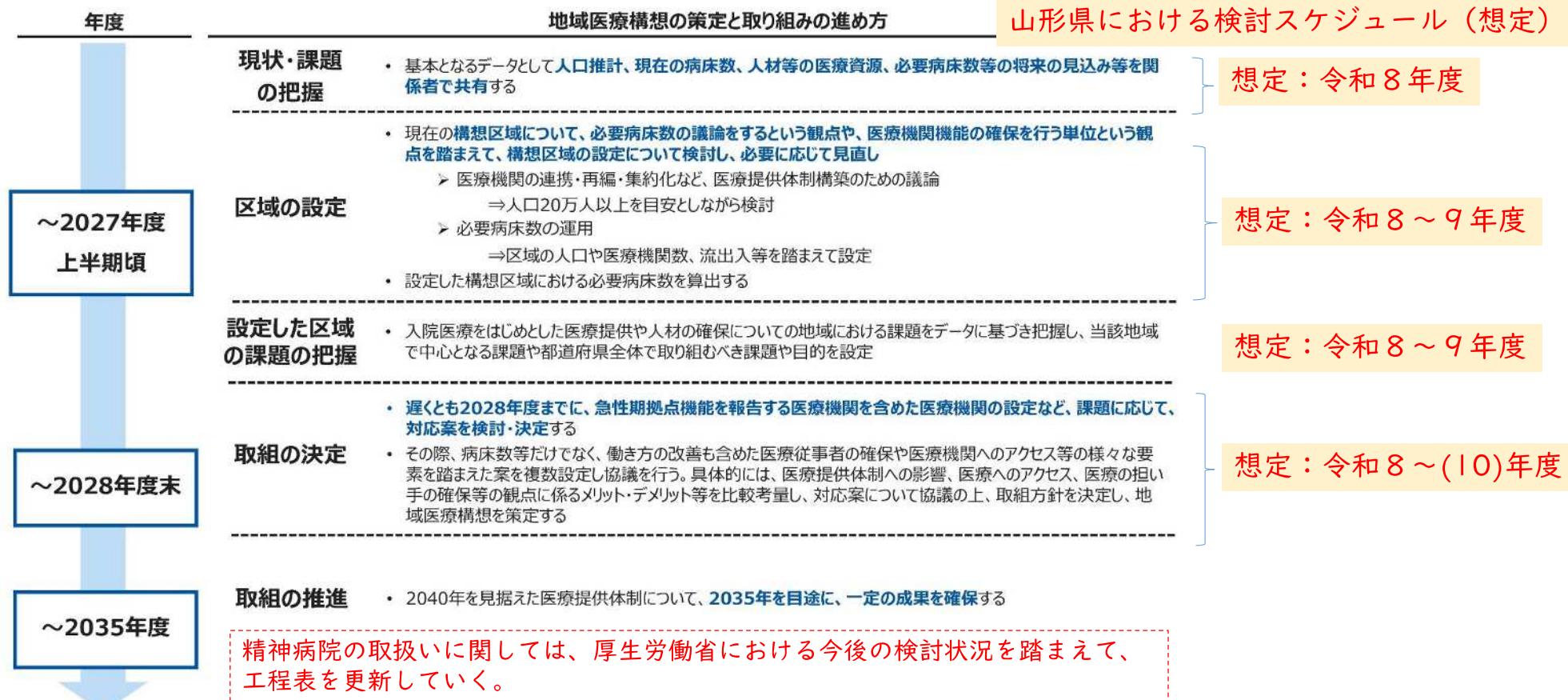
- 新たな地域医療構想について、令和7年度に国でガイドラインを検討・策定し、都道府県において、まず令和8年度に地域の医療提供体制全体の方向性、将来の病床数の必要量の推計等を検討・策定した上で、それを踏まえ、令和9～10年度に医療機関機能に着目した地域の医療機関の機能分化・連携の協議等を行うこととしてはどうか。
- 新たな地域医療構想の内容について、基本的に第9次医療計画に適切に反映されるよう、地域医療構想の策定状況や医療計画の取組等に係る課題を国と県で共有することとしてはどうか。医療計画のうち、5疾病・6事業については、個別の事業の課題を第9次医療計画に向けて継続的に検討し、必要に応じて見直しを行い、また、外来医療計画等の3か年の計画については、令和9年度からの後期計画に向けて必要な検討を行うこととしてはどうか。



- ガイドラインの記載内容を踏まえながら、①現状・課題の把握、②区域の設定、③設定した区域の課題の把握、④取組の決定（**構想の策定**）、⑤取組の推進（**第9次医療計画への反映・取組の具体化**）を進めていく。

新たな地域医療構想の策定・推進に向けたスケジュール

山形県における検討スケジュール（想定）



※ 議論のために必要なデータ等のうち、国から提供する必要があるものについて、国から都道府県に対し、順次提供。また、国から都道府県に対して、定期的に地域医療構想の策定や推進に資するための研修を実施予定。

「出典元：令和8年6月12日厚生労働省講演会資料」

山形県保健医療推進協議会 地域医療構想部会委員

氏名	所属・職名 ※充て職	備考
間中 英夫	山形県医師会 会長	部会長 県医師会役員
篠原 正夫	村山地域地域医療構想調整会議 代表 (山形市医師会会長)	その他 (各地域医療構想調整会議会長)
穀野 真一郎	最上地域地域医療構想調整会議 会長 (新庄市最上郡医師会会長)	その他 (各地域医療構想調整会議会長)
石橋 正道	置賜地域地域医療構想調整会議 代表 (米沢市医師会会長)	その他 (各地域医療構想調整会議会長)
酒井 朋久	庄内地域地域医療構想調整会議 会長 (酒田地区医師会十全堂会長)	その他 (各地域医療構想調整会議会長)
園田 順彦	山形大学医学部附属病院 院長	病院関係者 (三次医療機関)
鈴木 克典	山形県立中央病院 院長	病院関係者 (三次医療機関)
石井 政次	社会福祉法人恩賜財団済生会 山形済生病院 院長	病院関係者 (公的病院代表)
篠田 淳男	篠田総合病院 院長	病院関係者 (民間病院代表)
貞弘 光章	山形市立病院済生館 病院事業管理者	病院関係者 (村山地域)
長瀬 輝顕	山形県立新庄病院 院長	病院関係者 (最上地域)
江口 英行	公立置賜総合病院 院長	病院関係者 (置賜地域)
長岡 明	米沢市立病院 院長	病院関係者 (置賜地域)
橋爪 英二	山形県・酒田市病院機構日本海総合病院 院長	病院関係者 (庄内地域)
鈴木 聡	鶴岡市立荘内病院 院長	病院関係者 (庄内地域)
村上 正泰	山形大学大学院 教授 (県地域医療構想アドバイザー)	副部会長 学識経験者
栗谷 義樹	県地域医療構想アドバイザー	その他 (病院関係者)